

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年4月30日

【発行者の名称】 アルゼンチン共和国
(The Republic of Argentina)

【代表者の役職氏名】 政府代表
Diego Capelli

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸博善

【住所】 東京都千代田区永田町二丁目13番10号
ブルデンシャルタワー
東京青山・青木・狛法律事務所

【電話番号】 東京(03)5157-2700

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸博善
弁護士 鈴木香子
弁護士 渡邊大貴

【住所】 東京都千代田区永田町二丁目13番10号
ブルデンシャルタワー
東京青山・青木・狛法律事務所

【電話番号】 東京(03)5157-2700

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年3月26日に提出した有価証券届出書（平成22年4月22日および4月28日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）の記載事項のうち、未定事項が決定され、訂正すべき箇所がありましたので、下記の添付書類および本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正の内容】

添付書類

- ・補足法律意見書
- ・大統領令

訂正箇所は下線で示されている。

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

1【発行主体】

<訂正前>

- (1) 本書に記載される元本削減債（以下に定義される。）、2017年グローバル債（以下に定義される。）、元本維持債（以下に定義される。）、2013年債（以下に定義される。）およびGDP連動証券（以下に定義される。）は、アルゼンチン共和国（以下「アルゼンチン」、「共和国」または「政府」という。）により発行される。元本削減債、2017年グローバル債、元本維持債、2013年債およびGDP連動証券の募集（以下「本エクスチェンジ・オファー」という。）は、新証券の発行を対価として、2005年前対象証券に表章されるアルゼンチンの不履行債務を再編および消却し、アルゼンチンを、いかなる行政上の請求、訴訟または仲裁請求を含むいかなる関連要求からも免責し、提供された対象証券に関連するアルゼンチンに対する訴訟手続を解除するために行われる。

本債券は、財政管理および公共部門管理制度法（法律第24,156号）、2010年予算法（法律第26,546号）、法律第26,017号（「ロック法」として知られている。）およびロック法の効力を一時的に停止させた法律第26,547号に基づき発行される。

以下には、共和国が発行するアルゼンチン共和国円貨元本削減債（以下「元本削減債」という。）、アルゼンチン共和国米ドル建2017年グローバル債（以下「2017年グローバル債」という。）、アルゼンチン共和国円貨元本維持債（以下「元本維持債」という。）およびアルゼンチン共和国米ドル建2013年債（以下「2013年債」という。）について記載されており、別段の記載がない限りまたは文脈により、「本債券」とは元本削減債、2017年グローバル債、元本維持債、2013年債のすべてまたはそれらのいずれかをいい、また、円貨GDP連動証券を含めていう場合もある。また、「本債権者」とは、本債券の所持人を指す。

なお、本書に記載される元本削減債、2017年グローバル債、元本維持債、2013年債およびGDP連動証券の発行および募集と同時に、アルゼンチン共和国ユーロ建元本削減債、アルゼンチン共和国米ドル建2017年グローバル債、アルゼンチン共和国ユーロ建元本維持債、アルゼンチン共和国ユーロ建2013年債およびユーロGDP連動証券が、共和国により発行および募集される。かかる発行および募集につき、有価証券届出書が本書日付で関東財務局長に提出されている。

債券の発行による資金調達を目的とした特別会計は存在しない。

- (2) 日本における本エクスチェンジ・オファーと同時に、アルゼンチンは、アメリカ合衆国およびその他の国において、一定の対象証券の所持人を対象に、元本削減債、2017年グローバル債、元本維持債、2013年債およびGDP連動証券と実質的に同様の条件の新証券をその募集資料に記載されているところに従って募集する。アメリカ合衆国およびその他の国における募集は、本エクスチェンジ・オファーの条件と実質的に同様の条件によりなされる。アメリカ合衆国およびその他の国における募集を、「アメリカ合衆国等における同時募集」という。

<中略>

本書記載の日本における本エクスチェンジ・オファーの条項および条件に従い、申込者はその対価の一部として、当該申込者が提供し、アルゼンチンにより受諾されるいずれかの対象証券と引換えに、元本削減債およびその他の証券（以下「元本削減債オプション」という。）または元本維持債およびその他の証券（以下「元本維持債オプション」という。）を受領することを選択するかまたはその割当を受けることができる。以下は元本削減債オプションおよび元本維持債オプションについての一定の主要な相違点である。

元本削減債オプションを選択する2005年前対象証券の保有者は、申込みを行う対象証券の対象金額の33.7%に相当する元本削減債の元本金額を受領する。一方で、元本維持債オプションを選択する保有者は（割当を受ける範囲内で）、申込みを行う対象証券の対象金額の100%に相当する元本金額の元本維持債を受領する。元本削減債は元本維持債の最終満期（2038年）より5年早く、2033年に満期が到来する。元本削減債の利息の一部は2013年12月31日まで元本に組入れられるものの、元本削減債は元本維持債よりも高い利率で利息

が発生する。元本削減債オプションを選択する2005年前対象証券の保有者は、その対価合計または対価の一部として2017年グローバル債を受領する。一方で、元本維持債を選択し割当てられる2005年前対象証券の保有者は、2013年債を受領する。2017年グローバル債は、2013年債より4年遅く満期が到来し、2013年債より高い利率で利息が発生する。2017年グローバル債はおよび2013年債は米ドル建である。2005年前対象証券の保有者は、元本削減債オプションまたは元本維持債オプションを選択するまたは割当てられるに関わらず、GDP連動証券の同じ想定元本を受領する。

申込者が2005年前対象証券を提供して申込む場合、当該申込者は以下のそれぞれの組み合わせによる債券を受領することを選択することができる。

提供される 2005年前対象証券	元本削減債オプション による受領証券	元本維持債オプション による受領証券
第4 - 7回の円貨債券	<ul style="list-style-type: none"> 元本削減債 2017年グローバル債 GDP連動証券 	<ul style="list-style-type: none"> 元本維持債 2013年債 GDP連動証券

< 中 略 >

なお、本エクスチェンジ・オファーにおいて、2017年グローバル債（キャッシュ・オフリングによるものを除く。）、2013年債およびGDP連動証券は、上記の組合せの一部として発行されるものであり、独立に発行されるものではない。

< 訂正後 >

- (1) 本書に記載される元本削減債（以下に定義される。）、2017年グローバル債（以下に定義される。）、元本維持債（以下に定義される。）およびGDP連動証券（以下に定義される。）は、アルゼンチン共和国（以下「アルゼンチン」、「共和国」または「政府」という。）により発行される。元本削減債、2017年グローバル債、元本維持債およびGDP連動証券の募集（以下「本エクスチェンジ・オファー」という。）は、新証券の発行および（一定の場合において）現金支払いを対価として、2005年前対象証券に表章されるアルゼンチンの不履行債務を再編および消却し、アルゼンチンを、いかなる行政上の請求、訴訟または仲裁請求を含むいかなる関連要求からも免責し、提供された対象証券に関連するアルゼンチンに対する訴訟手続を解除するために行われる。

本債券は、財政管理および公共部門管理制度法（法律第24,156号）、2010年予算法（法律第26,546号）、法律第26,017号（「ロック法」として知られている。）およびロック法の効力を一時的に停止させた法律第26,547号に基づき発行される。

以下には、共和国が発行するアルゼンチン共和国円貨元本削減債（以下「元本削減債」という。）、アルゼンチン共和国米ドル建2017年グローバル債（以下「2017年グローバル債」という。）およびアルゼンチン共和国円貨元本維持債（以下「元本維持債」という。）について記載されており、別段の記載がない限りまたは文脈により、「本債券」とは元本削減債、2017年グローバル債および元本維持債のすべてまたはそれらのいずれかをいい、また、円貨GDP連動証券を含めていう場合もある。また、「本債権者」とは、本債券の所持人を指す。

なお、本書に記載される元本削減債、2017年グローバル債、元本維持債およびGDP連動証券の発行および募集と同時に、アルゼンチン共和国ユーロ建元本削減債、アルゼンチン共和国米ドル建2017年グローバル債、アルゼンチン共和国ユーロ建元本維持債およびユーロGDP連動証券が、共和国により発行および募集される。かかる発行および募集につき、有価証券届出書が本書日付で関東財務局長に提出されている。

債券の発行による資金調達を目的とした特別会計は存在しない。

- (2) 日本における本エクスチェンジ・オファーと同時に、アルゼンチンは、アメリカ合衆国およびその他の国において、一定の対象証券の所持人を対象に、元本削減債、2017年グローバル債、元本維持債およびGDP連動証券と実質的に同様の条件の新証券をその募集資料に記載されているところに従って募集する。アメリカ合衆国およびその他の国における募集は、本エクスチェンジ・オファーの条件と実質的に同様の条件によりなされる。アメリカ合衆国およびその他の国における募集を、「アメリカ合衆国等における同時募集」という。

< 中 略 >

本書記載の日本における本エクスチェンジ・オファーの条項および条件に従い、申込者は、当該申込者が提供し、アルゼンチンにより受諾されるいずれかの対象証券と引換えに、元本削減債およびその他の証券（以下「元本削減債オプション」という。）または元本維持債およびその他の証券（以下「元本維持債オプション」という。）を受領することを選択することができる。以下は元本削減債オプションおよび元本維持債オプションについての一定の主要な相違点である。

元本削減債オプションを選択する2005年前対象証券の保有者は、申込みを行う対象証券の対象金額の33.7%に相当する元本削減債の元本金額を受領する。一方で、元本維持債オプションを選択する保有者は（割当を受ける範囲内で）、申込みを行う対象証券の対象金額の100%に相当する元本金額の元本維持債を受領する。元本削減債は元本維持債の最終満期（2038年）より5年早く、2033年に満期が到来する。元本削減債の利息の一部は2013年12月31日まで元本に組入れられるものの、元本削減債は元本維持債よりも高い利率で利息が発生する。元本削減債オプションを選択する2005年前対象証券の保有者は、その対価合計または対価の一部として、2003年12月31日に元本削減債が発行されていたとしたら、2003年12月31日から2009年12月31日（当日

を除く。)までの期間につき発生し支払うべきであった利息の支払いとして、米ドル建の2017年グローバル債を受領する。一方で、元本維持債を選択し割当てられる2005年前対象証券の保有者は、最終決済期日に、2003年12月31日に元本維持債が発行されていたとしたら、2003年12月31日から2009年9月30日(当日を除く。)までの期間につき発生した利息の支払いとして、受領する元本維持債の表示通貨による現金支払いを受領する。同一対象証券の同一対象金額に関して、元本削減債オプションで発行される2017年グローバル債の元本金額は、元本維持債オプションにおける現金支払いよりも大きく、これは上記の利息発生期間中の元本維持債と元本削減債の利率の差による。しかし、2017年グローバル債は7年後に満期を迎えるのに対して、元本維持債における現金支払いは、最終決済期日になされる。2005年前対象証券の保有者は、元本削減債オプションまたは元本維持債オプションを選択するまたは割当てられるに関わらず、GDP連動証券の同じ想定元本を受領する。

本エクステンジ・オファーにおいて申込みが行われアルゼンチンにより受諾された2005年前対象証券の申込者に発行されるGDP連動証券の「想定元本」とは、当該2005年前対象証券の対象金額、または適用ある2003年為替レートを用いて得られる、当該GDP連動証券が表示される通貨でのその同等額である。想定元本はGDP連動証券に対する支払い(もしあれば)の計算のために用いられるが、GDP連動証券については元本の支払いはない。

申込者が2005年前対象証券を提供して申込みの場合、当該申込者は以下のそれぞれの組み合わせによる債券を受領することを選択することができる。

提供される 2005年前対象証券	元本削減債オプション による受領証券	元本維持債オプション による受領証券
第4 - 7回の円貨債券	<ul style="list-style-type: none"> 元本削減債 2017年グローバル債 GDP連動証券 	<ul style="list-style-type: none"> 元本維持債 現金支払い GDP連動証券

(注) 申込者が元本維持債オプションを選択した場合、当該申込者は上記の債券に加え一定の金額を円を受領する。

< 中 略 >

なお、本エクステンジ・オファーにおいて、2017年グローバル債(キャッシュ・オフリングによるものを除く。)およびGDP連動証券は、上記の組合せの一部として発行されるものであり、独立に発行されるものではない。

2【募集要項】

元本削減債

< 訂正前 >

債券の名称	アルゼンチン共和国元本削減債(2010) (「元本削減債」または「2010年元本削減債」)(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	188億円 (注2, 3および4)
各債券の金額	1,000円またはその整数倍	発行価格	額面33.7円につき 金100円(注4)
発行価格の総額	492億円 (注2, 3および4)	利率	下記(注5)参照
償還期限	2033年12月31日 (注6)	申込期間	2010年4月(未定)日から 2010年5月(未定)日まで (グローバル・オフリング が行われる法域において承認 されることを条件とする。) (注4(a), (e)および(f))
申込証拠金	下記(注4)参照	払込期日	2010年6月18日 (注4(e))
申込取扱場所	アルゼンチン共和国大使館(注4(g), (h)および(i))		

(注1)

< 中 略 >

(b) 申込者が元本削減債オプションを選択するまたはその割当てを受ける場合、当該申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年対象証券のいずれかと引換えに、元本削減債を受領する。当該申込者は2017年グローバル債を受領することとはならない。

< 中 略 >

(注3) 日本で応募があり、発行された元本削減債の応募額面総額が188億円に達しない場合は、発行額面総額は、応募および発行された元本削減債のかかる金額に減額される。

(注4) (a) 2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価

申込者が、期間満了日までにその2005年前対象証券を提供して申込みを行い、元本削減債を選択するまたはその割当てを受ける場合、当該申込者は申込みを行う2005年前対象証券の対象金額に0.337の交換比率を乗じた積に相当する当初元本金額の元本削減債を受領することとなる。申込者が受領する元本削減債の当初元本金額は、1,000円未満を切捨てる。申込者が受領する元本削減債の当初元本金額は、下記(d)に定められるとおり、元本に組入れられる利息につき調整されることとなる。

元本削減債、元本維持債、2005年元本削減債または2005年元本維持債の「当初元本金額」は、かかる債券の2003年12月31日現在における当初元本金額をいう。かかる金額は、2005年元本削減債の元本金額に対する元本に組入れられた利息に関する調整を含まない。

< 中 略 >

(b) 2005年対象証券の提供による申込みに対する対価

< 中 略 >

(ii) 2005年対象証券の提供による申込みに対する対価

申込者は本エクステンジ・オファーにおいて申込者が提供しアルゼンチンが受諾する2005年元本削減債または2005年元本維持債の対象金額に0.337の交換比率を乗じた積に一定の調整を加えた金額に相当する当初元本金額の元本削減債を受領することとなる。一定の調整の内容については未定である。

(iii) 2005年対象証券の提供による大口債権者による前期申込期限後の申込みに対する対価

申込者が元本削減債オプションを選択する大口債権者であり、かつ、前期申込期限後にその2005年対象証券を提供して申込みを行う場合、当該申込者は上記の(ii)に記載の適用ある対価から、申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年対象証券の対象金額の100円につき（未定）円に相当する元本削減債の元本金額を控除した金額を受領することとなる。

2005年前対象証券の大口債権者の場合は、以下に記載の「2017年グローバル債」の（注4）

(a)(iii)を参照のこと。

「大口債権者」とは、すべてのシリーズの対象証券に関して、1,000,000米ドル（もしくは開始時の為替レートによるその他の通貨によるその相当金額）またはそれを上回る元本総額の対象証券を提供する保有者をいう。

「小口債権者」とは、大口債権者以外の対象証券の保有者をいう。

米ドル当りの日本円の「開始時の為替レート」とは、以下の表に示される為替レートをいう。

通貨	開始時の為替レート (米ドル当りのレート)
日本円	(注)

(注) 開始時の為替レートは、トムソン・ロイターが出版であるグローバル・オフリングの開始時の直前に有効である為替レートをいう。

(iv) 決済の延期を反映するための対価合計および対価の調整

アルゼンチンは、前期決済期日または最終決済期日が何らかの事由で2005年元本削減債または2005年元本維持債に対する将来の利息支払いの基準日（本書に含まれる規定の中で既に見込まれている2005年元本維持債にかかる2010年3月31日の利払日の基準日を除く。）を過ぎて延期した場合、申込みを行う保有者の同意なしに、2005年対象証券の保有者に交付される対価合計または対価を調整する権利を留保している。ただし、アルゼンチンは上記の規定の趣旨を維持するために必要と考える調整に限り行うことができる。

< 中 略 >

(d) 元本金額の調整

申込者がその対象証券と引換えに受領する元本削減債は2009年12月31日（当日を含む。）から利息が付されることとなる。

本エクステンジ・オファアの決済と同時に申込者が受領する元本削減債の元本金額は、当該申込者が受領することのできる当初元本金額に、一定の調整が行われる。一定の調整の内容については未定である。かかる調整は、2005年元本削減債または2005年元本維持債を含め、申込者が申込みを行う対象証券の種類に係わりなく行われる予定である。

申込者の元本削減債の当初元本金額に対するかかる調整は、申込者が元本削減債を保有する決済機構から受領する取引明細書（申込者が当該決済機構の直接参加者である場合）または申込者がその保管会社またはその他仲介証券会社から受領する取引明細書（申込者が直接参加者でない場合）に示される金額には反映されない。これは、元本削減債が当初元本金額に基づき決済機構で口座に記入され、取引されるからである。ただし、かかる調整は、申込者の元本削減債に関して支払われる発生利息および元本金額を決定するため有効となる。

- (e) アルゼンチンは申込期間（提出期間）を2つの期間、すなわち、申込期間の最初の8営業日（延長される場合を除く。）からなる前期申込期間と、申込期間の残りの日からなる後期申込期間に分けている。「申込期間」とは、アルゼンチンが本書に記載のとおりエクステンジ・オファアを延長または早期に終了しない限り、エクステンジ・オファアが行われている期間をいう。「前期申込期限」とは、延長される場合を除き、前期申込期間の最終日の午後5時（ニューヨーク市時間）をいう（かかる日時は延長の可能性がある。）。アルゼンチンが本書に記載のとおりエクステンジ・オファアを延長または早期に終了しない限り、提出期間が終了し、エクステンジ・オファアが終了する。この日以降は、申込みを行うことはできない。かかる日を期間満了日という。

- (f) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、払込期日のいずれかまたは両方を1週間程度繰り下げることがある。申込者が前期申込期限より前に対象証券を提供する場合、払込期日は2010年5月7日ごろまたはそれ以降可及的速やかとなる。

(注)

本訂正届出書提出日現在、一部の当局については、グローバル・オフアリングの承認を取得中である。

全ての当局によるグローバル・オフアリングの承認が得られた後速やかに、本エクステンジ・オファアの申込期間は開始されます。本エクステンジ・オファアの申込期間等が決定された場合、それは訂正届出書の提出により速やかに有価証券届出書に反映されます。

- (g) 所在地は東京都港区元麻布2丁目14番14号である。

- (h) 実際に申込者から対象証券の提供および「交換申込書」の提出を受け付け、申込者に代わり申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）に送付する等の申込みに関する事務は、原則として、(i) 保護預りを行っている対象証券については、対象証券を当初販売し、これに伴い対象証券の保護預りを受けた預け先の証券会社が、上記申込取扱場所（アルゼンチン大使館）の委託を受けて、また、(ii) その後譲渡、保管換え等により対象証券を当初販売した証券会社以外の証券会社が保管している場合または保護預りをしていない対象証券については上記申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）が委託する証券会社が、それぞれ取扱いを行う。委託先の証券会社については、対象証券預託先の証券会社またはアルゼンチン共和国大使館（電話番号03-5420-7101）にお問い合わせ下さい。対象証券が登録債の場合は登録内容証明書および譲渡に必要な書類が必要となり、これを登録機関に請求しなければならない。そして、かかる証明書および譲渡に必要な書類ならびに交換申込書の申込取扱場所への提出については、かかる証券会社または登録機関に相談されたい。下記「募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き」を参照のこと。

< 中 略 >

- (注7) アルゼンチンは、本エクステンジ・オファアにおける仲介証券会社の役割につき、これに対して報酬を支払うことはなく、アルゼンチンはいかなる場合においても、かかる仲介証券会社に対して本エクステンジ・オファアにおけるその役割につき、いかなる報酬の支払責任を負うものではない。控除される手数料相当額の2017年グローバル債の元本金額は、未定である。

< 訂正後 >

債券の名称	アルゼンチン共和国元本削減債（2010） （「元本削減債」または「2010年元本削減債」）(注1)
-------	--

記名・無記名の別	無記名式	券面総額	165億5,406万1,000円 (注2, 3および4)
各債券の金額	1,000円またはその整数倍	発行価格	額面33.7円につき 金100円(注4)
発行価格の総額	491億2,184万6,000円 (注2, 3および4)	利率	下記(注5)参照
償還期限	2033年12月31日 (注6)	申込期間	2010年5月7日から 2010年6月7日まで (注4(a)、(e)および(f))
申込証拠金	下記(注4)参照	払込期日	2010年8月2日 (注4(f))
申込取扱場所	アルゼンチン共和国大使館(注4(g)、(h)および(i))		

(注1)

< 中 略 >

(b) 申込者が元本削減債オプションを選択するまたはその割当てを受ける場合、当該申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年対象証券のいずれかと引換えに、元本削減債を受領する。当該申込者は2017年グローバル債を受領することとはならない。

(注) 保有者が2005年対象証券を提供して申し込む場合、当該保有者は本エクスチェンジ・オファーにおいて2017年グローバル債を受領することはない。なぜならば、当該保有者（または当該保有者の2005年対象証券の前保有者）はアルゼンチンの2005年エクスチェンジ・オファーに参加し、2005年元本削減債に対して2003年12月31日から2009年12月31日（当日を含まない。）までの期間につき現金で支払われるべき利息（2009年12月31日に支払われる利息を含む。）または2005年元本維持債に対して2003年12月31日から2010年3月31日（当日を含まない。）までの期間につき現金で支払われるべき利息（2010年3月31日に支払われる利息を含む。）をすでに受領している（または適用ある決済期日までに受領する）からである。

保有者がいずれかのシリーズの2005年対象証券を提供して申込みを行う場合、当該保有者は本エクスチェンジ・オファーにおいてGDP連動証券を受領することはない。なぜならば、本エクスチェンジ・オファーにおいてアルゼンチンが発行するGDP連動証券は、アルゼンチンの2005年エクスチェンジ・オファーに従い発行された2005年GDP連動証券と実質的に同一であるからである。本エクスチェンジ・オファーにおいて発行されるGDP連動証券は2005年GDP連動証券と実質的に同一であるから、アルゼンチンは保有者が2005年対象証券とともに2005年GDP連動証券を提供して申込みを行うことを求めている。

さらに、保有者がいずれかのシリーズの2005年対象証券を提供して申込みを行う場合に発行される元本削減債の元本総額は、以下の取扱いをしない場合に本エクスチェンジ・オファーに従い発行される場合と比べて、当該保有者が提供した2005年対象証券とともに発行されたGDP連動証券に対してその発行日から2009年12月31日まで（当日を含む。）までの間になされた支払総額のみだけ減額される。なぜなら、2005年前対象証券の保有者は、これらの支払いの利益を受けないことになるからである。申込者が受領する元本削減債の元本金額は、(注4)(b)()に記載される算式に従い決定され、または申込者が元本維持債オプションを選択した大口債権者で、前期申込期限後に2005年対象証券の申込みを行った場合には、申込者が受領する調整された元本削減債の元本金額は、(注4)(b)()に記載される算式に従い決定される。

< 中 略 >

(注3) 日本で応募があり、発行された元本削減債の応募額面総額が165億5,406万1,000円に達しない場合は、発行額面総額は、応募および発行された元本削減債のかかる金額に減額される。

(注4)(a) 2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価

申込者が、期間満了日までにその2005年前対象証券を提供して申込みを行い、元本削減債を選択するまたはその割当てを受ける場合、当該申込者は申込みを行う2005年前対象証券の対象金額に0.337の交換比率を乗じた積に相当する当初元本金額の元本削減債を受領することとなる。申込者が受領する元本削減債の元本金額は、1,000円未満を切捨てる。申込者が受領する元本削減債の当初元本金額は、下記(d)に定められるとおり、元本に組入れられる利息につき調整されることとなる。

元本削減債、元本維持債、2005年元本削減債または2005年元本維持債の「当初元本金額」は、元本組入れされた利息に関する元本削減債または2005年元本削減債の元本金額に対するいかなる調

整も考慮に入れない、発行日における当初元本金額をいう。

< 中 略 >

(b) 2005年対象証券の提供による申込みに対する対価

< 中 略 >

(ii) 2005年対象証券の提供による申込みに対する対価（注）
 申込者が受領する対価合計は、以下の算式に基づき決定される。

$$A = B \times 0.337 - \left(\frac{C + D - E + F}{G} \right)$$

A = 2005年対象証券と引換えに申込者が受領する元本削減債の当初元本金額

B = 本エクステンジ・オファーにおいて申込者が提供しアルゼンチンが受諾する2005年対象証券の対象金額

C = 申込者の「再投資金額」（(x)本エクステンジ・オファーにおいて申込者が提供しアルゼンチンが受諾する2005年対象証券の当初元本金額に、申込者が提供する2005年対象証券に対応する「2005年元本削減債」または「2005年元本維持債」の列に記載される金額を乗じた積と(y)本エクステンジ・オファーにおいて申込者が提供しアルゼンチンが受諾する2005年元本削減債または2005年元本維持債の当初元本金額に対応するGDP連動証券の想定元本に、下表の「GDP連動証券」の列に記載される金額を乗じた積の合計）（必要ある場合は、切捨てにより1円まで求める。））：

提供される 対象金額	2005年元本削減債	2005年元本維持債	GDP連動証券
対象金額 100円あたり	0.26円	0.03円	0.07円

再投資金額は、当該申込者（または当該申込者の2005年対象証券の前所有者）が(a)その2005年元本削減債または2005年元本維持債（適用ある場合）に対して、2003年12月31日から（申込者が2005年元本削減債を提供する場合）2009年12月31日（当日を含まない。）までの期間（2009年12月31日に支払われた利息を含む。）につき、または（申込者が2005年元本維持債を提供する場合）2009年9月30日（当日を含まない。）までの期間（2009年9月30日に支払われた利息を含む。）につきアルゼンチンが現金で支払った利息、および(b)その2005年対象証券とともに発行されたGDP連動証券に対して2005年6月2日から2009年12月31日（当日を含まない。）までの期間にアルゼンチンが行った支払い（2009年12月15日になされた支払いを含む。）につき、当該申込者が当該各支払金額をその支払時に適用あるみなし再投資率にて各再投資期間において再投資していたとしたら（半年ごとの元本組入れを仮定する。）稼得することができたであろう利息収入金額を表す。

D = 当該申込者の2005年対象証券とともに発行されたGDP連動証券に関して、2005年6月2日から2008年12月31日（当日を含まない。）の期間においてアルゼンチンが行った支払い（2008年12月15日に行われた支払いを含む。）の総額に相当する当該申込者の「GDP連動証券調整金額」（必要ある場合は、切捨てにより1円まで求める。）。

E = 申込者が2005年元本削減債により申込み場合、(x) (A) 2003年12月31日から2009年12月31日（当日を除く）までの期間につき申込者が提供した2005年元本削減債につき現金で支払われた利息金額（すなわち、申込者が申し込む2005年元本維持債100円につき14.28251円）に(B) 2017年グローバル債発行価格を乗じてえられる額（必要ある場合は、切捨てにより1円まで求める。）から (y) 上記(X) (A)の金額を控除した額（必要ある場合は、切捨てにより1円まで求める。）、または
 申込者が2005年元本維持債により申込み場合、(x) (A) 申込者（または当該申込者の2005年元本維持債の前所有者）がアルゼンチンの2005年エクステンジ・オファーにおいて2005年元本維持債の代わりに2005年元本削減債を受領することを選択した場合、2003年12月31日（当日を含む。）から2009年12月31日（当日を含まない。）までの期間について2005年元本削減債に関して現金で当該申込者に支払われたであろう利息金額（2009年12月31日に支払われたであろう利息を含む。）に(B) 2017年グローバル債発行価格を乗じてえられる額（必要ある場合は、切捨てにより1円まで求める。）から (y) 2003年12月31日から2010年3月31日（当日を含まない。）までの期間について現金で当該申込者（または当該申込者の2005年元本維持債の前所有者）に支払われた利息の総額（2010年3月31日に支払われた利息を含む。）（必要ある場合は、切捨てにより1円まで求める。）を控除した額

に等しい当該申込者の「利息調整金額」。かかる利息の計算には、対応する2005年元本削減債の当初元本金額および元本に組入れられる利息に関してかかる元本金額に加えられた調整の双方につき現金で支払われた利息が含まれる。

\bar{F} = 本エクステンジ・オファーにおいて当該申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年対象証券の対象金額の100円につき0.4円に相当する交換手数料相当額(必要ある場合は、切捨てにより1円まで求める。)

\bar{G} = 2005年元本削減債に対する2005年元本削減債取引価格

(注) 再投資金額の調整は、2005年前対象証券の保有者は、2005年元本削減債に対して2009年12月31日までにアルゼンチンにより現金で支払われた利息金額についての2017年グローバル債を、それらの金額を再投資することにより上げられていたであろう収益の損失についての調整がされることなく受領することになる一方、本エクステンジ・オファーへの参加を選択する2005年対象証券の保有者(またはその前保有者)はそれらの証券に対する現金による支払いおよびGDP連動証券に対する2009年12月31日までのすべての支払いがなされた時点においてこれを受領し、かつこれを再投資することができたという事実を考慮して行われるものである。

GDP連動証券調整金額の調整は、2005年前対象証券の保有者はGDP連動証券につきいかなる支払いも受領しない一方、2005年対象証券の保有者(またはその前保有者)は2005年6月2日から2009年12月31日(当日を除く)までのすべての期間のGDP連動証券に対する支払いを受領していたという事実を考慮して行われるものである。

利息調整金額は、2005年元本削減債および2005年元本維持債と交換に発行された元本維持債の金額につき、(a)2005年元本維持債に支払われた現金利息の総額とアルゼンチンの2005年の交換で当該申込者が2005年元本削減債を受領することを選擇していたら受領していたであろう現金利息の総額の差額を反映するためならびに(b)2005年元本削減債および2005年元本維持債の保有者はその2005年対象証券に対する現金利息を何らの割引なしに受領しているのに対して、元本削減債オプションを選擇または割当てられる2005年前対象証券の申込者は2003年12月31日から2009年12月31日までの利息に関して額面より低い価格で2017年グローバル債を受領するという事実を反映するためである。

交換手数料相当額は、おおよそ2005年前対象証券の申込者につきインターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャーに支払うべき手数料相当額として、受領する2017年グローバル債から控除される額に相当する。

申込者が受領する元本削減債の当初元本金額は、1,000円未満を切り捨てる。

「みなし再投資率」とは、円にて受領される支払いの再投資については、各再投資期間につき、かかる再投資期間の初日における、ブルームバーグJY0006Mインデックス<GO>に表示される日本円6か月預金のロンドン銀行間出し手金利(LIBOR)の利率をいう。

「再投資期間」とは、2005年元本削減債または2005年元本維持債に対するいかなる利息の支払いまたは2005年GDP連動証券に対するいかなる支払いに関して、かかる支払いが満期になった日(当日を含む。)から当該日の6か月後の応当日(当日を含まない。)までの期間をいい、続く各期間は、先立つ再投資期間の末日(当日を含む。)から当該日の6か月後の応当日までとする。各支払いに関して、最終の再投資期間は、2009年12月31日(当日を含まない。)に終了するものとする。

「2005年元本削減債取引価格」とは、前期申込期限の翌々営業日の午後3時頃(ニューヨーク市時間)において、2005年元本削減債の各シリーズについて、グローバル交換代理人が2005年対象証券価格決定手続を用いて計算する、2005年元本削減債の取引価格(小数点表示)をいう。

「2005年対象証券価格決定手続」とは、グローバル交換代理人が、2005年元本削減債取引価格および2005年元本維持債取引価格を、指定日の指定時間に、かかる証券の買気配値および売気配値につき、アルゼンチンが選定する主要な国際的証券会社5社(ただし、インターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャーは除く。)から受領する気配値に基づく、アルゼンチンが同じく受領する気配値に依拠して計算し、アルゼンチンがこれを確認する手続をいい、かかる気配価格は、当該証券の当初元本金額の百分率として表示され、(i)2005年元本削減債または2005年元本維持債の経過利息、および(ii)2003年12月31日から元本組入れされた利息につき2005年元本削減債の元本金額になされた調整を含む。グローバル交換代理人は、かかるすべての気配値から単一の最も有利な買気配値(最高値)および単一の最も有利な売気配値(最低値)の平均値を計算することにより適用ある取引価格を決定する(必要ある場合は、切捨てにより1円まで求める。)

米ドル当たり日本円の「2010年為替レート」は、ブルームバーグ・ページTKC1で報じた買手側価格に基づき、またはブルームバーグが利用可能でないまたは明らかに誤っている場合、前期申込期限の翌営業日である2010年5月13日午前11時頃(ニューヨーク市時間)に、またはその後可及的速やかに、インターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャーがその単独かつ完全な裁量において選定したいずれかの広く知られた気配値の提供元に基づきインターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャーにより決定される。ただし、アルゼンチンが本エク

チェンジ・オファーをその前に終了している場合はこの限りでない。当該レートは、四捨五入により少数第4位まで求める。当該日を「為替レート決定日」という。アルゼンチンは、前期申込期間の延長を含むいかなる理由でも為替レート決定日を延期することができる。

(iii) 2005年対象証券の提供による大口債権者による前期申込期限後の申込みに対する対価

申込者が元本削減債オプションを選択する大口債権者であり、かつ、前期申込期限後にその2005年対象証券を提供して申込みを行う場合、当該申込者は上記の(ii)に記載の適用ある対価から、申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年対象証券の対象金額の100円につき1円に相当する元本削減債の元本金額を控除した金額を受領することとなる。

2005年前対象証券の大口債権者の場合は、以下に記載の「2017年グローバル債」の(注4)(a)(iii)を参照のこと。

「大口債権者」とは、その提供するすべてのシリーズの対象証券の元本残高が、合計で、1,000,000米ドル（もしくは開始時の為替レートによるその他の通貨によるその相当金額）またはそれを上回る保有者をいう。

「小口債権者」とは、大口債権者以外の対象証券の保有者をいう。

< 中 略 >

米ドル当りの日本円の「開始時の為替レート」とは、以下の表に示される為替レートをいう。

通貨	開始時の為替レート (米ドル当りのレート)
日本円	93.1300

(注) 開始時の為替レートは、ブルームバーグが出版である2010年4月21日に有効である為替レートをいう。

(iv) 決済の延期を反映するための対価合計および対価の調整

アルゼンチンは必要と認める場合には、前期決済期日または最終決済期日が何らかの事由で2005年元本削減債または2005年元本維持債に対する将来の利息支払いの基準日（2005年元本維持債にかかる2010年3月31日の利払日の基準日を除く。）を過ぎて延期した場合、申込みを行う保有者の同意なしに、当該利息支払いを考慮するために必要な限りにおいて、2005年対象証券の保有者に交付される対価合計または対価を調整することができる。

< 中 略 >

(d) 元本金額の調整

申込者がその対象証券と引換えに受領する元本削減債は2009年12月31日（当日を含む。）から利息が付されることとなる。

本エクステンジ・オファーの決済と同時に申込者が受領する元本削減債の元本金額は、当該申込者が受領することのできる当初元本金額に、アルゼンチンの2005年エクステンジ・オファーにおいて、申込者が2005年元本削減債を同じ当初元本金額で発行を受けていた場合、2003年12月31日（当日を含む。）から2009年12月31日（当日を含まない。）までの期間につき元本に組入れられていたであろう利息（2009年12月31日に元本に組入れられた利息を含む。）の部分を加えた金額と同額となる。かかる調整は、2005年元本削減債または2005年元本維持債を含め、申込者が申込みを行う対象証券の種類に係わりなく行われる予定である。

アルゼンチンは、決済機構が元本削減債の取引をその元本金額に基づいて記録し、効力を生じさせると理解している。したがって、申込者の元本削減債の元本金額に対するかかる調整は、申込者が元本削減債を保有する決済機構から受領する取引明細書（申込者が当該決済機構の直接参加者である場合）または申込者がその保管会社またはその他仲介証券会社から受領する取引明細書（申込者が直接参加者でない場合）に示される金額には反映されない。これは、元本削減債が当初元本金額に基づき決済機構で口座に記入され、取引されるからである。ただし、かかる調整は、申込者の元本削減債に関して支払われる発生利息および元本金額を決定するため有効となる。

(e) アルゼンチンは申込期間（提出期間）を2つの期間、すなわち、申込期間の最初の4営業日（延長される場合を除く。）からなる前期申込期間と、申込期間の残りの日からなる後期申込期間に分けている。「申込期間」とは、アルゼンチンが本書に記載のとおりエクステンジ・オファーを延長または早期に終了しない限り、エクステンジ・オファーが行われている期間をいう。「前期申込期限」とは、延長される場合を除き、前期申込期間の最終日である5月12日の午後5時（ニューヨーク市時間）をいう（かかる日時は延長の可能性がある。）。アルゼンチンが本書に記載のとおりエクステンジ・オファーを延長または早期に終了しない限り、提出期間が終了し、エクステンジ・オファーが終了する。この日以降は、申込みを行うことはできない、かかる日を期間満了日という。

(f) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、払込期日のいずれかまたは両方を1週間程度繰り下げることがある。申込者が前期申込期限より前に対象証券を提供する場合、払込期日は2010年6月2日ごろまたはそれ以降可及的速やかとなる。

(g) 所在地は東京都港区元麻布2丁目14番14号である。

(h) 実際に申込者から対象証券の提供および「交換申込書」の提出を受け付け、申込者に代わり申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）に送付する等の申込みに関する事務は、原則として、(i) 保護預りを行っている対象証券については、対象証券を当初販売し、これに伴い対象証券の保護預りを受けた預け先の証券会社が、自主的に、または上記申込取扱場所（アルゼンチン大使館）の委託を受けて、また、(ii) その後譲渡、保管換え等により対象証券を当初販売した証券会社以外の証券会社が保管している場合または保護預りをしていない対象証券については、その後に保護預りを受けた証券会社が自主的に、または上記申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）の委託を受けて、それぞれ取扱いを行う。委託先の証券会社については、対象証券預託先の証券会社またはアルゼンチン共和国大使館（電話番号 03-5420-7101）にお問い合わせ下さい。対象証券が登録債の場合は登録内容証明書および譲渡に必要な書類が必要となり、これを登録機関に請求しなければならない。そして、かかる証明書および譲渡に必要な書類ならびに交換申込書の申込取扱場所への提出については、かかる証券会社に相談されたい。下記「募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き」を参照のこと。

< 中 略 >

(注7) アルゼンチンは、本エクステンジ・オファーにおける仲介証券会社の役割につき、これに対して報酬を支払うことはなく、アルゼンチンはいかなる場合においても、かかる仲介証券会社に対して本エクステンジ・オファーにおけるその役割につき、いかなる報酬の支払責任を負うものではない。控除される手数料相当額の2017年グローバル債の元本金額は、(i)本エクステンジ・オファーにおいて申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年前対象証券の通貨による対象金額総額に適用ある通貨による手数料を適用し、(ii)その金額を2010年為替レートにて2017年グローバル債の通貨に換算し、(iii)その得られた金額を2017年グローバル債発行価格で除し、(iv)必要な場合、1ドル未満を切り捨てることにより、決定される。

「2017年グローバル債発行価格」とは、キャッシュ・オフリングで販売される2017年に満期を迎えるグローバル債の（小数で表示される）発行価格、またはアルゼンチンが同時に行われるキャッシュ・オフリングにおいて2017年満期のグローバル債券を販売せず、財務条件を放棄する場合、2017年グローバル債割引率を用いて前期決済期日まで割引かれた、アルゼンチンによる2017年グローバル債のすべての予定された利息および元本支払いの現在価値の合計の計算により算出された（必要な場合、小数点第5位を四捨五入する。）2017年グローバル債の（小数で表示される）価格を指す。

「2017年グローバル債割引率」とは、2017年グローバル債発行価格の計算のために用いられることがあり、(x)前期申込期限の翌営業日の午後3時頃（ニューヨーク市時間）において、アルゼンチンにより決定される各2017年グローバル債参照証券の平均残存期間について定額方式を用いて計算される、かかる各証券の中間市場利回りの補間関数による算出値から(y) 2017年のアルゼンチン法の相違（デファレンシャル）を控除した差を指す。

「2017年グローバル債参照証券」とは、「Bonar VII」と呼ぶ2013年9月12日満期のBonar VII債、および2017年4月17日満期のBonar X債である。

「2017年のアルゼンチン法の相違」は1.36%であり、アルゼンチンにより算出される、2010年2月17日に終了した3年間におけるアルゼンチン法に準拠する米ドル建の2005年元本削減債の利回りおよびニューヨーク法に準拠する米ドル建の2005年元本削減債の利回りの平均差異を示す。

2017年グローバル債

<訂正前>

債券の名称	アルゼンチン共和国米ドル建2017年グローバル債 (「2017年グローバル債」または「米ドル建2017年グローバル債」)(注1)		
記名・無記名の別	記名式	券面総額	6,188,700米ドル (注2, 3および4)
各債券の金額	1米ドルまたは その整数倍	発行価格	下記(注4)参照
発行価格の総額	6,188,700米ドル (注2, 3および4)	利率	年(未定)%
償還期限	下記(注5)参照	申込期間	2010年4月(未定)日から 2010年5月(未定)日まで (グローバル・オフリングが 行われる法域において承認され ることを条件とする。) (注4(a)(c)および(d))
申込証拠金	下記(注4)参照	払込期日	2010年6月18日 (注4(d))
申込取扱場所	アルゼンチン共和国大使館(注4(e)、(f)および(g))		

<中略>

(注3) 2017年グローバル債の応募額面総額が6,188,700米ドルに達しない場合は、発行額面総額は、応募および発行されない元本削減債の額面金額に比例して減額される。

(注4) (a) 2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価

<中略>

(ii) 2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価

当該申込者が受領する2017年グローバル債の元本総額は以下の算式に基づき決定される。算式については未定である。

(iii) 2005年前対象証券の大口債権者による前期申込期限後の提供による申込みに対する対価

申込者が、(x) 前期申込期限までに元本削減債オプションを選択し、2005年前対象証券を提供して申し込む大口債権者である場合、(y) 期間満了日までに2005年前対象証券を提供して申し込み、元本維持債オプションを選択したが、元本削減債を割り当てられる大口債権者である場合または、(z) 期間満了日までに2005年前対象証券を提供して申し込み、元本削減債を選択するまたは割り当てられる小口債権者である場合、申込者が2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価の一部として受領する対価は、上記の(ii)に記載されている。申込者が大口債権者であり、前期申込期限後に2005年前対象証券を提供し申し込む場合、申込者が2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価の一部として受領する対価は、上記の(ii)に記載の対価から、適用ある2003年為替レートを使用して当該通貨に換算される米ドルによる当該申込者の対象金額相当額1.00米ドル当たり(未定)米ドルに相当する2017年グローバル債の元本金額を控除したものである。

申込者が受領する2017年グローバル債の元本総額は1.00米ドル未満を切捨てる。

「2003年為替レート」は以下の通りである。

(1米ドル当りのレート)

日本円

107.3900

(b) 2017年グローバル債には、次の算式により算出された2017年グローバル債の(小数で表示される)価格がある。算式については未定である。

(c) アルゼンチンは申込期間を2つの期間に分けている。上記、元本削減債の(注4)(e)を参照のこと。

(d) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、払込期日のいずれ

かまたは両方を1週間程度繰り下げることがある。申込者が前期申込期限より前に対象証券を提供する場合、払込期日は2010年5月7日ごろまたはそれ以降可及的速やかとなる。

(注)

本訂正届出書提出日現在、一部の当局については、グローバル・オファリングの承認を取得中である。

全ての当局によるグローバル・オファリングの承認が得られた後速やかに、本エクスチェンジ・オファターの申込期間は開始されます。本エクスチェンジ・オファターの申込期間等が決定された場合、それは訂正届出書の提出により速やかに有価証券届出書に反映されます。

(e) 所在地は東京都港区元麻布2丁目14番14号である。

< 中 略 >

< 訂正後 >

債券の名称	アルゼンチン共和国米ドル建2017年グローバル債 (「2017年グローバル債」または「米ドル建2017年グローバル債」)(注1)		
記名・無記名の別	記名式	券面総額	5,557,511米ドル (注2, 3および4)
各債券の金額	1米ドルまたは その整数倍	発行価格	下記(注4)参照
発行価格の総額	5,557,511米ドル (注2, 3および4)	利率	年8.75%
償還期限	下記(注5)参照	申込期間	2010年5月7日から 2010年6月7日まで (注4(a)(c)および(d))
申込証拠金	下記(注4)参照	払込期日	2010年8月2日 (注4(d))
申込取扱場所	アルゼンチン共和国大使館(注4(e), (f)および(g))		

< 中 略 >

(注3) 2017年グローバル債の応募額面総額が5,557,511米ドルに達しない場合は、発行額面総額は、応募および発行されない元本削減債の額面金額に比例して減額される。

(注4) (a) 2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価

< 中 略 >

(ii) 2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価

当該申込者が受領する2017年グローバル債の元本金額は本エクスチェンジ・オファターにおいて申込者が提供する2005年前対象証券と引換えに受領する元本削減債の当初元本金額100円につき14,28251円(必要があれば、切捨てにより1円まで求める。適用ある2010年為替レートにより調整され、必要ある場合は、1米ドル未満を切り捨てる。)かかる金額は、申込者の元本削減債が2003年12月31日に発行され、当該日(当日を含む。)から2009年12月31日(当日を含まない。)まで、かかる期間につき2005年元本削減債に適用ある、下記に記載の年率により利息を生じていたとしたら、当該元本削減債につき2003年12月31日から2009年12月31日(当日を含まない。)までの期間につき当該申込者に現金にて支払われたであろう利息(2009年12月31日に支払われた利息を含む。)の合計額に相当する。

開始日 (当日を含む。)	終了日 (当日を含まない。)	現金
2003年12月31日	2008年12月31日	2.07%
2008年12月31日	2009年12月31日	3.02%

かかる利息計算には対応する2005年元本削減債の当初元本金額および元本に組入れられた利息につき元本金額に対してなされた調整の双方につき現金で支払われたであろう利息が含まれる。申込者が受領する2017年グローバル債の元本金額は、2017年グローバル債発行価格を反映するための調整はされない。

グローバル・オファリングにおける手数料相当額に相当する2017年グローバル債の一部(対象

金額の0.4%相当）は、申込者が受領する2017年グローバル債の総額から控除される。したがって、申込者が現実に受領する2017年グローバル債の元本合計額は上記の額（必要ある場合、1ドル未満を切り捨てる。）から直前の段落の手数料相当額を控除した額である。

- (iii) 2005年前対象証券の大口債権者による前期申込期限後の提供による申込みに対する対価
申込者が、(x) 前期申込期限までに元本削減債オプションを選択し、2005年前対象証券を提供して申し込む大口債権者である場合、(y) 期間満了日までに2005年前対象証券を提供して申し込み、元本維持債オプションを選択したが、元本削減債を割り当てられる大口債権者である場合または、(z) 期間満了日までに2005年前対象証券を提供して申し込み、元本削減債を選択するまたは割り当てられる小口債権者である場合、申込者が2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価の一部として受領する2017年グローバル債の対価は、上記の(ii)に記載されている。申込者が大口債権者であり、前期申込期限後に2005年前対象証券を提供し申し込む場合、申込者が2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価の一部として受領する2017年グローバル債の対価は、上記の(ii)に記載の対価から、適用ある2003年為替レートを使用して当該通貨に換算される米ドルによる当該申込者の対象金額相当額1.00米ドル当たり0.01米ドルに相当する2017年グローバル債の元本金額を控除したものであり、必要ある場合1.00米ドル未満を切り捨てる。

「2003年為替レート」は以下の通りである。

(1米ドル当りのレート)

日本円 107.3900

グローバル・オフリングにおける手数料相当額に相当する2017年グローバル債の一部（対象金額の0.4%相当）は、申込者が受領する2017年グローバル債の総額から控除される。

- (b) 2017年グローバル債には、キャッシュ・オフリングにおいて販売される2017年グローバル債の（小数で表示される）発行価格に等しい2017年グローバル債発行価格（本書において「2017年グローバル債発行価格」という。）、またはアルゼンチンが同時に行われるキャッシュ・オフリングにおいて2017年満期のグローバル債券を販売せず、財務条件を放棄する場合、2017年グローバル債割引率を用いて前期決済期日まで割引かれた、アルゼンチンによる2017年グローバル債のすべての予定された利息および元本支払いの現在価値の合計の計算により算出された発行価格がある。
- (c) アルゼンチンは申込期間を2つの期間に分けている。上記、元本削減債の（注4）（e）を参照のこと。
- (d) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、払込期日のいずれかまたは両方を1週間程度繰り下げることがある。申込者が前期申込期限より前に対象証券を提供する場合、払込期日は2010年6月2日ごろまたはそれ以降可及的速やかとなる。
- (e) 所在地は東京都港区元麻布2丁目14番14号である。

< 中 略 >

元本維持債

< 訂正前 >

債券の名称	アルゼンチン共和国元本維持債(2010) (「元本維持債」または「2010年元本維持債」)(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	492億円 (注2, 3および4)
各債券の金額	1,000円またはその整数倍	発行価格	額面100円 につき100円(注4)
発行価格の総額	492億円 (注2, 3および4)	利率	下記(注5)参照
償還期限	2038年12月31日 (注6)	申込期間	2010年4月(未定)日から 2010年5月(未定)日まで (グローバル・オフアリング が行われる法域において承認 されることを条件とする。) (注4(d))
申込証拠金	下記(注4)参照	払込期日	2010年6月18日(注4(d))
申込取扱場所	アルゼンチン共和国大使館(注4(e)、(f)および(g))		

(注1) (a) 申込者が元本維持債オプションを選択した場合は、その割当を受けた範囲で、当該申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年前対象証券のいずれかと引換えに以下の新証券の組合せたものを受領することとなる。ただし、下記(注2)の状況下では、当該申込者がたとえ元本維持債オプションを受領することを選択したとしても、元本削減債オプションを割り当てられる可能性がある。2013年債は、ルクセンブルク証券取引所に上場される。

- ・ 元本維持債
- ・ 2013年債
- ・ GDP運動証券

(b) 申込者が2005年対象証券を提供して元本維持債オプションを選択した場合は、その割当を受けた範囲で、当該申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年対象証券のいずれかと引き換えに元本維持債を受領する。当該申込者は2013年債を受領することとはならない。ただし、下記(注2)の状況下では、当該申込者がたとえ元本維持債オプションを受領することを選択したとしても、元本削減債オプションを割り当てられる可能性がある。

(注2)

< 中 略 >

アルゼンチンは、グローバル・オフアリングおよび本エクステンジ・オファーにおいて、元本総額(未定)米ドルまたは適用ある2010年為替レートによるその他の通貨の相当額の元本総額上限額(元本維持債オプション上限額)までに限り、元本維持債(本エクステンジ・オファーにより発行されるものを含む。)を発行することができる。元本維持債オプションが選択された(申込者1人当たりの元本維持債オプション制限の適用後)すべての対象証券につき発行されるであろう元本維持債の元本金額の米ドル相当額が元本維持債オプション上限額を超えない場合、アルゼンチンは本エクステンジ・オファーに従い申込みを行った申込者が選択した元本維持債の総額に等しい金額の元本維持債を発行する。元本維持債オプションが選択された(申込者1人当たりの元本維持債オプション制限の適用後)すべての対象証券につき発行されるであろう元本維持債の元本金額の米ドル相当額が元本維持債オプション上限額を超える場合、アルゼンチンは、有効に元本維持債オプションを選択した申込みを行った申込者間で、かかる上限額を按分比例方式により割当てる。元本維持債オプションを選択した対象証券の申込みが按分比例になった範囲で、その部分は元本削減債オプションに再分配される。

申込みを行った申込者間における元本維持債オプションの割当は、申込者1人当たりの元本維持債オプション制限の適用後、グローバル・オフアリングに従い提出された元本維持債オプションを選択するすべての申込みに及びこととなる。上記の定めに従い元本維持債の割当につきアルゼンチンが行うすべての決定は終局的かつ拘束力あるものとなる。

< 中 略 >

(注3) 日本で応募があり、発行された元本維持債の応募額面総額が492億円に達しない場合は、発行額面総額は、かかる金額に減額される。

(注4)

< 中 略 >

(b) 2005年対象証券の提供による申込みに対する対価

2005年対象証券の提供による元本維持債の申込みに対する対価は、2005年対象証券の保有者に対して、本エクスチェンジ・オファーにおいて2005年前対象証券の保有者が受領する対価とほぼ同等の対価を提供する目的で、アルゼンチンにより定式化されたものである。

< 中 略 >

(ii) 2005年対象証券の提供による申込み

申込者は本エクスチェンジ・オファーにおいて申込者が提供しアルゼンチンが受諾する2005年元本削減債または2005年元本維持債の対象金額に一定の調整を加えた金額に相当する当初元本金額の元本維持債を受領することとなる。一定の調整の内容については未定である。

< 中 略 >

(iii) 決済の延期を反映するための対価合計および対価の調整

アルゼンチンは、前期決済期日または最終決済期日が何らかの事由で2005年元本削減債または2005年元本維持債に対する将来の利息支払いの基準日（本書に含まれる規定の中で既に見込まれている2005年元本維持債にかかる2010年3月31日の利払日の基準日を除く。）を過ぎて延期した場合、申込みを行う保有者の同意なしに、2005年対象証券の保有者に交付される対価合計または対価を調整する権利を留保している。ただし、アルゼンチンは上記の規定の趣旨を維持するために必要と考える調整に限り行うことができる。

< 中 略 >

(d) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、払込期日のいずれかまたは両方を1週間程度繰り下げることがある。

(注)

本訂正届出書提出日現在、一部の当局については、グローバル・オフリングの承認を取得中です。

全ての当局によるグローバル・オフリングの承認が得られた後速やかに、本エクスチェンジ・オファーの申込期間は開始されます。本エクスチェンジ・オファーの申込期間等が決定された場合、それは訂正届出書の提出により速やかに有価証券届出書に反映されます。

(e) 所在地は東京都港区元麻布2丁目14番14号である。

(f) 実際に申込者から対象証券の提供および「交換申込書」の提出を受け付け、申込者に代わり申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）に送付する等の申込みに関する事務は、原則として、
(i) 保護預りをしている対象証券については、対象証券を当初販売し、これに伴い対象証券の保護預りを受けた預け先の証券会社が、上記申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）の委託を受けて、また、
(ii) その後譲渡、保管換え等により対象証券を当初販売した証券会社以外の証券会社が保管している場合または保護預りをしていない対象証券については上記申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）が委託する証券会社が、それぞれ取扱いを行う。委託先の証券会社については、対象証券預託先の証券会社またはアルゼンチン共和国大使館（電話番号 03-5420-7101）にお問い合わせ下さい。対象証券が登録債の場合は登録内容証明書および譲渡に必要な書類が必要となり、これを登録機関に請求しなければならない。そして、かかる証明書および譲渡に必要な書類ならびに交換申込書の申込取扱場所への提出については、かかる証券会社または登録機関に相談されたい。下記「募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き」を参照のこと。

< 中 略 >

(注7) アルゼンチンは本エクスチェンジ・オファーにおける仲介証券会社の役割につき、これに対して報酬を支払うことはなく、アルゼンチンはいかなる場合においても、かかる仲介証券会社に対して本エクスチェンジ・オファーにおけるその役割につき、いかなる報酬の支払責任を負うことはない。
控除される手数料相当額の2013年債の元本金額は、未定である。

< 訂正後 >

債券の名称	アルゼンチン共和国元本維持債(2010) (「元本維持債」または「2010年元本維持債」)(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	491億2,184万6,000円 (注2,3および4)
各債券の金額	1,000円またはその整数倍	発行価格	額面100円 につき100円(注4)
発行価格の総額	491億2,184万6,000円 (注2,3および4)	利率	下記(注5)参照
償還期限	2038年12月31日 (注6)	申込期間	2010年5月7日から 2010年6月7日まで (注4(d))
申込証拠金	下記(注4)参照	払込期日	2010年8月2日(注4(d))
申込取扱場所	アルゼンチン共和国大使館(注4(e)、(f)および(g))		

(注1)(a) 申込者が元本維持債オプションを選択した場合は、その割当を受けた範囲で、当該申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年前対象証券のいずれかと引換えに以下の新証券の組合せたものを受領することとなる。また、以下の新証券に加え、最終決済期日に、一定額の現金を受領する。ただし、下記(注2)の状況下では、当該申込者がたとえ元本維持債オプションを受領することを選択したとしても、元本削減債オプションを割り当てられる可能性がある。

- ・ 元本維持債
- ・ 現金支払い
- ・ GDP連動証券

現金支払いに関して、申込者は、申込者が本エクスチェンジ・オファーにおいて申し込んだ2005年前対象証券と交換に申込者が受領する元本維持債の当初元本金額100円につき1,485円の現金支払い(必要ある場合、1円未満を切り捨てる。)を受領する。かかる金額は、申込者の元本維持債が2003年12月31日に発行され、当該日(当日を含む。)から2009年9月30日(当日を含まない。)まで、かかる期間につき2005年元本維持債に適用ある、下記に記載の年率により利息を生じていたとしたら、当該元本削減債につき2003年12月31日から2009年9月30日(当日を含まない。)までの期間につき当該申込者に現金にて支払われたであろう利息(2009年9月30日に支払われた利息を含む。)の合計額に相当する。

開始日 (当日を含む。)	終了日 (当日を含まない。)	現金
2003年12月31日	2009年3月31日	0.24%
2009年3月31日	2009年9月30日	0.45%

グローバル・オファリングにおける手数料相当額に相当する現金支払いの一部(対象金額の0.4%相当)は、申込者が受領する現金支払いの金額から控除される。

したがって、申込者が現実に受領する現金支払いの合計額は上記の額(必要ある場合、1円未満を切り捨てる。)から直前の段落の手数料相当額を控除した額である。下表は、元本維持債オプションを選択して、100万円の対象金額の2005年前対象証券を申し込んだ申込者に対する、元本維持債オプションが按分比例されないことを前提とした、現金支払いの要約である。

手数料相当額控除後の現金支払い

元本維持債に対する過去の 利息に関する現金支払い	手数料相当額	申込みを行った保有 者が受領する現金
14,850円	4,000円	10,850円

(申し込みの行われた対象金額または受領される元本維持債の当初元本金額100万円について)

(b) 申込者が2005年対象証券を提供して元本維持債オプションを選択した場合は、その割当を受けた範囲で、当該申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年対象証券のいずれかと引き換えに元本維持債を受領する。当該申込者はいかなる現金支払いも受領することとはならない。(注)ただし、下記(注2)の状況下では、当該申込者がたとえ元本維持債オプションを受領することを選択したとしても、元本削減債オプションを割り当てられる可能性がある。

(注) 保有者は本エクスチェンジ・オファーにおいて2005年対象証券を提供していかなる現金支払いも受領することはない。なぜならば、当該保有者(または当該保有者の2005年対象証券の前保有者)

はアルゼンチンの2005年エクステンジ・オファーに参加し、(i)当該保有者が、2005年元本維持債を提供して申し込む場合、2005年元本維持債に対して2003年12月31日から2010年3月31日（当日を含まない。）までの期間につき現金で支払われるべき利息（2010年3月31日に支払われる利息を含む。）、または当該保有者が、2005年元本削減債を提供して申し込む場合、2005年元本維持債に支払われる利息を超過する総額の現金による利息の支払いを、および(ii)2005年対象証券とともに発行された2005年GDP連動証券に対してなされた支払いをすでに受領している（または最終決済期日まで受領する）からである。

さらに、保有者がいずれかのシリーズの2005年対象証券を提供して申込みを行う場合に発行される元本維持債の元本総額は、以下の取扱いをしない場合に本エクステンジ・オファーに従い発行される場合と比べて、当該保有者が提供した2005年対象証券とともに発行されたGDP連動証券に対してその発行日から2009年12月31日まで（当日を含む。）までの間になされた支払総額のみだけ減額される。なぜなら、2005年前対象証券の保有者は、これらの支払いの利益を受けないことになるからである。

保有者がいずれかのシリーズの2005年対象証券を提供して申込みを行う場合、当該保有者は本エクステンジ・オファーにおいてGDP連動証券を受領することはない。なぜならば、本エクステンジ・オファーにおいてアルゼンチンが発行するGDP連動証券は、アルゼンチンの2005年エクステンジ・オファーに従い発行された2005年GDP連動証券と実質的に同一であるからである。本エクステンジ・オファーにおいて発行されるGDP連動証券は2005年GDP連動証券と実質的に同一であるから、アルゼンチンは保有者が2005年対象証券とともに2005年GDP連動証券を提供して申込みを行うことを求めている。

(注2)

< 中 略 >

アルゼンチンは、グローバル・オフリングおよび本エクステンジ・オファーにおいて、元本総額20億米ドルまたは適用ある2010年為替レートによるその他の通貨の相当額の元本総額上限額（元本維持債オプション上限額）までに限り、元本維持債（本エクステンジ・オファーにより発行されるものを含む。）を発行することができる。元本維持債オプションが選択された（申込者1人当たりの元本維持債オプション制限の適用後）すべての対象証券につき発行されるであろう元本維持債の元本総額の米ドル相当額が元本維持債オプション上限額を超えない場合、アルゼンチンは本エクステンジ・オファーに従い申込みを行った申込者が選択した元本維持債の総額に等しい金額の元本維持債を発行する。元本維持債オプションが選択された（申込者1人当たりの元本維持債オプション制限の適用後）すべての対象証券につき発行されるであろう元本維持債の元本総額の米ドル相当額が元本維持債オプション上限額を超える場合、アルゼンチンは、有効に元本維持債オプションを選択した申込みを行った申込者間で、かかる上限額を按分比例方式により割当てる。元本維持債オプションを選択した対象証券の申込みが按分比例になった範囲で、その部分は元本削減債オプションに再分配される。

申込みを行った申込者間における元本維持債オプションの割当は、申込者1人当たりの元本維持債オプション制限の適用後、グローバル・オフリングに従い提出された元本維持債オプションを選択するすべての申込みに及ぶこととなる。上記の定めに従い元本維持債オプションの割当につきアルゼンチンが行うすべての決定は終局的かつ拘束力あるものとなる。

アルゼンチンは、本エクステンジ・オファーに従い行う現金支払いの総金額に明示的な制限は設けていない。しかし当該金額は元本維持債オプション上限額に間接的に制限される。元本維持債オプション上限額に到達した場合、アルゼンチンはグローバル・オフリングにおける現金支払いの総金額は約1億6,800万米ドル相当額と想定する。

< 中 略 >

(注3) 日本で応募があり、発行された元本維持債の応募額面総額が491億2,184万6,000円に達しない場合は、発行額面総額は、かかる金額に減額される。

(注4)

< 中 略 >

(b) 2005年対象証券の提供による申込みに対する対価

2005年対象証券の提供による元本維持債の申込みに対する対価は、2005年対象証券の保有者に対して、本エクステンジ・オファーにおいて、元本維持債オプションを選択し、その割当を受ける2005年前対象証券の保有者が受領する対価とほぼ同等の対価を提供する目的で、アルゼンチンにより定式化されたものである。

< 中 略 >

(ii) 2005年対象証券の提供による申込み（注）

申込者が2005年対象証券を提供して申込みを行う場合、当該申込者はこれと引換えに、以下の算式に基づき決定される元本維持債の当初元本総額を受領することとなる。

-

$$A = B - \left(\frac{C + D + E + F + G}{H} \right)$$

A = 2005年対象証券と引き換えに申込者が受領する元本維持債の当初元本金額

B = 本エクステンジ・オファーにおいて当該申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年対象証券の対象金額（按分比例を反映するために調整される。）

C = 申込者が2005年元本削減債を提供して申込みを行う場合は、(a)2003年12月31日から2009年12月31日（当日を含まない。）までの期間につき当該申込者（または当該申込者の2005年元本削減債の前保有者）に現金で支払われた利息金額（2009年12月31日に支払われた利息を含む。）（必要ある場合は、切捨てにより1円まで求める。）から、(b)当該申込者の受領する元本維持債が2003年12月31日（当日を含む。）から2009年9月30日（当日を含まない。）までの期間につき発行されており対応する2005年元本維持債に適用される利率にて利息を生じていたとしたら、当該期間につき当該申込者が受領する元本維持債に支払われたであろう利息の金額（2009年9月30日に支払われたであろう利息を含む。）（必要ある場合は、切捨てにより1円まで求める。）を控除した金額、かかる利息計算には対応する2005年元本削減債および元本維持債（適用ある場合）の当初元本金額、上記(a)に基づく計算の場合は、元本に組入れられた利息に関し、2005年元本削減債の当初元本金額に対して行われた調整につき現金で支払われるまたは支払満期の利息が含まれる。

D = 申込者が2005年元本維持債を提供して申込みを行う場合、2009年9月30日から2010年3月31日（当日を除く。）までの期間についての2010年3月31日に2005年元本維持債に関して当該保有者に支払われる利息金額（必要があれば、切捨てにより1円まで求める。）。

E = 下表に記載されている申込者の「再投資金額」（(x)申込者が2005年元本削減債または2005年元本維持債を提供して申込みを行う場合、本エクステンジ・オファーにおいて当該申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する当初元本金額に、申込者が申込みを行う2005年対象証券に対応する「2005年元本削減債」または「2005年元本維持債」の列に記載される金額を乗じた積と (y)本エクステンジ・オファーにおいて当該申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年対象証券の当初元本金額に対応するGDP連動証券の想定元本に以下の表の「GDP連動証券」の列に記載される金額を乗じた積の合計（必要ある場合は、切捨てにより1円まで求める。）。

提供される対象金額	2005年元本削減債	2005年元本維持債	GDP連動証券
当初元本金額100円あたり	0.26円	0.03円	0.07円

再投資金額は、当該申込者（または当該申込者の2005年対象証券の前保有者）が (a)その2005年元本削減債または2005年元本維持債（適用ある場合）に対して、2003年12月31日から（当該保有者が2005年元本削減債を提供する場合）2009年12月31日（当日を含まない。）（2009年12月31日に支払われた利息を含む。）までの期間につきまたは（当該保有者が2005年元本維持債を提供する場合）2009年9月30日（当日を含まない。）までの期間（2009年9月30日に支払われた利息を含む。）につきアルゼンチンが現金で支払った利息、および(b)その2005年対象証券とともに発行されたGDP連動証券に対して2005年6月2日から2009年12月31日（当日を含まない。）までの期間にアルゼンチンが行った支払いにつき、当該申込者が当該各支払金額をその支払時に適用あるみなし再投資率にて各再投資期間において再投資していたとしたら（半年ごとの元本組入れを仮定する）稼得することができたであろう利息収入金額を表す。

F = 当該申込者の2005年対象証券とともに発行されたGDP連動証券に関して、2005年6月2日から2009年12月31日（当日を含まない。）の期間においてアルゼンチンが行った支払い（2009年12月15日に行われた支払いを含む。）の総額に相当する当該申込者のGDP連動証券調整金額（必要ある場合は、切捨てにより1円まで求める。）。

G = 本エクステンジ・オファーにおいて当該申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年対象証券の対象金額のそれぞれ100円につき0.4円に相当する交換手数料相当額（必要ある場合は、切捨てにより1円まで求める。）。

H = 2005年元本維持債に対する2005年元本維持債取引価格

(注) 再投資金額の調整は、2005年前対象証券の保有者は、2005年元本維持債に対して2009年9月30日までにアルゼンチンにより現金で支払われた利息金額について、それらの金額を再投資することにより得られていたであろう収益の損失についての調整がされることなく、現金支払いを受領することになる一方、本エクステンジ・オファーへの参加を選択する2005年対象証券の保有者（またはその前保有者）はそれらの現金による支払いおよびGDP連動証券に対する2009年12月31日までのすべての支払いがなされた時点においてこれを受領し、かつこれを再投資す

ることができたという事実を考慮して行われるものである。

GDP連動証券調整金額の調整は、2005年前対象証券の保有者はGDP連動証券に関し、2005年6月2日から2009年12月31日（当日を除く）までの期間につきいかなる支払いも受領しない一方、2005年対象証券の保有者（またはその前保有者）は過去のすべての期間のGDP連動証券に対する支払いを受領していたという事実を考慮して行われるものである。

上記Dにおける調整は、元本維持債の利息は2009年9月30日から発生するが、2005年元本維持債の保有者は、2009年9月30日から2010年3月31日（当日を除く。）までの期間について2010年3月31日における利息支払いをすでに受領しているという事実を反映しているものである。

交換手数料相当額は、おおよそ2005年前対象証券の保有者につきインターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャーに支払うべき手数料相当額として、受領する現金支払いから控除される額に相当する。2005年対象証券の保有者については、この手数料相当額の控除がない。

「2005年元本維持債取引価格」とは、2005年元本維持債の各シリーズについて、交換代理人が2005年対象証券価格決定手続を用いて計算する、期間満了日の翌営業日の午後3時頃（ニューヨーク市時間）における2005年元本維持債の取引価格（小数点表示）をいう。

(iii) 決済の延期を反映するための対価合計および対価の調整

アルゼンチンは、前期決済期日または最終決済期日何らかの事由で2005年元本削減債または2005年元本維持債に対する将来の利息支払いの基準日（2005年元本維持債にかかる2010年3月31日の利払日の基準日を除く。）を過ぎて延期した場合、申込みを行う保有者の同意なしに、当該利息支払いを考慮するために必要な限りにおいて、2005年対象証券の保有者に交付される対価合計または対価を調整することができる。

< 中 略 >

(d) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、払込期日のいずれかまたは両方を1週間程度繰り下げることがある。

(e) 所在地は東京都港区元麻布2丁目14番14号である。

(f) 実際に申込者から対象証券の提供および「交換申込書」の提出を受け付け、申込者に代わり申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）に送付する等の申込みに関する事務は、原則として、(i) 保護預りをしている対象証券については、対象証券を当初販売し、これに伴い対象証券の保護預りを受けた預け先の証券会社が、自主的に、または上記申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）の委託を受けて、また、(ii) その後譲渡、保管換え等により対象証券を当初販売した証券会社以外の証券会社が保管している場合または保護預りをしていない対象証券については、その後保護預りを受けた証券会社が自主的に、または上記申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）の委託を受けて、それぞれ取扱いを行う。委託先の証券会社については、対象証券預託先の証券会社またはアルゼンチン共和国大使館（電話番号 03-5420-7101）にお問い合わせ下さい。対象証券が登録債の場合は登録内容証明書および譲渡に必要な書類が必要となり、これを登録機関に請求しなければならない。そして、かかる証明書および譲渡に必要な書類ならびに交換申込書の申込取扱場所への提出については、かかる証券会社に相談されたい。下記「募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き」を参照のこと。

< 中 略 >

(注7) アルゼンチンは本エクスチェンジ・オファーにおける仲介証券会社の役割につき、これに対して報酬を支払うことはなく、アルゼンチンはいかなる場合においても、かかる仲介証券会社に対して本エクスチェンジ・オファーにおけるその役割につき、いかなる報酬の支払責任を負うことはない。

控除される手数料相当額の現金は、(i) 本エクスチェンジ・オファーにおいて申込者が提供し、アルゼンチンが受諾する2005年前対象証券の通貨による対象金額総額に適用ある通貨による手数料を適用し、(ii) 必要な場合、その得られた金額を1円未満を切り捨てることにより、決定される。

<訂正前>
2013年債

元本維持債オプションを選択した2005年前対象証券の申込者は、元本維持債オプションを割当てられた範囲で、2013年債に代えて現金支払いを受領する。

本訂正届出書提出日現在、一部の当局については、グローバル・オフリングの承認を取得中です。全ての当局によるグローバル・オフリングの承認が得られた後速やかに、本エクスチェンジ・オファーの申込期間は開始されます。本エクスチェンジ・オファーの申込期間等が決定された場合、それは訂正届出書の提出により速やかに有価証券届出書に反映されます。

債券の名称	アルゼンチン共和国米ドル建2013年債 (「2013年債」または「米ドル建2013年債」)(注1)		
記名・無記名の別	記名式	券面総額	4,326,900米ドル (注2,3および4)
各債券の金額	1米ドルまたはその整数倍	発行価格	下記(注4)参照
発行価格の総額	4,326,900米ドル (注2,3および4)	利率	年(未定)%
償還期限	下記(注5)参照	申込期間	2010年4月12日から 2010年5月7日まで (グローバル・オフリング が行われる法域において承認 されることを条件とする。) (注4(c))
申込証拠金	下記(注4)参照	払込期日	2010年6月18日(注4(c))
申込取扱場所	アルゼンチン共和国大使館(注4(d)、(e)および(f))		

(注1) 上記元本維持債(注1)を参照のこと。

(注2) 上記元本維持債(注2)を参照のこと。

(注3) 2013年債の応募額面総額が4,326,900米ドルに達しない場合は、発行額面総額は、応募および発行されない元本維持債の額面金額に比例して減額される。

(注4) (a) 2005年前対象証券の提供による申込みに対する対価

2005年前対象証券提供の対価の一部として申込者が受領する2013年債の元本金額は、以下の算式に基づき決定される。算式については未定である。

対象証券	元本維持債オプションに対す る額面残高総額 (百万円)
第4回アルゼンチン共和国円貨債券(1996)	3,855
第5回アルゼンチン共和国円貨債券(1999)	500
第6回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)	3,663
第7回アルゼンチン共和国円貨債券(2000)	2,685

(b) 2013年債には、次の算式により算出された2013年債の(小数で表示される)価格がある。算式については未定である。

(c) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間、払込期日のいずれかまたは両方を1週間程度繰り下げることがある。

(d) 所在地は東京都港区元麻布2丁目14番14号である。

(e) 上記元本維持債の(注4)(f)を参照のこと。

(f) 上記元本維持債の(注4)(g)を参照のこと。

(g) 上記元本維持債の(注4)(h)を参照のこと。

- (h) 交換が完了したときは、かかる交換にかかる対象証券の申込者のこれに基づく権利はすべて消滅する。
(注5) 2013年債は、2013年債満期日に満期が到来する。アルゼンチンは、最終発表日に2013年債満期日を発表する。
「2013年債満期日」とは、最終決済期日の3年目の応答日頃である。

全証券の要項および条件

<訂正後>

全証券の要項および条件

<中略>

<訂正前>

(b) 消却条件

本エクステンジ・オファーは、対象証券の消却を条件とする。本エクステンジ・オファー中に申込者により申込みがなされアルゼンチンが受諾した対象証券は、本債券の発行（数日を要する場合がある。）の前に、前期決済期日または最終決済期日（適用ある場合）に消却される。もし、何らかの裁判もしくは仲裁命令、または行政上の手続きもしくは訴訟手続きにより、申込みがなされた対象証券の消却が遅延したまたは禁じられた場合、アルゼンチンは当該対象証券の消却が可能となるまで前期決済期日または最終決済期日のいずれかあるいは両方（適用ある場合）を延期するか、または取消が不当に遅延することなくしては実行できないと判断した場合は、本エクステンジ・オファーを取消し（またはアルゼンチンが、それにより対象証券が受けた影響が重大ではないと独自に判断する場合は、アルゼンチンは、影響を受けた対象証券に関してのみ、本エクステンジ・オファーを取消す可能性がある。）、申込みを行った申込者に対象証券を返還する。アルゼンチンはこの条件を放棄することができない。

<中略>

- (d) アルゼンチンは申込期間を2つの期間、すなわち、申込期間の最初の8営業日（延長される場合を除く。）からなる前期申込期間と、申込期間の残りの日からなる後期申込期間に分けている。下記「募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き」を参照のこと。
- (e) アルゼンチンは、前期発表日または最終発表日（適用ある場合）における申込みの受諾を発表するまではいつでも、その単独の裁量により、かつ、アルゼンチンがエクステンジ・オファーを行っている各法域において適用ある法律、命令および規則により許容された範囲で、
- ・ エクステンジ・オファーを終了し（かかる終了時まで提出された申込みに関するものも含む。）、
 - ・ エクステンジ・オファーを当初予定された前期申込期限または期間満了日（適用ある場合）後に延長し、
 - ・ エクステンジ・オファーを1もしくは複数の法域において撤回し、または
 - ・ エクステンジ・オファーを変更（1もしくは複数の法域における変更を含む。）することができる。さらに、アルゼンチンは以下のいずれかの場合、前期決済期日または最終決済期日を延長もしくは延期し、前期発表日または最終発表日後にエクステンジ・オファーを終了し、または決済手続きをいかなるようにも変更する権利を留保している。
 - ・ 申込まれた対象証券の消却を阻止し、アルゼンチンによるキャッシュ・オフリングに関するアルゼンチンに対する支払いを差押え、新証券を差押えもしくは差止め、新証券に基づく支払いを阻止もしくは差押え、訴訟、仲裁請求もしくは行政上の請求を含むいかなる申立もしくは申込まれた対象証券に関するアルゼンチンに対する係争中の訴訟、仲裁請求もしくは行政上もしくはその他の法的手続きの解除を阻止し、申込まれた対象証券に関するアルゼンチンに対する支払命令、判決、仲裁判断もしくはその他のかかる命令の充足を阻止し、またはその他、エクステンジ・オファーの目的を妨げる効果を有する目的で何らかの裁判所の命令もしくは判決が下され、または何らかの訴訟手続きが開始された場合、または
 - ・ アルゼンチンが、その単独の裁量により、かつ、適用ある法律、命令および規則が許容する限度で、上記の延長、延期、終了もしくは変更が、アルゼンチンに対する裁判所の命令、判決または係属中の行政上の請求、訴訟仲裁手続きもしくはその他の法的手続きに照らして、アルゼンチンまたはエクステンジ・オファーに参加しようとしている対象証券の保有者の最善の利益となるものと判断した場合。

<中略>

- (g) 実際に申込者から対象証券の提供および「交換申込書」の提出を受け付け、申込者に代わり申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）に送付する等の申込みに関する事務は、原則として、(i) 保護預りを行っている対象証券については、対象証券を当初販売し、これに伴い対象証券の保護預りを受けた預け先の証券会社が、上記申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）の委託を受けて、また、(ii) その後譲渡、保管換え等により対象証券を当初販売した証券会社以外の証券会社が保管している場合または保護預りをしていない対象証券については上記申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）が委託する証券会社が、それぞれ取扱いを行う。委託先の証券会社については、対象証券預託先の証券会社ま

たはアルゼンチン共和国大使館(電話番号 03-5420-7101)にお問い合わせ下さい。対象証券が登録債の場合は登録内容証明書および譲渡に必要な書類が必要となり、これを登録機関に請求しなければならない。そして、かかる証明書および譲渡に必要な書類ならびに交換申込書の申込取扱場所への提出については、かかる証券会社または登録機関に相談されたい。下記「募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き」を参照のこと。

<訂正後>

(b) 消却条件

本エクステンジ・オファーは、対象証券の消却を条件とする。本エクステンジ・オファー中に申込者により申込みがなされアルゼンチンが受諾した対象証券は、本債券の発行および適用ある申込者の口座への現金支払いの払込み（数日を要する場合がある。）の前に、前期決済期日または最終決済期日（適用ある場合）に消却される。もし、何らかの裁判もしくは仲裁命令、または行政上の手続きもしくは訴訟手続きにより、申込みがなされた対象証券の消却が遅延したまたは禁じられた場合、アルゼンチンは当該対象証券の消却が可能となるまで前期決済期日または最終決済期日のいずれかあるいは両方（適用ある場合）を延期するか、または取消が不当に遅延することなくしては実行できないと判断した場合は、本エクステンジ・オファーを取消し（またはアルゼンチンが、それにより対象証券が受けた影響が重大ではないと独自に判断する場合は、アルゼンチンは、影響を受けた対象証券に関してのみ、本エクステンジ・オファーを取消す可能性がある。）、申込みを行った申込者に対象証券を返還する。アルゼンチンはこの条件を放棄することができない。

<中略>

- (d) アルゼンチンは申込期間を2つの期間、すなわち、申込期間の最初の4営業日（延長される場合を除く。）からなる前期申込期間と、申込期間の残りの日からなる後期申込期間に分けている。下記「募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き」を参照のこと。

- (e) アルゼンチンは、前期発表日または最終発表日（適用ある場合）における申込みの受諾を発表するまではいつでも、その単独の裁量により、かつ、アルゼンチンがエクステンジ・オファーを行っている各法域において適用ある法律、命令および規則により許容された範囲で、
- ・ エクステンジ・オファーを終了し（かかる終了時まで提出された申込みに関するものも含む。）、
 - ・ エクステンジ・オファーを当初予定された前期申込期限または期間満了日（適用ある場合）後に延長し、
 - ・ エクステンジ・オファーを1もしくは複数の法域において撤回し、または
 - ・ エクステンジ・オファーを変更（1もしくは複数の法域における変更を含む。）することができる。さらに、適用ある法律に従い、アルゼンチンは以下のいずれかの場合、前期決済期日または最終決済期日を延長もしくは延期し、前期発表日または最終発表日後にエクステンジ・オファーを終了し、または決済手続きをいかにようにも変更する権利を留保している。
 - ・ 申込みされた対象証券の消却を阻止し、アルゼンチンによるキャッシュ・オフリングに関するアルゼンチンに対する支払いを差押え、新証券を差押えもしくは差止め、エクステンジ・オファーに基づく現金支払いまたは新証券に基づく支払いを阻止もしくは差押え、訴訟、仲裁請求もしくは行政上の請求を含むいかなる申立もしくは申込みされた対象証券に関するアルゼンチンに対する係争中の訴訟、仲裁請求もしくは行政上もしくはその他の法的手続きの解除を阻止し、申込みされた対象証券に関するアルゼンチンに対する支払命令、判決、仲裁判断もしくはその他のかかる命令の充足を阻止し、またはその他、エクステンジ・オファーの目的を妨げる効果を有する目的で何らかの裁判所の命令もしくは判決が下され、または何らかの訴訟手続きが開始された場合、または
 - ・ アルゼンチンが、その単独の裁量により、かつ、適用ある法律、命令および規則が許容する限度で、上記の延長、延期、終了もしくは変更が、アルゼンチンに対する裁判所の命令、判決または係属中の行政上の請求、訴訟仲裁手続きもしくはその他の法的手続きに照らして、アルゼンチンまたはエクステンジ・オファーに参加しようとしている対象証券の保有者の最善の利益となるものと判断した場合。

<中略>

- (g) 実際に申込者から対象証券の提供および「交換申込書」の提出を受け付け、申込者に代わり申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）に送付する等の申込みに関する事務は、原則として、(i) 保護預りを行っている対象証券については、対象証券を当初販売し、これに伴い対象証券の保護預りを受けた預け先の証券会社が、自主的に、または上記申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）の委託を受けて、また、(ii) その後譲渡、保管換え等により対象証券を当初販売した証券会社以外の証券会社が保管している場合または保護預りをしていない対象証券については、その後に保護預りを受けた証券会社が自主的に、または上記申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）の委託を受けて、それぞれ取扱いを行う。委託先の証券会社については、対象証券預託先の証券会社またはアルゼンチン共和国大使館(電話番号 03-5420-7101)にお問い合わせ下さい。対象証券が登録債の場合は登録内容証明書および譲渡に必要な書類が必要となり、これを登録機関に請求しなければならない。そして、かかる証明書および譲渡に必要な書類ならびに交換申込書の申込取扱場所への提出については、かかる証券会社または登録機関に相談されたい。下記「募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き」を参照のこと。

<中略>

募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き

(1) 募集日程（以下の日程は、その他の法域における規制上の進展具合により変更されることがある。）

<訂正前>

[T-1]（以下、別段の記載がない限り営業日で記載される。）

開始（これはグローバル・オフリングの開始日である。）

4月12日[T+2]以降[T+21]まで（当該期間は、グローバル・オフリングが行われる法域において承認されることを条件とする。）

申込期間（延長される場合または早期に終了される場合を除く。）

アルゼンチンが本書に記載の通り、本エクステンジ・オファーを延長または早期に終了する場合を除き、本エクステンジ・オファーは以下の期間に参加可能である。この期間を「申込期間」（あるいは「提出期間」という。対象証券の申込みを行う申込者は、本書に記載される交換申込書を交付することまたは交付の指示を行うことにより申し込むことが出来る。交換申込書が提出された場合、本書に記載される一定の場合を除き、申込みを取消することはできない。

アルゼンチンは申込期間を2つの期間、すなわち、申込期間の最初の8営業日（延長される場合を除く。）からなる前期申込期間と、申込期間の残りの日からなる後期申込期間に分けている。元本削減債オプションを選択する大口債権者で対価合計の受領を希望する申込者である場合、[T+7]（前期申込期間が延長される場合を除く。）の午後5時（ニューヨーク市時間）までにその正しく記載された交換申込書が、申込取扱者において受領されなければならない。この日および時間を「前期申込期限」という。

本項および別途の記載が無い限り本書の他の箇所においても「大口債権者」とは、当該申込者が申し込むすべてのシリーズの対象証券に関して、開始時の為替レート（FX Rates Launch）を用いた1,000,000米ドルまたはその他の通貨での相当額と同等であるまたはそれを上回る元本総額の対象証券を申し込む申込者であり、「小口債権者」とは、大口債権者でない申込者のことである。「開始時の為替レート」とは以下の通りである。

	<u>米ドル当たりのレート</u>
円	107.3900

[T+7]午後5時（ニューヨーク市時間）

前期申込期限（延長される場合を除く。）

アルゼンチンが延長しない場合、前期申込期間が終了する。元本削減債オプションを選択する大口債権者の場合、その正しく記載された交換申込書およびその他の必要書類がこの日および時間までに受領されない場合、対価合計を受けることはできないが、対価は受けることができる。上記元本削減債(注4)(b)(iii)および2017年グローバル債(注4)(a)(iii)を参照のこと。

[T+8]午前11時頃（ニューヨーク市時間）

為替レート決定日（延長される場合を除く。）

インターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャーは、各当該通貨について2010年為替レートを決定し、その後すぐにアルゼンチンはこれを発表する。

[T+8]午後3時頃（ニューヨーク市時間）

2017年グローバル債発行価格および2005年元本削減債取引価格の算定（延長される場合を除く。）

アルゼンチンは、2017年グローバル債発行価格を算定し、グローバルの交換代理人は、2005年元本削減債取引価格を算定する。

[T+10]午後5時頃またはそれ以降可及的速やかに（ニューヨーク市時間）

前期発表（延期される場合または前期申込期間が延長される場合もしくは早期に終了される場合を除く。）

本エクステンジ・オファーを早期に終了させる場合を除き、アルゼンチンはその単独の裁量で前期申込期限までに提出された申込みを受諾するか否かを決定し、前期決済期日に発行される各本債券のシリーズの元本金額の合計額を含む本エクステンジ・オファーの暫定的な結果を発表する。この期日を「前期発表日」という。前期発表日は、アルゼンチンにより、前期申込期間が延長される場合を含む何らかの理由により延期される可能性がある。

アルゼンチンはまた、本項記載のキャッシュ・オフリングにおいて売却に同意した2017年グローバル債満期日、2017年グローバル債の利払日、2017年グローバル債発行価格および2017年グローバル債の元本金額ならびに元本削減債オプションに基づく2005年前対象証券または2005年対象証券の交換の際に交付される対価の対象証券の対象金額の100,000円またはその他の金額当たりの確定的算定値（四捨五入される。）を発表する。

アルゼンチンは、前期発表日のあと、本債券が発行され次第取引が開始されるものと予想する。しかしながら、そのようになると保証することはできない。

[T+7]に18暦日を加える]もしくはその頃またはそれ以降可及的速やかに

元本削減債オプションの前期決済（延期される場合または前期申込期間が延長される場合もしくは早期に終了される場合を除く。）

申込者（大口債権者または小口債権者として）が、前期申込期限の前に申し込む対象証券について、元本削減債オプションを選択する場合、かかる対象証券はまず、消却され、その後、その代わりとして申込者が権利を有する本債券を受領する。必要に応じ、前期決済は7営業日上限とする期間をかけて行われる。この日、または複数の営業日が必要な場合にはこれらの日を「前期決済期日」という。前期決済期日の長さは、申込者が本エクスチェンジ・オファーで受取る本債券に何ら影響を及ぼさない。

申込者が、その対象証券について元本維持債オプションを選択する場合、当該対象証券に関する決済は、申込者が元本維持債を割当てられるか否かを問わず、または当該申込みが按分比例の対象であるか否かを問わず、たとえ申込者が前期決済期日前に対象証券を申し込んだとしても、本エクスチェンジ・オファーの最終決済期日に行われる。

[T+21]午後5時（ニューヨーク市時間）

期間満了（申込期間が延長される場合または早期に終了される場合を除く。）

本書に記載の通りに、アルゼンチンが申込期間を延長するかまたは本エクスチェンジ・オファーを早期に終了していない場合、申込期間は終了し、本エクスチェンジ・オファーは終了する。この日の後は、申込者は申込みを行うことはできない。この日を「期間満了日」という。

[T+22]午後3時頃またはそれ以降可及的速やかに（ニューヨーク市時間）

2013年債発行価格および2005年元本維持債取引価格の算定（延長される場合を除く。）

アルゼンチンは、2013年債発行価格を算定し、交換代理人は、2005年元本維持債取引価格を算定する。

[T+26]午後5時頃またはそれ以降可及的に速やかに（ニューヨーク市時間）

最終発表（延期される場合または申込期間が延長される場合もしくは早期に終了される場合を除く。）

本エクスチェンジ・オファーを早期に終了させていない限り、アルゼンチンは、最終決済期日（下記に定義される。）に発行される本債券の各シリーズの元本総額および元本維持債オプションを選択する申込者に適用される按分比例についての詳細を含む本エクスチェンジ・オファーの最終結果を発表する。この期日を、「最終発表日」という。最終発表日は、申込期間が延長される場合を含む何らかの理由をもって、アルゼンチンにより延期される可能性がある。

アルゼンチンはまた、2013年債満期日、2013年債の利払日、2013年債発行価格および2005年元本維持債取引価格ならびに元本維持債オプションに基づく2005年前対象証券または2005年対象証券の交換の際に交付される対価の対象証券の対象金額の確定的算定値（100,000円またはその他の金額当たり）（切捨てがありうる。）を発表する。

[T+21]に6週間を加える]頃またはそれ以降可及的に速やかに

最終決済（延期される場合または申込期間が延長される場合もしくは早期に終了される場合を除く。）

<訂正後>

2010年4月30日（以下、別段の記載がない限り営業日で記載される。）

開始（これはグローバル・オフリングの開始日である。）

「営業日」とは、別段の記載がない限り、土曜日および日曜日を除く各日であって、ニューヨーク市およびブエノスアイレス市のいずれにおいても、法令規則により、銀行または信託機関が休業することが一般的に認められまたは義務付けられている日でない日であり、かつ欧州自動即時グロス決済支払（TARGET）システムまたはその後継システムが営業している日という。

2010年5月7日以降2010年6月7日まで

申込期間（延長される場合または早期に終了される場合を除く。）

アルゼンチンが本書に記載の通り、本エクスチェンジ・オファーを延長または早期に終了する場合を除き、本エクスチェンジ・オファーは以下の期間に参加可能である。この期間を「申込期間」（あるいは「提出期間」という。対象証券の申込みを行う申込者は、本書に記載される交換申込書を交付することまたは交付の指示を行うことにより申し込むことが出来る。交換申込書が提出された場合、本書に記載される一定の場合を除き、申込みを取消すことはできない。

アルゼンチンは申込期間を2つの期間、すなわち、申込期間の最初の4営業日（延長される場合を除く。）からなる前期申込期間と、申込期間の残りの日からなる後期申込期間に分けている。元本削減債オプションを選択する大口債権者で対価合計の受領を希望する申込者である場合、2010年5月12日（前期申込期間が延長される場合を除く。）の午後5時（ニューヨーク市時間）までにその正しく記載された交換申込書が、申込取扱者において受領されなければならない。この日および時間を「前期申込期限」という。

本項および別段の記載が無い限り本書の他の箇所においても「大口債権者」とは、その提供するすべてのシリーズの対象証券の元本残高が、合計で、開始時の為替レート（FX Rates Launch）を用いた1,000,000米ドルまたはその他の通貨での相当額と同等であるまたはそれを上回る申込者であり、「小口債権者」とは、大口債権者でな

い申込者のことである。

2010年5月12日午後5時（ニューヨーク市時間）

前期申込期限（延長される場合を除く。）

アルゼンチンが延長しない場合、前期申込期間が終了する。元本削減債オプションを選択する大口債権者の場合、その正しく記載された交換申込書およびその他の必要書類がこの日および時間までに受領されない場合、対価合計を受けることはできないが、対価は受けることができる。上記元本削減債(注4)(b)(iii)および2017年グローバル債(注4)(a)(iii)を参照のこと。

2010年5月13日午前11時頃（ニューヨーク市時間）

為替レート決定日（延長される場合を除く。）

インターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャーは、各当該通貨について2010年為替レートを決定し、その後すぐにアルゼンチンはこれを発表する。

2010年5月14日午後3時頃（ニューヨーク市時間）

2017年グローバル債発行価格および2005年元本削減債取引価格の算定（延長される場合を除く。）

アルゼンチンは、2017年グローバル債発行価格を算定し、グローバルの交換代理人は、2005年元本削減債取引価格を算定する。

2010年5月17日午後6時頃またはそれ以降可及的速やかに（ニューヨーク市時間）

前期発表（延期される場合または前期申込期間が延長される場合もしくは早期に終了される場合を除く。）

本エクステンジ・オファーを早期に終了させる場合を除き、アルゼンチンはその単独の裁量で前期申込期限までに提出された申込みを受諾するか否かを決定し、前期決済期日に発行される各本債券のシリーズの元本金額の合計額を含む本エクステンジ・オファーの暫定的な結果を発表する。この期日を「前期発表日」という。前期発表日は、アルゼンチンにより、前期申込期間が延長される場合を含む何らかの理由により延期される可能性がある。

アルゼンチンはまた、本項記載のキャッシュ・オフリングにおいて売却に同意した2017年グローバル債満期日、2017年グローバル債の利払日、2017年グローバル債発行価格および2017年グローバル債の元本金額ならびに元本削減債オプションに基づく2005年前対象証券または2005年対象証券の交換の際に交付される対価の対象証券の対象金額の100,000円またはその他の金額当たりの確定的算定値（四捨五入される。）を発表する。

アルゼンチンは、前期発表日のあと、本債券が発行され次第取引が開始されるものと予想する。しかしながら、そのようになると保証することはできない。

2010年6月2日もしくはその頃またはそれ以降可及的速やかに

元本削減債オプションの前期決済（延期される場合または前期申込期間が延長される場合もしくは早期に終了される場合を除く。）

申込者（大口債権者または小口債権者として）が、前期申込期限の前に申し込む対象証券について、元本削減債オプションを選択する場合、かかる対象証券はまず、消却され、その後、その代わりとして申込者が権利を有する本債券を受領する。必要に応じ、前期決済は7営業日を上限とする期間をかけて行われる。この日、または複数の営業日が必要な場合にはこれらの日を「前期決済期日」という。前期決済期日の長さは、申込者が本エクステンジ・オファーで受取る本債券に何ら影響を及ぼさない。

申込者が、その対象証券について元本維持債オプションを選択する場合、当該対象証券に関する決済は、申込者が元本維持債を割当てられるか否かを問わず、または当該申込みが按分比例の対象であるか否かを問わず、たとえ申込者が前期決済期日以前に対象証券を申し込んだとしても、本エクステンジ・オファーの最終決済期日に行われる。

2010年6月7日午後5時（ニューヨーク市時間）

期間満了（申込期間が延長される場合または早期に終了される場合を除く。）

本書に記載の通りに、アルゼンチンが申込期間を延長するかまたは本エクステンジ・オファーを早期に終了していない場合、申込期間は終了し、本エクステンジ・オファーは終了する。この日の後は、申込者は申込みを行うことはできない。この日を「期間満了日」という。

2010年6月8日午後3時頃またはそれ以降可及的速やかに（ニューヨーク市時間）

2005年元本維持債取引価格の算定（延長される場合を除く。）

交換代理人は、2005年元本維持債取引価格を算定する。

2010年6月15日午後6時頃またはそれ以降可及的に速やかに（ニューヨーク市時間）

最終発表（延期される場合または申込期間が延長される場合もしくは早期に終了される場合を除く。）

本エクステンジ・オファーを早期に終了させていない限り、アルゼンチンは、最終決済期日（下記に定義される。）に発行される本債券の各シリーズの元本総額および元本維持債オプションを選択する申込者に適用される

按分比例についての詳細を含む本エクスチェンジ・オファ어의最終結果を發表する。この期日を、「最終發表日」という。最終發表日は、申込期間が延長される場合を含む何らかの理由をもって、アルゼンチンにより延期される可能性がある。

アルゼンチンはまた、2005年元本維持債取引価格ならびに元本維持債オプションに基づく2005年前対象証券または2005年対象証券の交換の際に交付される対価の対象証券の対象金額の確定的算定値(100,000円またはその他の金額当たり)(切捨てがありうる。)を發表する。

2010年8月2日頃またはそれ以降可及的に速やかに
最終決済(延期される場合または申込期間が延長される場合もしくは早期に終了される場合を除く。)

< 中 略 >

(2) 元本維持債オプションの割当

< 中 略 >

< 訂正前 >

アルゼンチンは上限元本金額総額(未定)米ドルまたは適用ある2010年為替レートによるその他の通貨の相当額(以下「元本維持債オプション上限額」という。)までに限り、元本維持債(グローバル・オフリングにおいて発行される他の通貨建の元本維持債も含む。)を発行することができる。元本維持債オプションが選択された(申込者1人当たりの元本維持債オプション制限の適用後)すべての対象証券につき発行されるであろう元本維持債の元本金額の米ドル相当額が元本維持債オプション上限額を超えない場合、アルゼンチンは本エクスチェンジ・オファ어に従い申込みを行った申込者が選択した元本維持債の総額に等しい金額の元本維持債を発行する。元本維持債オプションが選択された(申込者1人当たりの元本維持債オプション制限の適用後)すべての対象証券につき発行されるであろう元本維持債の元本金額の米ドル相当額が元本維持債オプション上限額を超える場合、アルゼンチンは、元本削減債オプションを有効に選択した申込みを行った申込者間で按分比例方式により、元本維持債オプションを割当てて、これは、元本維持債オプションを選択した対象証券の申込みが按分比例される範囲で、元本削減債オプションに再割当てされる。

< 訂正後 >

アルゼンチンは上限元本金額総額20億米ドルまたは適用ある2010年為替レートによるその他の通貨の相当額(以下「元本維持債オプション上限額」という。)までに限り、元本維持債(グローバル・オフリングにおいて発行される他の通貨建の元本維持債も含む。)を発行することができる。元本維持債オプションが選択された(申込者1人当たりの元本維持債オプション制限の適用後)すべての対象証券につき発行されるであろう元本維持債の元本金額の米ドル相当額が元本維持債オプション上限額を超えない場合、アルゼンチンは本エクスチェンジ・オファ어に従い申込みを行った申込者が選択した元本維持債の総額に等しい金額の元本維持債を発行する。元本維持債オプションが選択された(申込者1人当たりの元本維持債オプション制限の適用後)すべての対象証券につき発行されるであろう元本維持債の元本金額の米ドル相当額が元本維持債オプション上限額を超える場合、アルゼンチンは、元本削減債オプションを有効に選択した申込みを行った申込者間で按分比例方式により、元本維持債オプションを割当てて、これは、元本維持債オプションを選択した対象証券の申込みが按分比例される範囲で、元本削減債オプションに再割当てされる。

< 中 略 >

(3) 最低申込価額および撤回・譲渡の制限

< 中 略 >

< 訂正前 >

上記いずれの場合も、申込者は申込みを、アルゼンチンが撤回権を付与していると最初に公表した日から10暦日間はその申込みを撤回する権利を有する。

上記の制限に従い、有効に申込みを撤回するためには、申込者は、以下に記載の手続きに従わなければならない。「リスク要因 本エクスチェンジ・オファ어に関するリスク要因 本エクスチェンジ・オファ어に参加することのリスク」を参照のこと。

< 訂正後 >

上記いずれの場合も、申込者は申込みを、アルゼンチンが撤回権を付与していると最初に公表した日から10暦日間はその申込みを撤回する権利を有する。

上記の制限に従い、有効に申込みを撤回するためには、申込者は、以下に記載の手続きに従わなければならない。「第5 - その他の記載事項 - 2 . リスク要因 本エクスチェンジ・オファ어に関するリスク要因 本エクスチェンジ・オファ어に参加することのリスク」を参照のこと。

(4) 交換手続

< 訂正前 >

(a) 交換手続

< 中 略 >

なお、実際に申込者から券面の提供および当該「交換申込書」の提出を受け付け、申込者に代わり同大使館に送付する事務は、(i)保護預りを行っている対象証券については、原則として、対象証券を当初販売し、これに伴いもしくはその後の譲渡に伴い対象証券の保護預りを受けた預け先の仲介証券会社が、上記申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）の委託を受けて、また、(ii)その後譲渡、保管換え等により対象証券を当初販売した証券会社以外の証券会社が保管している場合または保護預りをしていない対象証券については、同大使館が委託するあるいは自主的に行う証券会社が、それぞれ取扱いを行う。

< 中 略 >

本件交換の申込みがなされた後におけるスケジュールその他の条件については、上記「(1)募集日程」、「(2)元本維持債オプションの割当」、「(3)最低申込価額および撤回・譲渡の制限」に記載されたとおりであるが、本エクスチェンジ・オファーの割当結果は、当該決定および発表があった後速やかに共和国より同大使館からまたは同大使館を通じて上記申込手続の事務を取り扱った証券会社または登録機関に通知され、その後当該証券会社または登録機関から各申込者に通知を行う取扱いがなされる。また、本エクスチェンジ・オファーの早期終了、延長、撤回があった場合も、同様の方法により各申込者に通知を行う取扱いがなされる。

なお、2005年前対象証券について、本件交換の申込内容を共和国に伝達し、あるいは共和国からの割当結果を上記証券会社等に伝達するに際し、(未定)は、準交換代理人として、当該証券会社からの通知を受けて共和国の所定の連絡先に当該申込内容の情報を伝達し、および共和国からの通知を受けて当該証券会社に対して割当結果を伝達する事務を取扱う。2005年対象証券については、関連する各証券会社が、共和国の所定の連絡先に当該申込内容の情報を伝達する。

< 中 略 >

(b) 2017年グローバル債および2013年債

2017年グローバル債および2013年債の発行および交付は、2005年前対象証券の交換手続に従って行われる。

< 中 略 >

(c) 対象証券の申込みに関する表明、保証および約束

< 中 略 >

14. (a) かかる対象証券ならびに移転および真正のすべての証拠および真正をアルゼンチンに、またはアルゼンチンの命令に応じて示し、(b) かかる対象証券を移転または消却のために提示し、(c) すべての利益を受領し、そうでなければかかる対象証券の実質所有者のすべての権利を行使し、および(d) 申込まれる対象証券の消却後および消却と引き換えに発行される本債券を申込者に代わり受領するため、申込者は、申込むすべての対象証券に関して、申込者の真実かつ合法的な代理人（交換代理人がアルゼンチンの代理人としても行為することを完全に理解している。）として交換代理人またはその後任者（および申込者の保管会社または申込者に代わり行為するその他の所有者もしくは第三者）を選任および任命し、その代替の完全な権限を有する。

< 中 略 >

20. 申込者が申込んだ対象証券は、アルゼンチン、またはかかる対象証券の受託会社もしくは財務代理人に対する一切の行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続（申込者が申込んだ対象証券に関連する期限が到来した利息、元本またはその他すべての全額の支払いに対する請求または弁護士費用および裁判所手数料の補償として求められる請求を含む。）の対象ではない。ただし、申込者が申込む対象証券がかかる法的手続の対象である限り、(a) 申込者は、申込む対象証券の消却および決済（申込者の新証券の引渡しを含む。）が本エクスチェンジ・オファーの条件に従い発生する場合、およびその限りにおいて、その完全で最終的な和解でかかる法的手続（アルゼンチンがいかなる裁判所手数料も負担しない場合を除き、各当事者が自身の弁護士手数料および費用

を負う。)を放棄、取り下げ、撤回および終了することに合意し、弁護士または代理人の契約の一切の権限の終了を含むがこれに限定されない、かかる撤回および取り下げのために必要または適切な措置を直ちに取ることに合意する、(b) 申込者は法的手続を確定的に撤回、取り下げおよび終了させるため、アルゼンチン(またはその法律顧問)が一切の資料を、かかる手続きが係属しているまたは支払命令、判決、仲裁の裁定その他命令を発したもしくは承認したあらゆる行政機関、裁判所またはその他の機関に提出することを認める、および(c) 申込者は、その完全で最終的な和解で一切の係属中のアルゼンチンに対する行政、訴訟、仲裁その他の法的手続を確定的に撤回、取り下げおよび終了するためアルゼンチンの要請の通り、前期申込期限または期間満了日に続き不当な遅滞なく、すべての追加資料、裁判所の書類またはさらなる許可を申込者の保管会社およびアルゼンチン(またはその法律顧問)に提出することに合意し、これによりその法律顧問が提出することを認める。

21. 申込者が申込む対象証券に関連して、アルゼンチンに対する支払命令、裁判所の判決、仲裁裁判所からの裁定またはその他命令(アルゼンチン(アルゼンチンの一切の公的機関または関連会社を含む。)に期限が到来した利息、元本または申込む対象証券に関連してもしくは弁護士費用および裁判所手数料の補償として求められるその他一切の金額を支払うことを要請する支払命令、判決、仲裁の裁定またはその他命令を含む。)を取得した限りにおいて、(a) 申込む対象証券のかかる消却および決済が本エクスチェンジ・オファターの条件に従い発生する場合、またその限りにおいて、申込者はこれにより、かかるアルゼンチンもしくはかかる対象証券の受託会社もしくは財務代理人に対する支払命令、判決、仲裁の裁定またはその他命令を執行する権利を取消不能な形で放棄する、(b) 支払命令、判決、仲裁の裁定その他命令(もしくは申込者が関係する支払命令、判決、仲裁の裁定その他命令の一部)を完全に撤回、取り下げおよび/または取り消させるため、申込者はこれによりアルゼンチン(またはその法律顧問)が一切の資料をあらゆる行政機関、裁判所または支払命令、判決、仲裁の裁定その他命令を発したまたは承認したその他の機関に提出することを認める、および(c) 申込者は、アルゼンチンに対する一切の支払命令、裁判所の判決、仲裁の裁定その他命令(または申込者が関係するかかる支払い命令、判決、仲裁の裁定その他命令の一部)を完全に取り下げおよび取り消すアルゼンチンの要請の通り、前期申込期限または期間満了日(適用ある場合)に続き不当な遅滞なく、すべての適切な資料または裁判所の書類を申込者の保管会社、情報取扱代理人およびアルゼンチン(またはその法律顧問)に自らまたは自らの法律顧問により提出することに合意する。

< 中 略 >

25. エクスチェンジ・オファターに従い申込者が受領する一切のGDP連動証券の対価として、(a) 申込者はかかるGDP連動証券に関して2009年12月31日までに支払われたすべての支払いを受領した(およびその実際の受領を放棄する)とみなされる、(b) 支払われたとみなされるかかる以前の支払いは、GDP連動証券の存続期間にわたり、支払われた通貨の単位ごとに測定される合計支払上限0.48に含めて計算される、および(c) 申込者のGDP連動証券は2005年GDP連動証券の支払上限額に達するいかなる年にも期限が到来する。

< 中 略 >

28. 対象証券と引き換えに申込者が受領する可能性があるいかなる新証券も、主決済機構の共通保管人のノミニーの名義で登録され、かかる共通保管人に預託される。これにより、申込者の証券預託口座に関する契約に従い手数料が増加する可能性がある。

29. 申込者は、対象証券の新証券との潜在的な交換に関してアルゼンチンと契約上の関係を締結する申し出が、その交換申込書に含まれること、また結果としてかかる交換申込書または申込者の保管会社もしくはその他仲介機関に提出される書面に含まれる情報が、かかる本エクステンジ・オファーの決済に関連して求められることがあることを認識する。申込者は、本エクステンジ・オファーの決済および/または本エクステンジ・オファーに関連して与えられる表明、保証および誓約の下での一切の権利行使のために求められる限り、交換代理人がかかる交換申込書および一切の関連する書面に含まれるデータを保管、処理および利用することに合意する。申込者はまた、アルゼンチン、その法律顧問にその身元を開示し、一切の交換申込書を提出するよう、その保管会社または申込者に代わり行為するその他所有者に取消不能な形で指示することに合意する。

< 中 略 >

- (d) 未決の判決または係属中の法的手続きの目的とされた対象証券のための特別の手続き

申込者の対象証券が(i)アルゼンチンに対する未決の支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令の対象である場合、または(ii)アルゼンチンに対する係属中の行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続きの対象である場合、申込者がそれらの対象証券につき取引しないことを合意したか否かにかかわらず、申込者または申込者を代理する仲介金融機関は、当該事実を開示しなければならない。さらに、提供による申込みの前提として、申込者の申し込む対象証券に関するアルゼンチンに対する行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続きを終了し、申込者の申し込む対象証券に関するすべての請求からアルゼンチンを解放し、申込者の申し込む対象証券に関してアルゼンチンに対して取得されたいかなる支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令もすべて失効させ、アルゼンチンに対するいかなる支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令を失効する権利を放棄することに同意しなければならない。また申込者は、当該アルゼンチンに対する行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続きを特定するとともに、申込者の申し込む対象証券に関するいかなる係属中の手続きも終了させおよびいかなる未決の支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令を失効させるためにアルゼンチンが要求するすべての追加的な書類、裁判所への提出書類またはさらなる許可を交付しなければならない。これらの特別な手続きおよび同意については、上記(c)「対象証券の申込みに関する表明、保証および約束」を参照のこと。

< 中 略 >

< 訂正後 >

- (a) 交換手続

< 中 略 >

なお、実際に申込者から券面の提供および当該「交換申込書」の提出を受け付け、申込者に代わり同大使館に送付する事務は、原則として、(i)保護預りをしている対象証券については、対象証券を当初販売し、これに伴い対象証券の保護預りを受けた預け先の仲介証券会社が、自主的に、または上記申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）の委託を受けて、また、(ii)その後譲渡、保管換え等により対象証券を当初販売した証券会社以外の証券会社が保管している場合または保護預りをしていない対象証券については、その後保護預りを受けた証券会社が自主的に、または上記申込取扱場所（アルゼンチン共和国大使館）の委託を受けて、それぞれ取扱いを行う。

< 中 略 >

本件交換の申込みがなされた後におけるスケジュールその他の条件については、上記「(1)募集日程」、「(2)元本維持債オプションの割当」、「(3)最低申込価額および撤回・譲渡の制限」に記載されたとおりであるが、本エクステンジ・オファーの割当結果は、当該決定および発表があった後速やかに共和国より同大使館からまたは同大使館を通じて上記申込手続の事務を取り扱った証券会社に通知され、その後当該証券会社から各申込者に通知を行う取扱いがなされる。また、本エクステンジ・オファーの早期終了、延長、撤回があった場合も、同様の方法により各申込者に通知を行う取扱いがなされる。

なお、2005年前対象証券について、本件交換の申込内容を共和国に伝達し、あるいは共和国からの割当結果を上記証券会社等に伝達するに際し、株式会社三菱東京UFJ銀行は、準交換代理人として、当該証券会社からの通知を受けて共和国の所定の連絡先に当該申込内容の情報を伝達し、および共和国からの通知を受けて当該証券会社に対して割当結果を伝達する事務を取扱う。2005年対象証券については、関連する各証券会社

が、共和国の所定の連絡先に当該申込内容の情報を伝達する。

< 中 略 >

(b) 2017年グローバル債

2017年グローバル債の発行および交付は、2005年前対象証券の交換手続に従って行われる。

< 中 略 >

(c) 対象証券の申込みに関する表明、保証および約束

< 中 略 >

14. (a) かかる対象証券ならびに移転および真正のすべての証拠および真正をアルゼンチンに、またはアルゼンチンの命令に応じて示し、(b) かかる対象証券を移転または消却のために提示し、(c) すべての利益を受領し、そうでなければかかる対象証券の実質所有者のすべての権利を行使し、および(d) 申込まれる対象証券の消却後および消却と引き換えに発行される本債券または現金支払い（適用ある場合）を申込者に代わり受領するため、申込者は、申込むすべての対象証券に関して、申込者の真実かつ合法的な代理人（交換代理人がアルゼンチンの代理人としても行為することを完全に理解している。）として交換代理人またはその後任者（および申込者の保管会社または申込者に代わり行為するその他の所有者もしくは第三者）を選任および任命し、その代替の完全な権限を有する。

< 中 略 >

20. 申込者が申込んだ対象証券は、アルゼンチン、またはかかる対象証券の受託会社もしくは財務代理人に対する一切の行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続（申込者が申込んだ対象証券に関連する期限が到来した利息、元本またはその他すべての全額の支払いに対する請求または弁護士費用および裁判所手数料の補償として求められる請求を含む。）の対象ではない。ただし、申込者が申込む対象証券がかかる法的手続の対象である限り、(a) 申込者は、申込む対象証券の消却および決済（申込者の新証券の引渡または現金支払い（適用ある場合）を含む。）が本エクスチェンジ・オファーの条件に従い発生する場合、およびその限りにおいて、その完全で最終的な和解でかかる法的手続（アルゼンチンがいかなる裁判所手数料も負担しない場合を除き、各当事者が自身の弁護士手数料および費用を負う。）を放棄、取り下げ、撤回および終了することに合意し、弁護士または代理人の契約の一切の権限の終了を含むがこれに限定されない、かかる撤回および取り下げのために必要または適切な措置を直ちに取ることに合意する、(b) 申込者は法的手続を確定的に撤回、取り下げおよび終了させるため、アルゼンチン（またはその法律顧問）が一切の資料を、かかる手続きが係属しているまたは支払命令、判決、仲裁の裁定その他命令を発したもしくは承認したあらゆる行政機関、裁判所またはその他の機関に提出することを認める、および(c) 申込者は、その完全で最終的な和解で一切の係属中のアルゼンチンに対する行政、訴訟、仲裁その他の法的手続を確定的に撤回、取り下げおよび終了するためアルゼンチンの要請の通り、前期申込期限または期間満了日に続き不当な遅滞なく、すべての追加資料、裁判所の書類またはさらなる許可を申込者の保管会社およびアルゼンチン（またはその法律顧問）に提出することに合意し、これによりその法律顧問が提出することを認める。

21. 申込者が申込む対象証券に関連して、アルゼンチンに対する支払命令、裁判所の判決、仲裁裁判所からの裁定またはその他命令（アルゼンチン（アルゼンチンの一切の公的機関または関連会社を含む。）に期限が到来した利息、元本または申込む対象証券に関連してもしくは弁護士費用および裁判所手数料の補償として求められるその他一切の金額を支払うことを要請する支払命令、判決、仲裁の裁定またはその他命令を含む。）を取得した限りにおいて、(a) 申込む対象証券のかかる消却および決済（申込者の新証券の引渡または現金支払い（適用ある場合）を含む。）が本エクスチェンジ・オファーの条件に従い発生する場合、またその限りにおいて、申込者はこれにより、かかるアルゼンチンもしくはかかる対象証券の受託会社もしくは財務代理人に対する支払命令、判決、仲裁の裁定またはその他命令を執行する権利を取消不能な形で放棄する、(b) 支払命令、判決、仲裁の裁定その他命令（もしくは申込者が関係する支払命令、判決、仲裁の裁定その他命令の一部）を完全に撤回、取り下げおよび/または取り消させるため、申込者はこれによりアルゼンチン（またはその法律顧問）が一切の資料をあらゆる行政機関、裁判所または支払命令、判決、仲裁の裁定その他命令を発したまたは承認したその他の機関に提出することを認める、および(c) 申込者は、アルゼンチンに対する一切の支払命令、裁判所の判決、仲裁の裁定その他命令（または申込者が関係するかかる支払い命令、判決、仲裁の裁定その他命令の一部）を完全に取り下げおよび取り消すアルゼンチンの要請の通り、前期申込期限または期間満了日（適

用ある場合)に続き不当な遅滞なく、すべての適切な資料または裁判所の書類を申込者の保管会社、情報取扱代理人およびアルゼンチン(またはその法律顧問)に自らまたは自らの法律顧問により提出することに合意する。

< 中 略 >

25. エクスチェンジ・オファーに従い申込者が受領する一切のGDP連動証券の対価として、(a) 申込者は、2005年6月2日(当日を含む。)から2009年12月31日(当日を含まない。)までに、GDP連動証券がかかる期間中に発行済であったものとみなし、支払われたであろうGDP連動証券に関するすべての支払いを受領した(およびその実際の受領を放棄する)とみなされる、(b) 支払われたとみなされるかかる以前の支払いは、GDP連動証券の存続期間にわたり、支払われた通貨の単位ごとに測定される合計支払上限0.48に含めて計算される、および(c) 申込者のGDP連動証券は2005年GDP連動証券の支払上限額に達するいかなる年にも期限が到来する。

< 中 略 >

28. 対象証券と引き換えに申込者が受領することができる対価は、主決済機構の共通保管人のノミニーの名義で登録され、かかる共通保管人に預託される。これにより、申込者の証券預託口座に関する契約に従い手数料が増加する可能性がある。
29. 申込者は、対象証券の新証券または現金(適用ある場合)との潜在的な交換に関してアルゼンチンと契約上の関係を締結する申し出が、その交換申込書に含まれること、また結果としてかかる交換申込書または申込者の保管会社もしくはその他仲介機関に提出される書面に含まれる情報が、かかる本エクスチェンジ・オファーの決済に関連して求められることがあることを認識する。申込者は、本エクスチェンジ・オファーの決済および/または本エクスチェンジ・オファーに関連して与えられる表明、保証および誓約の下での一切の権利行使のために求められる限り、交換代理人がかかる交換申込書および一切の関連する書面に含まれるデータを保管、処理および利用することに合意する。申込者はまた、アルゼンチン、その法律顧問にその身元を開示し、一切の交換申込書を提出するよう、その保管会社または申込者に代わり行為するその他所有者に取消不能な形で指示することに合意する。

< 中 略 >

- (d) 未決の判決または係属中の法的手続きの目的とされた対象証券のための特別の手続き

申込者の対象証券が(i)アルゼンチンに対する未決の支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令の対象である場合、または(ii)アルゼンチンに対する係属中の行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続きの対象である場合、申込者がそれらの対象証券につき取引しないことを合意したか否かにかかわらず、申込者または申込者を代理する仲介金融機関は、当該事実を開示しなければならない。さらに、提供による申込みの前提として、本エクスチェンジ・オファーの決済を条件として、申込者の申し込む対象証券に関するアルゼンチンに対する行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続きを終了し、申込者の申し込む対象証券に関するすべての請求からアルゼンチンを解放し、申込者の申し込む対象証券に関してアルゼンチンに対して取得されたいかなる支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令もすべて失効させ、アルゼンチンに対するいかなる支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令を失効する権利を放棄することに同意しなければならない。また申込者は、当該アルゼンチンに対する行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続きを特定するとともに、申込者の申し込む対象証券に関するいかなる係属中の手続きも終了させおよびいかなる未決の支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令を失効させるためにアルゼンチンが要求するすべての追加的な書類、裁判所への提出書類またはさらなる許可を交付しなければならない。これらの特別な手続きおよび同意については、上記(c)「対象証券の申込みに関する表明、保証および約束」を参照のこと。

< 中 略 >

債券の管理会社

< 訂正前 >

2017年グローバル債および2013年債に関する受託会社(以下「受託会社」という。)は、以下のとおりである。

受託会社

名称	所在地
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	101 Barclay Street Floor 21 West Corporate Trust Administration New York, New York 10286

元本削減債および元本維持債（GDP連動証券を含む。）については、債券の管理会社は設置されない。なお、これに伴うリスクについては、「第5 . その他の記載事項 2 . リスク要因」を参照のこと。

<訂正後>

2017年グローバル債に関する受託会社（以下「受託会社」という。）は、以下のとおりである。

受託会社	
名称	所在地
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	101 Barclay Street Floor 21 West Corporate Trust Administration New York, New York 10286 United States

元本削減債および元本維持債（GDP連動証券を含む。）については、債券の管理会社は設置されない。なお、これに伴うリスクについては、「第5 その他の記載事項 - 2 . リスク要因」を参照のこと。

< 中 略 >

元本削減債および元本維持債ならびにGDP連動証券

< 中 略 >

4【償還の方法】

< 中 略 >

元本削減債および元本維持債

< 中 略 >

<訂正前>

かかる買取、交換または修正の手続きに参加するためには、元本削減債または元本維持債の保有者は、2017年グローバル債または2013年債をそれぞれ、保有者が申し込む元本削減債または元本維持債の元本金額と共に、当初発行される2017年グローバル債または2013年債の元本金額に等しい元本金額にて払戻すことが必要である。さらに、当該申込保有者は、当該元本削減債または元本維持債との交換により提供される対象証券の対象金額に等しい想定元本にてGDP連動証券を払戻すまたは、活発な取引市場および流通市場相場が、GDP連動証券について存在する場合に限り、かかる将来の取引の発表よりも少なくとも1か月前である市場監視日に算定されるGDP連動証券の金額の市場価格に等しい金額をアルゼンチンに現金にて支払うことが必要である。この目的上、「市場監視日」とは、受託会社がGDP連動証券の市場価格を算定する各月の最終日のことである。

<訂正後>

かかる買取、交換または修正の手続きに参加するためには、元本削減債の保有者は、2017年グローバル債を、保有者が申し込む元本削減債の元本金額と共に、当初発行される2017年グローバル債の元本金額に等しい元本金額にて払戻し、元本維持債の保有者は、保有者が申し込む元本維持債の元本金額と共に、当該元本維持債と共に交付された現金と同額の現金を交付することが必要である。さらに、当該保有者は、当該元本削減債または元本維持債との交換により提供される対象証券の対象金額に等しい想定元本にてGDP連動証券を払戻すまたは、活発な取引市場および流通市場相場が、GDP連動証券について存在する場合に限り、かかる将来の取引の発表よりも少なくとも1か月前である市場監視日に算定されるGDP連動証券の金額の市場価格に等しい金額をアルゼンチンに現金にて

支払うことが必要である。この目的上、「市場監視日」とは、受託会社がGDP連動証券の市場価格を算定する各月の最終日のことである。

< 中 略 >

7【債券の管理会社の職務】

< 訂正前 >

本債券については債券の管理会社は設置されない。(なお、これに伴うリスクについては、第5 2 . リスク要因」を参照のこと。)

< 訂正後 >

本債券については債券の管理会社は設置されない。(なお、これに伴うリスクについては、「第5 その他の記載事項 - 2 . リスク要因」を参照のこと。)

< 中 略 >

9【課税上の取扱い】

(1)アルゼンチン共和国の租税

< 訂正前 >

(イ) 共和国の現行法令の下では、本債券または関連利札（GDP連動証券を含む。）の所持人が共和国の非居住者たる個人または共和国内で設立されておらず、かつ共和国内に恒久的施設を有さない法人である場合、当該所持人に対する債券の元本または利息の支払い（GDP連動証券に基づく支払いを含む。）には共和国の租税は課せられず、またこの者への支払いに対し共和国の租税の源泉徴収は要求されない。さらに、債券の売却または交換から得る利益に対し、その所持人は共和国の所得税を課せられない。

アルゼンチン個人資産税法修正法に基づき、共和国内外に居住する個人および共和国外に住所を置く一定の法人は、課税年度の12月31日現在有している資産（有価証券を含む。）価額の0.5%の割合で、当該資産に対し課税（以下「個人資産税」という。）される。ただし共和国外に居住する個人および一定の法人の場合は、共和国内に存在する資産についてのみ個人資産税が適用される。この課税目的上、債券は共和国内に存在する資産とみなされる。

(ロ) 共和国による本債券および利札に関する元利金の支払い、ならびにGDP連動証券に基づく支払いは、すべて、共和国によりもしくは共和国内で、または共和国におけるもしくは共和国の税務当局により賦課、徴収、取立または源泉徴収が行われる現在または将来の租税、負担金、賦課金その他の公租公課（以下「租税」と総称する。）を、その性質の如何を問わず、負担することなく、また源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律によって要求される場合はこの限りではない。かかる場合、共和国は、本債権者（場合により）利札の所持人（以下「利札所持人」という。）またはGDP連動証券の所持人（以下「GDP連動証券所持人」という。）がかかる源泉徴収または控除を要求されなければ受領することになっていた金額と等しい金額（GDP連動証券の場合は、追加額はアルゼンチンペソ建てで計算した金額）を受領することとなるよう追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、下記の場合には本債券、利札またはGDP連動証券に関してかかる追加額は支払われない。

(一) 本債権者、利札所持人またはGDP連動証券所持人（またはそれらの代理人たる第三者）が本債券、利札またはGDP連動証券の単なる保有以外に共和国と関連を有することを理由として、かかる本債券、利札またはGDP連動証券に関し当該租税を支払う義務を負う場合。

(二) 関連日から30日以上経過した後本債券、利札またはGDP連動証券の支払いのために呈示された場合、ただし、本債権者、利札所持人またはGDP連動証券所持人がかかる30日間の最終日に支払いのために呈示すれば受領できていた追加額についてはこの限りではない。

本書において「関連日」とは、本債券、利札またはGDP連動証券に関する支払期限が最初に到来した日をいうものとするが、もし支払うべき金額の全額が当該支払期日に支払われない場合には、共和国が、「12 その他 - (2)」に従い、支払いが可能となった旨の公告を適法になした日を意味する。

債券の要項において、元金または利息（GDP連動証券に関する支払いを含む。）には、本節に従い元金または利息（GDP連動証券に関する支払いを含む。）に関しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなされる。

< 訂正後 >

以下の考察は、申込者が共和国の非居住者たる対象証券の保有者であり、本エクステンジ・オファーに基づき対象証券を提供する場合に関連する可能性のある、共和国の連邦税の特定の解釈を要約したものである。この要約において、対象証券または新証券を保有する申込者が共和国の非居住者たる個人または共和国内で設立されておらず、かつ共和国内に恒久的施設を有さない法人である場合、当該申込者は非居住者所持人となる。この要約はまた、申込者が、新証券の保有および売却に関連し新証券の非居住者所持人である場合に参考になることもある。本要約は、現在有効である共和国の法律、規則および規定（変更される可能性がある

る。)に基づくものである。

本要約は、申込者が共和国の非居住者である場合において本エクステンジ・オファーに基づく対象証券と新証券の交換または新証券の受領、保有もしくは売却について、アルゼンチン法に基づく税効果の完全な分析を構成するまたは申込者が共和国の居住者である場合において適用される可能性のある税効果について説明することを目的とするものではない。

(a) 申込者が、本エクステンジ・オファーに基づき対象証券を新証券に交換し、かつ(b) 申込者が共和国の非居住者である場合、新証券の受領に対し共和国の租税の源泉徴収は要求されない。

本エクステンジ・オファーに基づく対象証券と新証券との交換は、印紙税またはその他類似の共和国の課税の対象にはならない。

新証券の売却または交換から得られる利得は、共和国の所得税または付加価値税のいずれの課税対象ともならず、当該所持人が、新証券の所持人として以外に共和国と関係がない場合、当該所持人は、かかる新証券の保有に関して推定最低所得税を課せられない。

租税の源泉徴収が課される場合、共和国は、新証券に対する追加金額（下記「追加金額」に記載の一定の制限をうける。）の支払いを行うと約束している。

新証券の所持人が国内の銀行の当座預金口座を通じて支払い受領する範囲で、金融取引についての税金が適用される場合がある。

新証券の要項のいずれかを強制履行するために、ブエノスアイレス市において訴訟手続きを始めることが必要となった場合、請求額の3%の訴訟費用が課される。

現在有効であるアルゼンチン法に基づき、当該申込者が、新証券の非居住者所持人である場合、新証券についての元利金の支払いは、共和国の所得税または源泉徴収税いずれの課税対象ともならない。

追加金額

アルゼンチンは、日本法またはニューヨーク法に準拠する新証券についての元利金その他の金額のすべての支払いを、アルゼンチンによって源泉されまたは課される現在または将来の租税その他の公租公課を控除または源泉徴収することなく行う。ただし、控除または源泉徴収が法により要求される場合を除く。アルゼンチンが控除または源泉徴収を行うことが必要となった場合は、かかる控除または源泉徴収がなければ受領されるはずであった金額を保有者が受領することができるために必要な追加額の支払いを行う。

しかしアルゼンチンは、日本法またはニューヨーク法に準拠する新証券につき、下記のいずれかを原因として課される一切の公租公課に関して、追加額の支払いを行わない。

- ・ 保有者が単なる新証券の保有、または新証券に関しての元金、プレミアム、利息、その他の金額の支払いの受領以外のアルゼンチンとの何らかの関係を有していることを理由として、保有者が新証券に関して税負担の義務を負うとき。
- ・ 欧州委員会指令2003/48/ECまたは貯蓄所得に対する課税に関する2002年11月26日および27日の経済蔵相理事会の結論を実施するその他の指令またはかかる指令を実施もしくはこれに適合する法律もしくはこれに適合するために導入された法律に従い、かかる源泉徴収もしくは控除が個人に対する支払に課せられ、かつ、かかる源泉徴収もしくは控除をなすことを要する場合、欧州連合加盟国における他の受託会社の支払代理人に対して新証券を呈示していれば源泉徴収もしくは控除を回避することができたであろう所持人によりまたはこれに代わり新証券が支払呈示された場合。
- ・ 関連日（以下に定義される。）から30日を経過した日より後に、支払いのための新証券の提示がなされたとき。ただし、当該30日の期間の最終日に支払いのための新証券の提示を行えば、追加額の支払いを受けられた場合を除く。

新証券に関する「関連日」とは、新証券に関する支払いが最初に支払期限が到来した日または（受託会社が当該支払日までに支払金額全額を受領していない場合は）当該支払金額が受領され、下記「11 公告」に従った公告が保有者に行われた日をいう。

< 中 略 >

12【その他】

< 中 略 >

(9) GDP連動証券の要項

< 訂正前 >

1. 対象証券の申込みにより受領するGDP連動証券

(a) 申込者が、2005年前対象証券との交換により元本削減債オプションを選択するまたはその割当てを受ける場合、申込者は、元本削減債および2017年グローバル債と共にGDP連動証券を受領する。

(b) 申込者が、2005年前対象証券との交換により元本維持債オプションを選択するまたはその割当てを受ける場合、申込者は、元本維持債および2013年債と共にGDP連動証券を受領する。

(c) 申込者が2005年対象証券を提供する場合、申込者はGDP連動証券を受領しない。

2. GDP連動証券の要項

(a) 無額面

GDP連動証券は、共和国の国内総生産（以下「GDP」という。）およびその他の一定の条件を満たした場合にのみ支払われる金員を表章する。GDP連動証券の支払金額は共和国のGDPに基づいて計算され、その支払いは、本第(10)項および債券の要項に基づいてなされる。

< 中 略 >

(c) GDP連動証券所持人に対する支払額

< 中 略 >

本第(10)項において、「支払対象超過GDP」とは、次のように計算される。

< 中 略 >

本第(10)項において、「GDP実績」とはINDECが公表する各暦年におけるアルゼンチンペソで表示される共和国のGDPを意味する。GDP実績は現在のところ基準価格の年度を1993年としてINDECが算出している。いかなる年においても、GDP実績を算出する基準価格の年度をINDECが変更した場合には、基準GDPはその変更按比例して調整される。本第(10)項において、各基準年度における「基準GDP」は、以下の表の通りである。

< 中 略 >

GDP連動証券の支払金額の計算はアルゼンチンペソで行うものとするが、支払通貨は日本円とする。アルゼンチンペソを日本円に換算するにあたっては、基準年度の12月31日に先立つ15暦日間の自由市場における為替レートの平均値を適用する。

なお、交換により交付される2017年グローバル債または2013年債は、2009年12月15日にGDP連動証券に支払うべき支払いに対応する部分を含んでいる。

(d) GDP連動証券所持人集会

< 中 略 >

(e) GDP連動証券の要項

GDP連動証券の要項に別段の定めがない限り、GDP連動証券は当初添付された本債券の債券の要項に従うものとする。

< 訂正後 >

1. 対象証券の申込みにより受領するGDP連動証券

(a) 申込者が、2005年前対象証券との交換により元本削減債オプションを選択するまたはその割当てを受ける場合、申込者は、元本削減債および2017年グローバル債と共にGDP連動証券を受領する。

(b) 申込者が、2005年前対象証券との交換により元本維持債オプションを選択するまたはその割当てを受ける場合、申込者は、元本維持債と共にGDP連動証券を受領する。申込者はこれらの証券に加えて、一定の現金を円で受領する。

(c) 申込者が2005年対象証券を提供する場合、申込者はGDP連動証券を受領しない。

2. GDP連動証券の要項

(a) 無額面

GDP連動証券は、共和国の国内総生産（以下「GDP」という。）およびその他の一定の条件を満たした場合にのみ支払われる金員を表章する。GDP連動証券の支払金額は共和国のGDPに基づいて計算され、その支払いは、本第(9)項および債券の要項に基づいてなされる。

< 中 略 >

(c) GDP連動証券所持人に対する支払額

< 中 略 >

本第(9)項において、「支払対象超過GDP」とは、次のように計算される。

< 中 略 >

本第(9)項において、「GDP実績」とはINDECが公表する各暦年におけるアルゼンチンペソで表示される共和国のGDPを意味する。GDP実績は現在のところ基準価格の年度を1993年としてINDECが算出している。いかなる年においても、GDP実績を算出する基準価格の年度をINDECが変更した場合には、基準GDPはその変更按比例して調整される。本第(9)項において、各基準年度における「基準GDP」は、以下の表の通りである。

< 中 略 >

GDP連動証券の支払金額の計算はアルゼンチンペソで行うものとするが、支払通貨は日本円とする。アルゼンチンペソを日本円に換算するにあたっては、基準年度の12月31日に先立つ15暦日間の自由市場における為替レートの平均値を適用する。

(d) GDP連動証券所持人集会

-

< 中 略 >

(e) GDP連動証券の要項

GDP連動証券の要項に別段の定めがない限り、GDP連動証券は本債券の債券の要項に従うものとする。

< 中 略 >

< 訂正前 >

2017年グローバル債および2013年債

3【利息支払の方法】

2017年グローバル債

2017年グローバル債は、1年を1か月30日の12か月からなる360日とする日割計算に基づき、年率(未定)%で利息が発生する。2017年グローバル債の利息は、前期決済期日(当日を含む。)から2017年グローバル債満期日(当日を含まない。)まで発生し、半年ごとに後払いされる。2017年グローバル債の利息のすべては、各利払日において現金により支払われる。

アルゼンチンは、2017年グローバル債の利払日を前期発表日に発表する。最初のかかる利払日は、前期決済期日から約6か月後である。

2013年債

2013年債は、1年を1か月30日の12か月からなる360日とする日割計算に基づき、年率(未定)%で利息が発生する。2013年債の利息は、最終決済期日(当日を含む。)から2013年債満期日(当日を含まない。)まで発生するものとし、半年ごとの各利払日に現金にて支払われる。

アルゼンチンは、2013年債の利払日を最終発表日に発表する。最初のかかる利払日は、最終決済期日から約6か月後である。

4【償還の方法】

2017年グローバル債

(1) 2017年グローバル債は、2017年グローバル債満期日に額面金額で償還される。

アルゼンチンは、2017年グローバル債満期日を前期発表日に発表する。2017年グローバル債満期日は、前期決済期日の7年目の応答日頃である。

2013年債

(1) 2013年債は、2013年債満期日に額面価額により償還される。

アルゼンチンは、2013年債満期日を最終発表日に発表する。2013年債満期日は、最終決済期日の3年目の応答日頃である。

2017年グローバル債および2013年債

(2) 本債券は、満期前償還ができず、減債基金の利益を享受することはできない。

(3) 共和国は、市場またはその他において、いつでも本債券を買取ることができ、満期を迎えていないすべての利札と共に買取りを行ったいずれの本債券の債券も消却を行うことができる。

5【元利金支払場所】

< 中 略 >

2017年グローバル債の利息または2017年グローバル債または2013年債の元本の支払日がいずれも営業日でない場合、アルゼンチンは翌営業日に支払いを行う。アルゼンチンはかかる支払いを、期日に支払われ支払いの遅延により本債券にいかなる利息も発生しないものとして取り扱う。

< 中 略 >

7【受託会社の職務】

< 中 略 >

9【課税上の取扱い】

(1)アルゼンチン共和国の租税

(イ) 共和国の現行法令の下では、本債券（GDP連動証券を含む。）の登録名義所持人が共和国の非居住者たる個人または共和国内で設立されておらず、かつ共和国内に恒久的施設を有さない法人である場合、当該登録名義所持人に対する債券の元本または利息の支払い（GDP連動証券に基づく支払いを含む。）には共和国の租税は課せられず、また当該所持人への支払いに対し共和国の租税の源泉徴収は要求されない。さらに、債券の売却または交換から得る利益に対し、その登録名義所持人は共和国の所得税を課せられない。

アルゼンチン個人資産税法修正法に基づき、共和国内外に居住する個人および共和国外に住所を置く一定の法人は、課税年度の12月31日現在有している資産（有価証券を含む。）価額の0.5%の割合で、当該資産に対し課税（以下「個人資産税」という。）される。ただし共和国外に居住する個人および一定の法人の場合は、共和国内に存在する資産についてのみ個人資産税が適用される。この課税目的上、債券は共和国内に存在する資産とみなされる。

(ロ) 共和国による本債券に関する元本、プレミアム（もしあれば）および利息の支払ならびにGDP連動証券に基づく支払はすべて、共和国または課税権限を有する共和国内のもしくは共和国の機関によりもしくはその中において賦課、徴収、源泉徴収もしくは査定されるいかなる性質の現在もしくは将来の公租公課、賦課金、査定もしくは政府負担金（以下「租税」と総称する。）を課せられることなく、またそのためもしくはこれを理由とする源泉徴収もしくは控除なくされる。ただし、かかる源泉徴収もしくは控除が法律により要求される場合はこの限りでない。かかる場合、共和国は本債券の登録所持人またはGDP連動証券の所持人（以下「GDP連動証券所持人」という。）に対して、かかる源泉徴収もしくは控除が要求されなければかかる所持人が受領したであろう元本、プレミアムおよび利息の金額、またはGDP連動証券の場合はアルゼンチンペソ建てで計算した金額、をかかるとして受けられるような追加額（以下「追加額」という。）を支払うものとする。ただし、かかる追加額は本債券に関し、(i)所持人が本債券の単なる所有または本債券に関する元本、プレミアムもしくは利息に基づく支払の受領以外で共和国と一定の関係性を有するという理由により、本債券につきかかる租税債務を負担する場合においては、当該所持人（または所持人を代理する第三者）に対して、(ii)欧州理事会指令2003/48/ECまたは貯蓄所得に対する課税に関する2002年11月26日および27日の経済蔵相理事会の結論を実施するその他の指令またはかかる指令を実施もしくはこれに適合する法律もしくはこれに適合するために導入された法律に従い、かかる源泉徴収もしくは控除が個人に対する支払に課せられ、かつ、かかる源泉徴収もしくは控除をなすことを要する場合、(iii)欧州連合加盟国における他の受託会社の支払代理人に対して当該本債券を呈示していれば源泉徴収もしくは控除を回避することができたであろう所持人によりまたはこれに代わり支払呈示された場合、または(iv)関連日（本(ロ)に定義される。）後30日を超えて支払呈示された場合（ただし、その所持人がかかる30日の期間の末日にこれを呈示して追加額を受けることができたであろう場合はこの限りでない。）、支払されないものとする。

いずれかの本債券またはGDP連動証券に関する「関連日」とは、これに関する支払期日が到来する日または（当該日に支払われるべき金銭全額が受託会社によりその期日以前に受領されていない場合は）当該金銭がすでに受領され、支払のために利用することができる旨の通知が所持人に適法に発せられた日をいう。債券の要項において「元本」および/または「利息」（GDP連動証券に関する支払を含む。）という場合は、本債券（またはGDP連動証券）につき支払われることのある追加額を包含するものとみなされるものとする。

10【準拠法および管轄裁判所】

< 中 略 >

(e) 下記(f)に従い、共和国はここに、マンハッタン行政区に所在するニューヨーク州または米国連邦の裁判所において共和国に対して提起された事件において、ニューヨークの法律に準拠した関連判決の強制もしくは執行のための訴訟もしくは訴訟手続において訴状送達を受けることのある共和国の委任代理人（以下「委任代理人」という。）を指名し、また、その者が共和国によりかかる目的のための代理人として維持されていない場合は、新委任代理人を指名する。かかる指名は英国の法律に準拠した本債券すべての期限が到来したおよび到来する元本お

よび利息の全額が債券の要項に従い受託会社に提供され、かつ、受託会社が債券の要項に従い所持人に対して、所持人に対するかかる支払金額が利用可能である旨の通知を発するまでは取消することができないものとする。ただし、何らかの理由により、かかる委任代理人が委任代理人として行為することができなくなった、またはニューヨーク市に住所を有しなくなった場合において、共和国はその自由裁量による選定により、ニューヨーク市における他の者にかかる委任代理人として指名する場合はこの限りでない。いずれかの本債券の発行日までに、共和国はかかる委任代理人指名に対する承諾を得るものとし、かかる承諾の写しを受託会社に提供するものとする。共和国は、上記のとおり当該指名が完全に有効に存続するのに必要な一切の行為(一切の書類および証書の作成および提出を含む。)をなすものとする。上記の住所(かかる住所は、委任代理人より本債券の各当事者に通知することにより、ニューヨーク市内において変更することができる。)における委任代理人に対する訴状の送達は、すべての点において、共和国に対する有効な訴状送達とみなされるものとする。

本(e)の規定は、受託会社または(信託契約および本債券により許容された本債権者による訴訟もしくは訴訟手続きに関しては)本債権者が法律により認められているその他一切の方法による訴状送達を行う権利に影響をあたえるものでなく、またその他の法域の裁判所において共和国もしくはその財産に対して訴訟もしくは訴訟手続を提起する受託会社または当該本債権者の権利に影響を与えるものではないものとする。

上記(a)および本(e)に定める指名および裁判管轄の受諾は当該裁判所における共和国のさらなる行為を要することなく本債券の作成により効力を生ずることが意図され、本債券の正本の証拠提出はかかる権利放棄の確定的かつ終局的な証拠となるものとする。

<訂正後>

2017年グローバル債

3【利息支払の方法】

2017年グローバル債は、1年を1か月30日の12か月からなる360日とする日割計算に基づき、年率8.75%で利息が発生する。2017年グローバル債の利息は、前期決済期日(当日を含む。)から2017年グローバル債満期日(当日を含まない。)まで発生し、半年ごとに後払いされる。2017年グローバル債の利息のすべては、各利払日において現金により支払われる。

アルゼンチンは、2017年グローバル債の利払日を前期発表日に発表する。最初のかかる利払日は、前期決済期日から約6か月後である。

4【償還の方法】

(1) 2017年グローバル債は、2017年グローバル債満期日に額面金額で償還される。

アルゼンチンは、2017年グローバル債満期日を前期発表日に発表する。2017年グローバル債満期日は、前期決済期日の7年目の応答日頃である。

(2) 本債券は、満期前償還ができず、減債基金の利益を享受することはできない。

(3) 共和国は、市場またはその他において、いつでも本債券を買取ることができ、満期を迎えていないすべての利札と共に買取りを行いたいいずれの本債券の債券も消却を行うことができる。

5【元利金支払場所】

<中略>

2017年グローバル債の利息または2017年グローバル債の元本の支払日がいずれも営業日でない場合、アルゼンチンは翌営業日に支払いを行う。アルゼンチンはかかる支払いを、期日に支払われ支払いの遅延により本債券にいかなる利息も発生しないものとして取り扱う。

<中略>

7【債券の管理会社の職務】

本債券については債券の管理会社は設置されない。

<中略>

9【課税上の取扱い】

(1) アルゼンチン共和国の租税

以下の考察は、申込者が共和国の非居住者たる対象証券の保有者であり、本エクスチェンジ・オファーに基づき対象証券を提供する場合に関連する可能性のある、共和国の連邦税の特定の解釈を要約したものである。この要約において、対象証券または新証券を保有する申込者が共和国の非居住者たる個人または共和国内で設立されておらず、かつ共和国内に恒久的施設を有さない法人である場合、当該申込者は非居住者所持人となる。この要約はまた、申込者が、新証券の保有および売却に関連し新証券の非居住者所持人である場合に参考になることもある。本要約は、現在有効である共和国の法律、規則および規定(変更される可能性がある

る。)に基づくものである。

本要約は、申込者が共和国の非居住者である場合において本エクステンジ・オファーに基づく対象証券と新証券の交換または新証券の受領、保有もしくは売却について、アルゼンチン法に基づく税効果の完全な分析を構成するまたは申込者が共和国の居住者である場合において適用される可能性のある税効果について説明することを目的とするものではない。

(a) 申込者が、本エクステンジ・オファーに基づき対象証券を新証券に交換し、かつ(b) 申込者が共和国の非居住者である場合、新証券の受領に対し共和国の租税の源泉徴収は要求されない。

本エクステンジ・オファーに基づく対象証券と新証券との交換は、印紙税またはその他類似の共和国の課税の対象にはならない。

新証券の売却または交換から得られる利得は、共和国の所得税または付加価値税のいずれの課税対象ともならず、当該所持人が、新証券の所持人として以外に共和国と関係がない場合、当該所持人は、かかる新証券の保有に関して推定最低所得税を課せられない。

租税の源泉徴収が課される場合、共和国は、新証券に対する追加金額（下記「追加金額」に記載の一定の制限をうける。）の支払いを行うと約束している。

新証券の所持人が国内の銀行の当座預金口座を通じて支払い受領する範囲で、金融取引についての税金が適用される場合がある。

新証券の要項のいずれかを強制履行するために、ブエノスアイレス市において訴訟手続きを始めることが必要となった場合、請求額の3%の訴訟費用が課される。

現在有効であるアルゼンチン法に基づき、当該申込者が、新証券の非居住者所持人である場合、新証券についての元利金の支払いは、共和国の所得税または源泉徴収税いずれの課税対象ともならない。

追加金額

アルゼンチンは、日本法またはニューヨーク法に準拠する新証券についての元利金その他の金額のすべての支払いを、アルゼンチンによって源泉されまたは課される現在または将来の租税その他の公租公課を控除または源泉徴収することなく行う。ただし、控除または源泉徴収が法により要求される場合を除く。アルゼンチンが控除または源泉徴収を行うことが必要となった場合は、かかる控除または源泉徴収がなければ受領されるはずであった金額を保有者が受領することができるために必要な追加額の支払いを行う。

しかしアルゼンチンは、日本法またはニューヨーク法に準拠する新証券につき、下記のいずれかを原因として課される一切の公租公課に関して、追加額の支払いを行わない。

- 保有者が単なる新証券の保有、または新証券に関しての元金、プレミアム、利息、その他の金額の支払いの受領以外のアルゼンチンとの何らかの関係を有していることを理由として、保有者が新証券に関して税負担の義務を負うとき。
- 欧州委員会指令2003/48/ECまたは貯蓄所得に対する課税に関する2002年11月26日および27日の経済蔵相理事会の結論を実施するその他の指令またはかかる指令を実施もしくはこれに適合する法律もしくはこれに適合するために導入された法律に従い、かかる源泉徴収もしくは控除が個人に対する支払に課せられ、かつ、かかる源泉徴収もしくは控除をなすことを要する場合、欧州連合加盟国における他の受託会社の支払代理人に対して新証券を呈示していれば源泉徴収もしくは控除を回避することができたであろう所持人によりまたはこれに代わり新証券が支払呈示された場合。
- 関連日（以下に定義される。）から30日を経過した日より後に、支払いのための新証券の提示がなされたとき。ただし、当該30日の期間の最終日に支払いのための新証券の提示を行えば、追加額の支払いを受けられた場合を除く。

新証券に関する「関連日」とは、新証券に関する支払いが最初に支払期限が到来した日または（受託会社が当該支払日までに支払金額全額を受領していない場合は）当該支払金額が受領され、下記「11 公告」に従った公告が保有者に行われた日をいう。

10【準拠法および管轄裁判所】

< 中 略 >

(e) 下記(f)に従い、共和国はここに、マンハッタン行政区に所在するニューヨーク州または米国連邦の裁判所において共和国に対して提起された事件において、ニューヨークの法律に準拠した関連判決の強制もしくは執行のための訴訟もしくは訴訟手続において訴状送達を受けることのある共和国の委任代理人（以下「委任代理人」という。）としてバンコ・デ・ラ・ナシオン・アルヘンティーナ(Banco de la Nación Argentina)(住所: 230 Park Avenue, 3rd Floor - East Wing, New York, New York 10169 United States)を指名し、また、その者が共和国によりかかる目的のための代理人として維持されていない場合は、新委任代理人を指名する。かかる指名は英国の法律に準拠した本債券すべての期限が到来したおよび到来する元本および利息の全額が債券の要項に従い受託会社に提供され、かつ、受託会社が債券の要項に従い所持人に対して、所持人に対するかかる支払金額が利用可能である旨の通知を発するまでは取消することができないものとする。ただし、何らかの理由により、かかる委任代理人が委任代理人として行為することができなくなった、またはニューヨーク市に住所を有しなくなった場合において、共和国はその自由裁量による選定により、ニューヨーク市における他の者にかかる委任代理人として指名する場合はこの限りでない。いずれかの本債券の発行日までに、共和国はかかる委任代理人指名に対する承諾を得るものとし、かかる承諾の写しを受託会社に提供するものとする。共和国は、上記のとおり当該指名が完全に有効に存続するのに必要な一切の行為（一切の書類および証書の作成および提出を含む。）をなすものとする。上記の住所（かかる住所は、委任代理人より本債券の各当事者に通知することにより、ニューヨーク市内において変更することができる。）における委

任代理人に対する訴状の送達は、すべての点において、共和国に対する有効な訴状送達とみなされるものとする。

本(e)の規定は、受託会社または（信託契約および本債券により許容された本債権者による訴訟もしくは訴訟手続きに関しては）本債権者が法律により認められているその他一切の方法による訴状送達を行う権利に影響をあたえるものでなく、またその他の法域の裁判所において共和国もしくはその財産に対して訴訟もしくは訴訟手続を提起する受託会社または当該本債権者の権利に影響を与えるものではないものとする。

上記(a)および本(e)に定める指名および裁判管轄の受諾は当該裁判所における共和国のさらなる行為を要することなく本債券の作成により効力を生ずることが意図され、本債券の正本の証拠提出はかかる権利放棄の確定的かつ終局的な証拠となるものとする。

-

< 中 略 >

第3【資金調達のための目的及び手取金の使途】

<訂正前>

現金による手取金はない。しかしながら、本債券に交換された対象証券は償還されることとなる。

<訂正後>

現金による手取金はない。しかしながら、本債券に交換された対象証券は消却されることとなる。

第4【法律意見】

<訂正前>

共和国の経済省法務担当次官により、以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (イ) 有価証券届出書およびその訂正届出書ならびにそれらの関東財務局長への提出は、共和国により正当かつ有効に授權されている。
- (ロ) 有価証券届出書で企図されているように本債券が、本債券に割当てられた対象証券との交換により、共和国に対しまたは共和国のために発行されたときは、日本国の法律に基づくその有効性を前提として、また、関連する大統領令が発せられることを前提として、本債券は有効に発行され、債券の要項に従った共和国の有効かつ法的拘束力のある債務となる。
- (ハ) 有価証券届出書中の共和国の法的事項の全記述は、すべて真実かつ正確である。
- (ニ) 有価証券届出書に記載されている本債券の公募は、共和国のいかなる法律または規則にも違反しない。

<訂正後>

共和国の経済省法務担当次官により、以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (イ) 有価証券届出書およびその訂正届出書ならびにそれらの関東財務局長への提出は、共和国により正当かつ有効に授權されている。
- (ロ) 有価証券届出書で企図されているように本債券が、本債券に割当てられた対象証券との交換により、共和国に対しまたは共和国のために発行されたときは、日本国の法律に基づくその有効性を前提として、本債券は有効に発行され、債券の要項に従った共和国の有効かつ法的拘束力のある債務となる。
- (ハ) 有価証券届出書中の共和国の法的事項の全記述は、すべて真実かつ正確である。
- (ニ) 有価証券届出書に記載されている本債券の公募は、共和国のいかなる法律または規則にも違反しない。

第5【その他の記載事項】

<中略>

2. リスク要因

<訂正前>

本エクステンジ・オファーに関するリスク要因

本エクステンジ・オファーに参加しないことのリスク

不履行状態にあり、かつ、申込みのなされない対象証券は無期限に不履行が続く可能性がある。

本エクステンジ・オファーに基づき交換されない不履行状態にある対象証券は、未償還で残存することになる。アルゼンチンは、本エクステンジ・オファーの終了後に未償還の不履行状態にある対象証券については、支払いを再開するための十分な資金を有しないことを予想している。したがって、申込者が不履行状態にあるその対象証券につき本エクステンジ・オファーに基づき申込みしないことを選択した場合、不履行状態にあるその対象証券につき将来、支払いを受けられる保証はない。

対象証券につき判決を取得し、またはこれを執行するため、アルゼンチンに対して訴訟を提起することを選択した場合、回収は困難である可能性がある。

アルゼンチンの歴史上、最悪の金融危機後においてその直面している制約に照らし、また、すべての申込者を公平に扱うためにも、アルゼンチンはその前回のエクステンジ・オファーに参加しなかった申込者がその不履行債権を行政、訴訟、仲裁およびその他の法的手続により回収しようとする試みに強く反対してきており、また、引き続き反対していく。申込者はアルゼンチンに対して支払命令、判決、仲裁判断またはその他の命令を取得することができたとしても、かかる支払命令、判決、仲裁判断またはその他の命令に基づき回収しまたはこれを執行することが困難である可能性がある。

本エクステンジ・オファーが完了した場合、交換されなかったいずれかのシリーズの対象証券の取引市場は流動性を欠くことになり、当該シリーズの対象証券の時価および申込者が対象証券を売却する能力は悪影響を受ける可能性がある。

本エクステンジ・オファーに従い申込みがなされ受諾されるすべての対象証券は、消却されることになる。本エクステンジ・オファーに基づくいずれかのシリーズの対象証券の交換および当該対象証券の消却はかかる事由がなければ取引所において取引されることのある当該シリーズの対象証券の元本総額を減少させることになる。これは本エクステンジ・オファーに従い交換されなかった当該シリーズの対象証券の流動性および時価に悪影響を及ぼす可能性がある。2005年前対象証券の流動性は本エクステンジ・オファーにより特に悪影響を受けることが予想される。その結果、申込者が本エクステンジ・オファーに参加しないことを選択した場合、申込者はその対象証券を売買することがさらに困難となり、また、その対象証券の時価は悪影響を受ける可能性がある。申込者が2005年前対象証券を保有している場合、その悪影響は最大となる可能性がある。

本エクステンジ・オファーに参加することのリスク

申込者は本エクステンジ・オファーの日程および条項について、対象証券につき申込みを行う前に理解しておくべきである。特に、申込者は本エクステンジ・オファーの条項はアルゼンチンに対して、その単独の裁量により、当該エクステンジ・オファーを終了もしくは延長すること、1または複数の法域において本エクステンジ・オファーを撤回もしくは変更することおよび対象証券の適法な申込みを拒絶することを許容していることに注意しなければならない。また、申込者は本エクステンジ・オファーに従い対象証券につき申込みを行ったときは、一定の限定された場合を除き、これを撤回することができないことに注意しなければならない。

本エクステンジ・オファーの条項はアルゼンチンに対して、その単独の裁量により、かつ適用法令の許容する最大限の範囲で、前期発表日または最終発表日(適用ある場合)後においても、特定の状況下において、当該エクステンジ・オファーを延長もしくは終了すること、1または複数の法域において本エクステンジ・オファーを撤回もしくは変更することおよび対象証券の適法な申込みを拒絶することを許容している。したがって、本エクステンジ・オファーに基づく対象証券の新証券との交換が、ある特定の法域においてまたはそもそも完了される保証はない。かかる交換が実現される場合であっても、それが本書に記載された日程および条項どおりに完了される保証はない。

特に、アルゼンチンは以下のいずれかの場合、前期決済期日または最終決済期日を延長もしくは延期し、前期発表日または最終発表日後に本エクステンジ・オファーを終了し、または決済手続をいかにようにも変更する権利を留保している。

- ・ 申し込まれる対象証券の消却を阻止し、アルゼンチンによるキャッシュ・オフリングに関するアルゼンチンに対する支払いを差押え、新証券を差押えもしくは差止め、新証券に基づく支払いを阻止しもしくは差押え、行政、訴訟または仲裁請求を含む申立ての放棄を阻止し、申し込まれる対象証券に関する、アルゼンチンに対する係属中の行政、訴訟または仲裁請求もしくはその他の法的手続きの終了を阻止し、申し込まれる対象証券に関するアルゼンチンに対する支払命令、判決、仲裁判断もしくはその他かかる命令の履行を阻止する目的で、または、本エクステンジ・オファーの目的を妨げる効果を有する何らかの裁判所の命令もしくは判決が下され、または何らかの訴訟手続きが開始された場合
- ・ アルゼンチンが、その単独の裁量により、かつ、適用ある法律、命令および規則により許容された範囲で、上記の延長、延期、終了または変更がアルゼンチンに対する裁判所の命令、判決または係属中の行政、訴訟、仲裁もしくはその他の法的手続きに照らして、アルゼンチンまたは本エクステンジ・オファーに参加しようとしている対象証券の申込者の最善の利益となるものと判断した場合。

対象証券の市場価格は申込みを行う申込者が本エクステンジ・オファーに従い対象証券につき申込みを行った後に変動する可能性がある。しかしながら、申込みを行う申込者は、申込みを撤回するまたは申込みを行った対象証券の譲渡を行うことができず(ただし、申込みを撤回することができる場合で現に申込みが撤回される限定的な場合はこの限りでない。)、したがって、かかる対象証券の市場価格の有利な変動による利益を享受することができなくなる。のみならず、申込みを行う申込者は前期決済期日または最終決済期日(適用ある場合)まで申込みを行う対象証券と引換に新証券を受取らないことになる。申込みを行う申込者はまた、前期申込期限から前期決済期日までの期間および期間満了日から最終決済期日までの期間(適用ある場合)はそれぞれ、少なくとも18暦日から42暦日となること、また、これよりも著しく長期となる可能性があることを認識すべきである。本エクステンジ・オファーの完了が遅延した場合、申込みを行った申込者は新証券を受取るために予期したよりも長期間待たなければならない可能性があり、その間、新証券または申込みを行った対象証券の譲渡を行うことができない(ただし、申込みを撤回することができる場合で現に申込みが撤回される限定的な場合はこの限りでない。)、本エクステンジ・オファーにおいて申込者が申込みを行い、アルゼンチンが受諾する対象証券は本エクステンジ・オファーが完了するまでは、第三者に対する譲渡が「遮断」されることになる。

新証券には確立した取引市場はなく、2005年元本削減債または2005年元本維持債と代替可能とならない。新証券が流通市場で売買される価格は不確定である。

各シリーズの新証券は確立した取引市場のない証券の新規発行である。本エクステンジ・オファーにおいて発行される元本削減債および元本維持債(アルゼンチン法に準拠する米ドル建またはペソ建元本削減債および元本維持債を除く。)はそれぞれ、2005年元本削減債および2005年元本維持債と代替可能とならない。ただし、それらの条項は対応する2005年元本削減債および2005年元本維持債の条項とほぼ同一となる。さらに、(i)本エクステンジ・オファーにおいて2005年元本削減債との交換により発行された元本削減債は、本エクステンジ・オファーにおいてその他の対象証券との交換により発行された元本削減債と代替可能とならない可能性が高く、(ii)本エクステンジ・オファーにおいて2005年元本維持債との交換により発行された元本維持債は、本エクステンジ・オファーにおいて他の対象証券との交換により発行された元本維持債と代替可能とならない可能性がある。アルゼンチンはインターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャーから、新証券のマーケット・メイキングを行う意思がある旨の報告を受けているが、それらの会社はなんらそのような義務を負うものではなく、また、何の通知もなくいつでもこれを中止することができる。したがって、いずれかのシリーズの新証券の市場が形成されるであろうことも、また、かかる市場が形成された場合でも、一定の期間継続するであろうことも保証することはできない。いずれかのシリーズの新証券の活発な市場が形成もしくは継続されない場合、新証券の取引価格が悪影響を受ける可能性がある。アルゼンチンはルクセンブルグ証券取引所への新証券の各シリーズの上場申請を行っており、今後、ブエノスアイレス証券取引所への新証券の各シリーズの上場申請およびルクセンブルグ証券取引所のユーロMTF市場ならびにMercado Abierto Electrónicoにおける新証券の取引の承認申請を行う。しかしながら、かかる上場申請がなされた場合であっても、前期決済期日もしくは最終決済期日までにまたはそもそも承認されるかについていかなる保証もできない。

本エクステンジ・オファーへの参加は2005年対象証券の申込者にとって非経済的である可能性がある。

2005年対象証券の申込者にとっては、本エクステンジ・オファーは魅力的ではない可能性がある。アルゼンチンは、2005年対象証券の要項に基づき、すべての2005年対象証券の申込者に対して本エクステンジ・オファーへ参加する権利を提供しなければならない。しかしながら、本エクステンジ・オファーにおいて2005年前対象証券の申込者が受領する対価は、以下の理由により、ほぼすべての状況において、2005年対象証券の申込者が本エクステンジ・オファーに参加する場合にアルゼンチンに対して提供しなければならない2005年対象証券よりも価値が低い可能性がある。

- ・ アルゼンチンは、(a)2005年前対象証券の保有者が、経過利息(および2009年12月15日におけるGDP連動証券の支払い)を、現金ではなくグローバル債の形式で受領する、および(b)2005年前対象証券の保有者が、GDP連動証券について、かかる証券の発行日から2008年12月31日までに生じた支払いを一切受領しないという事実を反映するために対価を調整する。
- ・ 2005年対象証券の申込者は、現金による利息およびGDP連動証券の支払いを再投資できたのに対し、2005年前対象証券の申込者は、かかる再投資収益を得ることはできない。

・ 2005年前対象証券の申込者は、本エクスチェンジ・オファーに参加するために、インターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャーに対して手数料を支払わなければならない。

これらの調整による最終的な影響として、本エクスチェンジ・オファーに参加することを選択する2005年対象証券の申込者の大多数は、引き換えに提供する2005年対象証券よりも総額の価値が低い新証券を受領する可能性がある。

本エクスチェンジ・オファーは財務条件に左右される。アルゼンチンが必要資金を調達できないため、または本エクスチェンジ・オファーに参加することを拒絶する申込者がキャッシュ・オフリングの手取金の差押えを求めたためにその計画するキャッシュ・オフリングを完遂することができない場合、アルゼンチンは本エクスチェンジ・オファーの決済を続行する義務を負わないことになる。

アルゼンチンは別の募集書類に基づき、キャッシュ・オフリングを行っている。本エクスチェンジ・オファーに応じない債権者の一部は、本エクスチェンジ・オファー（特にアルゼンチンのキャッシュ・オフリングによる手取金）に関し、資産の差押えを試みる意思を表明している。アルゼンチンがキャッシュ・オフリングの価格をつけることができない場合、または本エクスチェンジ・オファーに応じない債権者がキャッシュ・オフリングの手取金の差押えに成功するかまたはキャッシュ・オフリングの決済に干渉しようと試みた場合、アルゼンチンは、その単独かつ絶対的な裁量により、前期発表日もしくは最終発表日においてすでに申込みを受け付けているか否かに関わらず、本エクスチェンジ・オファーの終了を決定することができる。ただし、かかるいかなる終了も決済がすでに完了している交換に影響することはない。

本エクスチェンジ・オファーに参加しない対象証券の申込者は差止命令を求め、またはその他の法的救済を求めることにより本エクスチェンジ・オファーの進行もしくは完遂を妨げようとする可能性がある。

アルゼンチンは、本エクスチェンジ・オファーの完遂を差止その他の方法で妨げようという本エクスチェンジ・オファーに応じない債権者の試みにさらされる可能性があり、また、アルゼンチンは訴訟が本エクスチェンジ・オファーの目的を妨げる場合はこれを延期もしくは中止する可能性がある。

アルゼンチンは本エクスチェンジ・オファーに応じない債権者が本エクスチェンジ・オファーを差止め、阻止もしくは遅延させる可能性のある措置を取らないであろうこと、または裁判所がエクスチェンジ・オファーを差止め、阻止もしくは遅延させることはないであろうことを保証することはできない。申込者に対して、キャッシュ・オフリングに関する債権者の差押えの試みにより本エクスチェンジ・オファーが遅延または終了しないことを保証できない。アルゼンチンはキャッシュ・オフリングが無事に完了することを本エクスチェンジ・オファーの条件としている。アルゼンチンは本エクスチェンジ・オファーを阻止するためのこれらの試みおよびその他一切の試みに強く反対するつもりであるが、その成功については保証することはできず、また、アルゼンチンは訴訟が本エクスチェンジ・オファーの目的を妨げる場合はこれを延期もしくは終了する可能性がある。

アルゼンチンは米国、イタリアおよびドイツにおける訴訟を含め、債務不履行債券の未払金額を回収するための訴訟、仲裁請求およびその他の法的手続きの被告とされている。これらの訴訟の多くはアルゼンチンに不利な判決となっている。近年、判決債権者を含む債券交換の申出に応じない債権者は公的債務者（アルゼンチン、ペルーおよびニカラグアを含む。）に対して、提案される債務交換を阻止し、またはこれらの公的債務者がなす支払い、特に債務再編に同意し、債券交換の申出において新規証券を受入れている債権者に対しての支払いを差止めまたは阻止するため、訴訟を利用している。債権者が、計画された本エクスチェンジ・オファーの決済またはその後の新証券に基づきアルゼンチンにより行われるべき支払いに干渉できないという保証はない。

本エクステンジ・オファーに従い対象証券につき申込みを行うことにより、申込者は訴訟において請求を行う権利を含め、アルゼンチンに対する重大な権利および利益を断念し、放棄することになる。

本エクステンジ・オファーに従い対象証券につき申込みを行う申込者は自己が申込みを行った対象証券に関する（集団代表訴訟の構成員としてまたは個人としての）請求を行う権利を含め、適用ある法律により最大限許容された範囲において、重大な権利および利益を断念し、放棄することになる。申込者はまた、自己が申込みを行った対象証券に関するアルゼンチンに対する訴訟手続を終了し、かかる訴訟手続において取得されるアルゼンチンに対する支払命令、判決、仲裁判断またはその他かかる命令を強制執行する権利を放棄することに合意し、交換が申込みされる対象証券に関して支払命令、判決、仲裁判断またはその他かかる命令のアルゼンチンによる完全な履行を成すことみなされることに合意し、また、自己が申込みを行った対象証券に関し付与される一切の権利および判決前差押え、判決の強制執行のための差押えまたはアルゼンチンの財産またはその他の権利を阻止するその他一切の措置によりかかる申込者のために差押えられる資産につき権利放棄しなければならない。さらに、申込者は対象証券に関し、第三者との間にエクステンジ・オファーへ参加する能力に影響を及ぼす、または追加的な時間を必要とする可能性のある、契約上の又はその他の関係を有している可能性がある。かかる場合、申込者は、本書に記載される条項に基づき、エクステンジ・オファーに参加するために、かかる関係を終了するか否かおよびどのような方法で終了するかを考慮しなければならない可能性がある。申込者が本エクステンジ・オファーへの参加の条件として行うものとみなされることとなるすべての承認、表明、保証および約束については上記の「2 募集要項 募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き（4）交換手続き（c）対象証券の申込みに関する表明、保証および約束」を、また、追加書類の作成を含め、申込者の対象証券がアルゼンチンに対する未決の支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令、アルゼンチンに対する係属中の行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続の目的とされ、「遮断指図」または譲渡に対するその他の制限に従うべきものとされている場合に要求されることのある特別の手続に関する情報については「2 募集要項 募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き（4）交換手続き（d）未決の判決または係属中の法的手続きの目的とされた対象証券のための特別の手続き」を参照のこと。

アルゼンチンは外国の主権国家であり、したがって、アルゼンチンに対して判決を取得しまたは強制執行することは困難である可能性がある。さらに、アルゼンチンは一定の法域において国家主権による免責特権を放棄しているが、この放棄にも重大な例外がある。

アルゼンチンは外国の主権国家である。したがって、アルゼンチンはニューヨーク市マンハッタン区所在の米国の州または連邦裁判所（ニューヨーク州法に準拠する新証券の場合）、英国の裁判所（英国法に基づき発行された新証券の場合）およびアルゼンチンの裁判所（すべての新証券の場合）の管轄権に取消不能の形で服しているが、申込者または新証券の受託会社がアルゼンチンに対してかかる裁判所またはその他から判決を取得しまたは強制執行することは困難である可能性がある。

さらに、アルゼンチンは適用法令（外国免責特権法を含む。）により最大限許容された限度で、上記裁判所のいずれかの裁判管轄の免責、判決前の差押え、判決の強制執行またはその他の訴訟手続きもしくは司法上の救済につき、取消不能の形で権利放棄を行っているが、かかる権利放棄には重大な例外がある。さらに、アルゼンチンは米国の連邦証券法もしくは州の証券法に基づきアルゼンチンに対して提起された訴訟において、外国免責特権法に基づく国家主権免責を主張し、アルゼンチンが裁判管轄権に服することおよびアルゼンチン国立銀行の送達代理人としての選任ならびに免責特権の放棄はこれらの訴訟を含まないと主張する可能性がある。

アルゼンチンは申込みを行う申込者がその申込みを行い、また、適用ある場合、申込みを撤回するための一定の手続を定めている。この手続の中で決済機構、直接参加者もしくは保管会社が犯す過誤または決済機構のシステムの停止の結果、申込者が自己の対象証券の申込みもしくは撤回ができなくなる、または申込者による新証券の受領が遅滞する可能性がある。

決済機構、関連決済機構の直接参加者および保管会社の過誤は、申込みを行った申込者の新証券の受領能力を害する可能性がある。申込者が対価合計を受取るためには、いずれの場合も、（元本削減債オプションを選択する大口債権者である場合）前期申込期限の午後5時（ニューヨーク市時間）までにまたは（その他すべての場合）期間満了日に申込みに関し正しく入力された申込者の交換申込書がアルゼンチンにより受領されなければならない。さらに、申込者の申込みが有効となるためには、

- ・ 交換代理人は正しく入力された申込者の交換申込書を当該決済機構より適用ある場合、前期申込期限の1もしくは2営業日以内または期間満了日の3営業日以内に受領しなければならない場合があり、また
- ・ 申込者の対象証券がアルゼンチンに対する係属中の行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続きもしくは強制執行手続きの対象とされ、アルゼンチンに対する未履行の支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令の対象とされ、または「遮断指図」もしくは譲渡に対するその他の制限に従うべきものとされている場合、申込者は必要とされるすべての追加書類の提出を含め、すべての特別の手続きを適用ある期日までに履行しなければならない。

したがって、申込者が自己の保管会社もしくはその他証券仲介機関と接触し、情報を提供した後は、申込者の交換申込書および必要とされるその他のすべての書類が適切にかつ適用ある期限までに提出されるためには、かかる機関ならびに当該直接参加者および決済機構が必要な措置を講ずることに依存しなければならないことになる。この間、いくつかの仲介機関が介在する可能性がある。この交換手続きに係る個人もしくは団体が申込者の申込みの提出にあたり過誤を犯す可能性がある。のみならず、極めて大量の対象証券が未償還であり、また、これら対象証券につき、極めて多数の申込者が存在している。対象証券の申込者の相当割合が本エクスチェンジ・オファーにおいてその有する対象証券につき申込みを行った場合、決済機構は申込みを行う申込者による申込みの処理またはかかる申込者に対する新証券の交付につき、著しい遅滞、またもしかするとシステムの停止に陥る可能性がある。かかる過誤、処理の遅滞もしくはシステムの停止の結果、申込者の交換申込書（および/または関連書類）の提出が不適切に行われ、あるいは関連する期限後に届くか、あるいはまったく届かない、またはその新証券の交付が著しく遅滞するという可能性もある。

アルゼンチンが撤回権を付与し（一定の限られた場合に限り付与することになる。）、申込者がこの権利を行使しようとする場合は、申込者の正しく作成された撤回通知が交換代理人により、所定の期間内に受領されなければならない。撤回通知の提出は当該申込者の交換申込書が提出されたのと同じの証券仲介機関、直接参加者および決済機構を経由して行われなければならない。この撤回手続きに係る個人もしくは団体が申込者の撤回通知の提出にあたり過誤を犯し、そのため、申込者が申込みを撤回できなくなる可能性もある。

アルゼンチン、グローバル・コーディネーター、インターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャー、情報取扱代理人および交換代理人のいずれもかかる過誤またはその他の、決済機構、直接参加者もしくは保管会社によるかかる申込みもしくは撤回手続きの不遵守について責任を負うことはない。

申込者は対象証券の申込みを行うにあたり（申込者が対象証券を主決済機構以外の決済機構を通じて保有している場合）、また対象証券を保有するにあたり（申込者が新証券を主決済機構以外の決済機構に開設した口座において保有しようとする場合）、遅延、不便宜およびその他の不都合を被る可能性がある。

アルゼンチンは主決済機構との間でこれらの決済機構に対して、交換申込書を申込みを行う申込者に代わり交換代理人に直接交付することを認める特別な取決めを締結している。申込者が対象証券を本エクスチェンジ・オファーにおける申込みにつき授權を受けていない決済機構を通じて保有している場合、申込者はその対象証券につき申込みを行うためには特別の手続きに従わなければならない。申込者は適用される手続きおよび期限につき自ら把握することを要し、その対象証券の申込みを行うにあたり遅延、不便宜もしくはその他の不都合を被る可能性がある。

さらに、申込者が新証券を主決済機構以外の決済機構における口座に保有しようとする場合、申込者はその新証券を受領するためには特別の手続きに従わなければならない。その新証券を受領するにあたり遅延、不便宜もしくはその他の不都合を被る可能性がある。

新証券に関するリスク要因

GDP連動証券に関するリスク

GDP連動証券の支払いは予測不能な要因に依存し、GDP連動証券につき、将来、追加の支払いがなされない可能性がある。

GDP連動証券には元本支払いはなく、GDP連動証券に基づくすべての支払いはアルゼンチンの国内総生産の実績（「元本削減債および元本維持債12その他（9）GDP連動証券の要項」に記載される。）に連動している。GDP連動証券につき支払いがなされるためには、一定の基準が達成されなければならない。特に、ある年度において支払いがなされるためには、当該年度におけるアルゼンチンの実際の実質国内総生産が定められた金額および年間成長率を上回らなければならない。アルゼンチンの国内総生産の過去の実績は将来の実績を示さない可能性があり、この支払いのための条件が毎年満たされる、またそもそも満たされることになるかは明確でない。加えて、GDP連動証券の存続期間中の支払総額はGDP連動証券の支払上限額を上回ることができず、また、GDP連動証券はその支払上限額に達した年度において満了したものとみなされることとなる可能性がある（「元本削減債および元本維持債12その他（9）GDP連動証券の要項」に記載される。）。さらに、アルゼンチンの正式な財務および経済の情報および統計、とりわけ国内総生産の計算もしくは編集の相違が、GDP連動証券の価値または収益率の評価に影響を及ぼす可能性もある。特定の財務、経済およびその他の情報は、中央銀行およびその他の政府組織による定期的な見直しの結果この後、新たなまたはより正確な情報を反映するために著しく改訂される可能性があり、アルゼンチンは支払後におけるその国内総生産の計算の変更を理由に、GDP連動証券の所持人に対してすでに支払われた金額を調整することは要しない。

一定の事情がGDP連動証券の時価を害する可能性がある。

GDP連動証券に基づき支払われる金額は部分的にアルゼンチンの国内総生産の実績に基づいている一方で、ある年において支払われるその金額（もしあれば）はその他の多くの要因にも依存することになる。したがって、市場がこの種の証券に基づく将来における一連の支払いを正確に予測することは困難あるいは不可能であり、その結果、GDP連動証券がこの将来における一連の支払いの価値を著しく下回る価格で売買される可能性があり、また、アルゼンチンの国内総生産の水準の変動がこれに見合うGDP連動証券の市場価格の変動に至るとは限らない。GDP連動証券に基づく支払いはペソで計算されるため、その支払いがペソ以外の通貨で行われなければならない場合であっても、ペソ以外の通貨建のGDP連動証券の所持人は通貨換算リスクに直面する可能性がある。このような要因のため、GDP連動証券を売買することは困難となる可能性があり、また、GDP連動証券の市場価格は悪影響を受ける可能性がある。

アルゼンチンに関するリスク要因

アルゼンチンの公式の金融ないし経済的データが今後の中央銀行またはその他の政府機関によるこれらデータの再検討の結果修正される場合、アルゼンチンの公債返済能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

本書において示されている一定の金融およびその他の情報は今後、アルゼンチンの公式の金融ないし経済統計の定期的な再検討の結果、新規またはより正確なデータを反映するため、大幅に調整もしくは修正される可能性がある。かかる修正は、特定の日現在のアルゼンチンの経済ないし金融の状況が本書記載の状況と著しく異なることを示すことがある。アルゼンチンはかかる調整もしくは修正が本エクスチェンジ・オファーに基づき新証券を受取る申込みを行う申込者を含め、アルゼンチンに対する債権者の利益に重大な悪影響を及ぼさないという保証を与えることはできない。

<訂正後>

本エクスチェンジ・オファーに関するリスク要因

本エクスチェンジ・オファーに参加しないことのリスク

不履行状態にあり、かつ、申込みのなされない対象証券は無期限に不履行が続く可能性がある。

本エクスチェンジ・オファーに基づき交換されない不履行状態にある対象証券は、無期限に不履行が続く可能性がある。アルゼンチンの財政的および法的な制約を考慮すると、アルゼンチンは、本エクスチェンジ・オファーの終了後に未償還の不履行状態にある対象証券については、支払いを再開しないことを予想している。アルゼンチンはその前回のエクスチェンジ・オファーに参加しなかった申込者とその不履行債権を行政、訴訟、仲裁およびその他の法的手続により回収しようとする試みに強く反対してきており、また、引き続き反対していく。アルゼンチンは、かかる不履行債務について継続的に重大な法的制約の対象となる。2005年2月9日、アルゼンチン議会は、アルゼンチンが2005年エクスチェンジ・オファーを再開すること、または2005年エクスチェンジ・オファーに参加資格があるが提供、申込みが行われなかった証券に基づく請求もしくは判決への支払いを行うことを不可能にするロック法を可決した。2009年11月18日、議会は、ロック法第2、3および4条の効力を一時的に停止させ、アルゼンチンが新たな債務交換を始めることを可能にする法律第26,547号を可決した。かかる制限付停止は、2010年12月31日および経済・財政省を通じて行政機関がアルゼンチンの債務証券の再編の過程が完了したことを発表する日のいずれか早い日まで有効である。法律第26,547号によりアルゼンチンは、2005年エクスチェンジ・オファーに基づき提供される条件と同等またはこれより良い条件をいかなる個人または事業体に提供することはできず、もしくは、提供、申込みが行われなかった証券に基づく請求を行いたいかなる個人または事業体に対して、かかる請求を行わなかった個人または事業体に提供された条件よりもよい条件を提供することはできない。

したがって、申込者が不履行状態にあるその対象証券につき本エクスチェンジ・オファーに基づき申込みしないことを選択した場合、不履行状態にあるその対象証券につき将来、支払いを受けられるまたは、訴訟を通じて支払いを回収できる保証はない。

本エクスチェンジ・オファーが完了した場合、交換されなかったいずれかのシリーズの対象証券の取引市場は流動性を欠くことになり、当該シリーズの対象証券の時価および申込者が対象証券を売却する能力は悪影響を受ける可能性がある。

本エクスチェンジ・オファーに従い申込みがなされ受諾されるすべての対象証券は、消却されることになる。本エクスチェンジ・オファーに基づくいずれかのシリーズの対象証券の交換および当該対象証券の消却はかかる事由がなければ取引所において取引されることのある当該シリーズの対象証券の元本総額を減少させることになる。これは本エクスチェンジ・オファーに従い交換されなかった当該シリーズの対象証券の流動性および時価に悪影響を及ぼす可能性がある。2005年前対象証券の流動性は本エクスチェンジ・オファーにより特に悪影響を受けることが予想される。本エクスチェンジ・オファー開始の直前、ほとんどのまたはすべてのシリーズの2005年前証券に対して流動性が高い市場が存在しておらず、提供され申込みが行われた2005年前対象証券が消却されると直ちに、かかる流動性が悪化することになる。その結果、申込者が本エクスチェンジ・オファーに参加しないことを選択した場合、申込者はその対象証券を売買することがさらに困難となり、また、その対象証券の時価は悪影響を受ける可能性がある。申込者が2005年前対象証券を保有している場合、その悪影響は最大となる可能性がある。

本エクスチェンジ・オファーに参加することのリスク

申込者は本エクスチェンジ・オファーの日程および条項について、対象証券につき申込みを行う前に理解しておくべきである。特に、申込者は本エクスチェンジ・オファーの条項はアルゼンチンに対して、その単独の裁量により、当該エクスチェンジ・オファーを終了もしくは延長すること、1または複数の法域において本エクスチェンジ・オファーを撤回もしくは変更することおよび対象証券の適法な申込みを拒絶することを許容していることに注意しなければならない。また、申込者は本エクスチェンジ・オファーに従い対象証券につき申込みを行ったときは、一定の限定された場合を除き、これを撤回することができないことに注意しなければならない。

本エクスチェンジ・オファーの条項はアルゼンチンに対して、その単独の裁量により、かつ適用法令の許容する最大限の範囲で、前期発表日または最終発表日（適用ある場合）後においても、特定の状況下において、当該エクスチェンジ・オファーを延長もしくは終了すること、1または複数の法域において本エクスチェンジ・オファーを撤回もしくは変更することおよび対象証券の適法な申込みを拒絶することを許容している。したがって、本エクスチェンジ・オファーに基づく対象証券の新証券との交換が、ある特定の法域においてまたはそもそも完了される保証はない。かかる交換が実現される場合であっても、それが本書に記載された日程および条項どおりに完了される保証はない。

アルゼンチンは以下のいずれかの場合、前期決済期日または最終決済期日を延長もしくは延期し、前期発表日または最終発表日後に本エクスチェンジ・オファーを終了し、または決済手続をいかなうにも変更する権利を留保している。

- ・ 申し込まれる対象証券の消却を阻止し、アルゼンチンによるキャッシュ・オフリングに関するアルゼンチンに対する支払いを差押え、新証券を差押えもしくは差止め、本エクスチェンジ・オファーに基づく現金支払いもしくは新証券に基づく支払いを阻止しもしくは差押え、行政、訴訟または仲裁請求を含む申立ての放棄を阻止し、申し込まれる対象証券に関する、アルゼンチンに対する係属中の行政、訴訟または仲裁請求もしくはその他の法的手続きの終了を阻止し、申し込まれる対象証券に関するアルゼンチンに対する支払命令、判決、仲裁判断もしくはその他かかる命令の履行を阻止する目的で、または、本エクスチェンジ・オファーの目的を妨げる効果を有する何らかの裁判所の命令もしくは判決が下され、または何らかの訴訟手続が開始された場合
- ・ アルゼンチンが、その単独の裁量により、かつ、適用ある法律、命令および規則により許容された範囲で、上記の延長、延期、終了または変更がアルゼンチンに対する裁判所の命令、判決または係属中の行政、訴訟、仲裁もしくはその他の法的手続に照らして、アルゼンチンまたは本エクスチェンジ・オファーに参加しようとしている対象証券の申込者の最善の利益となるものと判断した場合。

申込みを行う申込者は、申込みを撤回する（ただし、限定的な状況においてはこの限りでない。）または申込みを行った対象証券の譲渡を行うことができない。本エクスチェンジ・オファーにおいて申込者が申込みを行い、アルゼンチンが受諾する対象証券は本エクスチェンジ・オファーが完了するまでは、第三者に対する譲渡が「遮断」されることになる。対象証券の市場価格は申込みを行う申込者が本エクスチェンジ・オファーに従い対象証券につき申込みを行った後に変動する可能性があるが、申込みを行う申込者は、かかる対象証券の取引を行うことができなくなり、有利な変動による利益を享受することができなくなる。

申込みを行う申込者は前期決済期日または最終決済期日（適用ある場合）まで申込みを行う対象証券と引換に新証券または現金による支払い（適用ある場合）を受取らないことになる。前期申込期限から前期決済期日までの期間および期間満了日から最終決済期日までの期間（適用ある場合）はそれぞれ、少なくとも20暦日から55暦日となり、また、これよりも著しく長期となる可能性がある。本エクスチェンジ・オファーの完了が遅延した場合、申込みを行った申込者は新証券または現金による支払い（適用ある場合）を受取るために予期したよりも長期間待たなければならない可能性がある。

本エクスチェンジ・オファーはアルゼンチンにより放棄できない消却条件の対象であり、対象証券の消却は、新証券の発行および適用ある申込者の口座への現金支払いの支払猶予期間よりも前に行われる。

本エクスチェンジ・オファーは、対象証券の消却が条件とされている。本エクスチェンジ・オファーの間に申込者が申込みを行い、アルゼンチンが受諾する対象証券は、新証券の発行および適用ある申込者の口座への現金支払いの払込み（数日間にわたって行われる可能性がある。）よりも前に、前期決済期日または最終決済期日（適用ある場合）に消却される。訴訟または仲裁請求もしくは行政上または法的手続きによって、提供され申込みが行われた対象証券の消却が妨げられる、または遅延される場合、アルゼンチンは、対象証券が消却されるまで、前期決済期日もしくは最終決済期日（適用ある場合）のいずれかもしくは両方を延期する。または、アルゼンチンの判断において、消却が不合理な遅延なくして実行することができない場合、アルゼンチンは、本エクスチェンジ・オファーを取消すこととなり（またはアルゼンチンがかかる事態より影響を受ける対象証券はその単独の判断において重大ではないと判断する場合、アルゼンチンは、影響を受ける対象証券についてのみ、本エクスチェンジ・オファーを取消すこととな

り)、対象証券を申込みを行った申込者へ返還する。

新証券には確立した取引市場はなく、2005年元本削減債または2005年元本維持債と代替可能とならないかもしれない、新証券が流通市場で売買される価格は不確定である。

各シリーズの新証券は確立した取引市場のない証券の新規発行である。本エクスチェンジ・オファーにおいて発行される元本削減債および元本維持債はそれぞれ、2005年元本削減債および2005年元本維持債と代替可能とならない。ただし、それらの条項は対応する2005年元本削減債および2005年元本維持債の条項とほぼ同一となる。さらに、(i)本エクスチェンジ・オファーにおいて2005年元本削減債との交換により発行された元本削減債は、本エクスチェンジ・オファーにおいて他の対象証券との交換により発行された元本削減債と代替可能とならない可能性があり、(ii)本エクスチェンジ・オファーにおいて2005年元本維持債との交換により発行された元本維持債は、本エクスチェンジ・オファーにおいて他の対象証券との交換により発行された元本維持債と代替可能とならない可能性がある。アルゼンチンはインターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャーから、新証券のマーケット・メイキングを行う意思がある旨の報告を受けているが、それらの会社はなんらそのような義務を負うものではなく、また、何の通知もなくいつでもこれを中止することができる。したがって、いずれかのシリーズの新証券の市場が形成されるであろうことも、また、かかる市場が形成された場合でも、一定の期間継続するであろうことも保証することはできない。いずれかのシリーズの新証券の活発な市場が形成もしくは継続されない場合、申込者の新証券を売却することがより困難となり、新証券の取引価格が悪影響を受ける可能性がある。アルゼンチンはルクセンブルグ証券取引所への新証券の各シリーズの上場申請およびルクセンブルグ証券取引所のユーロMTF市場における新証券の取引の承認申請を行っており、今後、ブエノスアイレス証券取引所への新証券の各シリーズの上場申請およびMercado Abierto Electrónicoにおける新証券の取引の承認申請を行う。しかしながら、かかるいずれかの上場申請がなされた場合であっても、前期決済期日もしくは最終決済期日までにまたはそもそも承認されるかについていかなる保証もできない。

申込者は、本エクスチェンジ・オファーにおいて発行される元本維持債および元本削減債は通常、2005年前対象証券と比較して満期がより長く、利率がより低くなり、申込者は2005年前対象証券についての2001年12月31日以降の経過利息を受取る権利がなくなるということを認識すべきであり、申込者は、これらの考察と上記に記載の本エクスチェンジ・オファーに参加しないリスクとを比較検討するべきである。

対象証券を提供し申し込むという申込者の決定は、申込者がかかる対象証券の当初価額から削減された証券を受領することになるという理解とともになされるべきである。もし申込者が2005年前対象証券を提供して申込み元本削減債を選択または割当てられた場合、当該申込者は、提供し申込みを行った対象証券の対象金額の33.7%に等しいまたは相当する元本削減債の元本金額を受領することができる。2009年の一定期間における2005年元本削減債(元本削減債に相当する経済条件を有する。)の取引価格に基づくと、申込者が受領する元本削減債は、額面金額まで削減されて取引される可能性がある。もし申込者が元本維持債を選択または割当てられた場合、当該申込者は提供した対象証券の対象金額に等しいまたは相当する元本金額の元本維持債を受領する。2009年の2005年元本維持債(元本維持債に相当する経済条件を有する。)の取引価格に基づくと、申込者が受領する元本維持債は、額面価格まで削減されて取引される可能性があり、および元本維持債の取引価格は、元本削減債の取引価格よりも時によって低い可能性がある。さらに、元本削減債および元本維持債の利率は、申込者の2005年前対象証券に適用される利率より低くなる可能性がある。申込者は、申込みを行い提供された2005年前対象証券に対する2001年12月31日以降の経過利息を受け取る資格はなくなる。2005年前対象証券と比較して、より長くなる満期の新証券により、申込者は、より長い期間アルゼンチンの国家リスクに晒されることとなる。加えて、かかる証券の固定金利およびより長い満期により申込者は、より長い間、金利リスクに晒されることとなる。すなわち、金利が一般的に上昇すると、申込者の新証券の価額が下落し、一方で、金利が一般的に下落すると、新証券の価額が上昇する。申込者は、これらの考察と上記に記載の本エクスチェンジ・オファーに参加しないリスクとを比較検討するべきである。

本エクスチェンジ・オファーおよび新証券の一定の条件は、未だ発表されておらず、結果として申込者は、本エクスチェンジ・オファーに従い受領することになる対価合計または対価を申込者が本エクスチェンジ・オファーに参加するか否かを決定するまでに算出できない可能性がある。

申込者は、各該当通貨に対する2010年為替レート、2005年元本削減債取引価格、2005年元本維持債取引価格、2017年グローバル債発行価格、2017年グローバル債満期日および2017年グローバル債に対する利払日の一部またはすべてを、申込者が本エクスチェンジ・オファーに参加するか否かを決定するまでに決定できない可能性がある。これらの変数は、為替レート決定日、前期発表日または最終発表日に発表される。

アルゼンチンは、前期発表日における元本削減債オプションに基づき2005年前対象証券または2005年対象証券の交換の際に交付される対価合計および対価の確定的計算値ならびに最終発表日に元本維持債オプションに基づき2005年前対象証券または2005年対象証券の交換の際に交付される対価合計の確定的計算値を発表する。対象証券の保有者は、本エクスチェンジ・オファーに参加するか否かを決定する前に、受け取ることとなる対価の内容を慎重に検討すべきである。

本エクスチェンジ・オファーへの参加は2005年対象証券の申込者にとって魅力的でない可能性がある。

2005年対象証券の申込者にとっては、本エクスチェンジ・オファーは魅力的ではない可能性がある。アルゼンチンは、2005年対象証券の要項に基づき、すべての2005年対象証券の申込者に対して本エクスチェンジ・オファーへ参加する権利を提供しなければならない。2005年対象証券の申込者は、元本維持債オプションを再選択する権利を有するが、本エクスチェンジ・オファーの条件は、アルゼンチンの2005年エクスチェンジ・オファーの条件よりも不利となることを認識しなければならない。アルゼンチンは、本エクスチェンジ・オファーに参加するすべての申込者に対して、同程度の待遇を提供しようとしている。それにより、2005年対象証券を提供し申込みを行う申込者に交付される対価は、以下の点で2005年エクスチェンジ・オファーよりも不利となる。

- 本エクスチェンジ・オファーに参加し、元本削減債オプションを選択するまたはその割当てを受ける2005年元本削減債の保有者は、2005年削減債の元本金額よりも低い元本金額の元本削減債を受領することとなり、2017年債またはGDP連動証券を受領することはない。

- ・ 本エクステンジ・オファーに参加し、元本維持債オプションを選択する2005年元本削減債の保有者は、申込者1人当たりの元本維持債オプション制限および按分比例のリスクの対象となる。当該申込者が元本維持債オプションを割当てられる範囲内で、当該申込者は、提供する2005年元本削減債の元本金額を上回る元本金額の元本維持債を受領するが、かかる元本維持債は、当該申込者が提供する2005年元本削減債よりも著しく低い利率で利息を発生し、2005年元本削減債よりも5年遅くに満期が到来する。新証券の各シリーズの条件は、「2. 募集要項」に記載される。さらに、当該申込者が受領する元本維持債の元本金額は、アルゼンチンによる2005年エクステンジ・オファーにおいて当該申込者が2005年元本維持債を受領することを選択してその割当てを受けていたならば受領していたであろう2005年元本維持債の元本金額よりも低く、さらに当該申込者はいかなる現金支払いまたはGPD連動証券も受領しない。
- ・ 本エクステンジ・オファーに参加し、元本維持債オプションを選択するまたはその割当てを受ける2005年元本維持債の保有者は、本エクステンジ・オファーにおいて当該申込者が提供する2005年元本維持債の対象金額の33.7%よりも低い元本金額の元本削減債を受領し、2017年グローバル債またはGPD連動証券を受領しない。
- ・ 本エクステンジ・オファーに参加し、元本維持債オプションを選択する2005年元本維持債の保有者は、本エクステンジ・オファーにおいて当該申込者が提供する2005年元本維持債の元本金額よりも低い元本金額の元本維持債を受領し、いかなる現金支払いまたはGPD連動証券も受領しない。

2005年対象証券の保有者は、保有するいかなる2005年対象証券を提供するか否かを決定する前に、上記に記載される調整、本エクステンジ・オファーに参加することによる税効果およびその他の結果ならび本項に記載されるその他のリスク要因を注意深く検討する必要がある。

これらの調整による最終的な影響として、本エクステンジ・オファーに参加することを選択する2005年対象証券の申込者の大多数は、引き換えに提供する2005年対象証券よりも総額の価値が低い新証券を受領する可能性がある。

本エクステンジ・オファーは財務条件に左右される。アルゼンチンが必要資金を調達できないため、または本エクステンジ・オファーに参加することを拒絶する申込者がキャッシュ・オフリングの手取金の差押えを求めたためにその計画するキャッシュ・オフリングを完遂することができない場合、アルゼンチンは本エクステンジ・オファーの決済を続行する義務を負わないことになる。

アルゼンチンは別の募集書類に基づき、キャッシュ・オフリングを行っている。本エクステンジ・オファーに応じない債権者の一部は、本エクステンジ・オファー（特にアルゼンチンのキャッシュ・オフリングによる手取金）に関し、資産の差押えを試みる意思を表明している。アルゼンチンがキャッシュ・オフリングの価格をつけることができない場合、または本エクステンジ・オファーに応じない債権者がキャッシュ・オフリングの手取金の差押えに成功するかまたはキャッシュ・オフリングの決済に干渉しようと試みた場合、アルゼンチンは、その単独かつ絶対的な裁量により、前期発表日もしくは最終発表日においてすでに申込みを受け付けているか否かに関わらず、本エクステンジ・オファーの終了を決定することができる。かかるいかなる終了も決済がすでに完了している交換に影響することはない。

本エクステンジ・オファーに参加しない対象証券の保有者は、差止命令を求め、またはその他の法的救済を求めることにより、本エクステンジ・オファーの進行もしくは完遂を妨げ、本エクステンジ・オファーに関する資産（特にキャッシュ・オフリングの手取金）を差押えようとする可能性があり、訴訟が本エクステンジ・オファーの目的を妨げる場合は、これを遅延もしくは中止する可能性がある。

アルゼンチンは、本エクステンジ・オファーの完遂を差止めその他の方法で妨げようという、または本エクステンジ・オファーに関する資産を差押えようという本エクステンジ・オファーに応じない債権者の試みにさらされる可能性があり、訴訟が本エクステンジ・オファーの目的を妨げる場合は、アルゼンチンはこれを延期もしくは中止する可能性がある。債権者は、アルゼンチンに不利な多数の判決を獲得しており、それら債権者の一部は、差押え、差止命令およびその他の訴訟手続を通じて、賠償要求を強制執行することを積極的に試みている。

アルゼンチンは本エクステンジ・オファーに応じない債権者が本エクステンジ・オファーを差止め、阻止もしくは遅延させる可能性のあるその他の措置を取らないであろうこと、または裁判所がエクステンジ・オファーを差止め、阻止もしくは遅延させることはないであろうことを保証することはできない。申込者に対して、キャッシュ・オフリングに関するまたは本エクステンジ・オファーに基づく現金支払いに関するものを含む債権者の差押えの試みにより本エクステンジ・オファーが遅延または終了しないことを保証できない。アルゼンチンはキャッシュ・オフリングが無事に完了することを本エクステンジ・オファーの条件としている。アルゼンチンは本エクステンジ・オファーを阻止するためのこれらの試みおよびその他一切の試みに強く反対するつもりであるが、その成功については保証することはできず、また、アルゼンチンは訴訟が本エクステンジ・オファーの目的を妨げる場合はこれを延期もしくは終了する可能性がある。

本エクステンジ・オファーに従い対象証券につき申込みを行うことにより、申込者は訴訟および仲裁裁判において請求を行う権利を含め、アルゼンチンに対する重大な権利および利益を断念し、放棄することになり、アルゼンチンに対するいかなる訴訟手続または仲裁裁判を終了しなければならない。

本エクステンジ・オファーに従い対象証券につき申込みを行う申込者は自己が申込みを行った対象証券に関する請求を行う権利を含め、適用ある法律により最大限許容された範囲において、重大な権利および利益を断念し、放棄することになる。申込者はまた、自己が申込みを行った対象証券に関するアルゼンチンに対する訴訟手続を終了し、かかる訴訟手続において取得されるアルゼンチンに対する支払命令、判決、仲裁判断またはその他かかる命令を強制執行する権利を放棄することに合意し、交換が申込まれる対象証券に関して支払命令、判決、仲裁判断またはその他かかる命令のアルゼンチンによる完全な履行を成すとみなされることに合意し、また、自己が申込みを行った対象証券に関し付与される一切の権利および判決前差押え、判決の強制執行のための差押えまたはアルゼンチンの財産またはその他の権利を阻止するその他一切の措置によりかかる申込者のために差押えられる資産につき権利放棄しなければならない。連邦地方裁判所により米国において認定されている13の集団訴訟の対象となっている債券のシリーズのいずれかに属する2005年前対象証券を提供して申込みを行う申込者は、原告団の一員として集団訴訟参加

する権利を断念するものとする。さらに、申込者は、特に訴訟、仲裁裁判またはその他の手続に関し、第三者との間に契約上の又はその他の関係を有している可能性がある。かかる場合、申込者は、アルゼンチンに対する訴訟手続を終了することを要求する本書に記載の要項に沿い、かかる関係を終了するか否かおよびどのような方法で終了するかを考慮しなければならない可能性がある。申込者が本エクスチェンジ・オファーへの参加の条件として行うものとみなされることとなるすべての承認、表明、保証および約束については上記の「2 募集要項 募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き（4）交換手続き（c）対象証券の申込みに関する表明、保証および約束」を、また、追加書類の作成を含め、申込者の対象証券がアルゼンチンに対する未決の支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令、アルゼンチンに対する係属中の行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続の目的とされ、「遮断指図」または譲渡に対するその他の制限に従うべきものとされている場合に要求されることのある特別の手続に関する情報については「2 募集要項 募集日程、元本維持債オプションの割当ならびに交換手続き（4）交換手続き（d）未決の判決または係属中の法的手続の目的とされた対象証券のための特別の手続き」を参照のこと。

アルゼンチンは申込みを行う申込者がその申込みを行い、また、適用ある場合、申込みを撤回するための一定の手続を定めている。この手続の中で決済機構、直接参加者もしくは保管会社が犯す過誤または決済機構のシステムの停止の結果、申込者が自己の対象証券の申込みもしくは撤回ができなくなる、または申込者による新証券および現金支払い（適用ある場合）の受領が遅滞する可能性がある。

決済機構、関連決済機構の直接参加者および保管会社の過誤は、申込みを行った申込者の新証券および現金支払い（適用ある場合）の受領能力を害する可能性がある。申込者が対価合計を受取るためには、いずれの場合も、（元本削減債オプションを選択する大口債権者である場合）前期申込期限の午後5時（ニューヨーク市時間）までにまたは（その他すべての場合）期間満了日に申込みに関し正しく入力された申込者の交換申込書がアルゼンチンにより受領されなければならない。さらに、申込者の申込みが有効となるためには、

- ・ 交換代理人は正しく入力された申込者の交換申込書を当該決済機構より適用ある場合、前期申込期限の2営業日以内または期間満了日の3営業日以内に受領しなければならない場合があり、また
- ・ 申込者の対象証券がアルゼンチンに対する係属中の行政、訴訟、仲裁またはその他の法的手続きもしくは強制執行手続きの対象とされ、アルゼンチンに対する未履行の支払命令、判決、仲裁判断またはかかるその他の命令の対象とされ、または「遮断指図」もしくは譲渡に対するその他の制限に従うべきものとされている場合、申込者は必要とされるすべての追加書類の提出を含め、すべての特別の手続きを適用ある期日までに履行しなければならない。

したがって、申込者が自己の保管会社もしくはその他証券仲介機関と接触し、情報を提供した後は、申込者の交換申込書および必要とされるその他のすべての書類が適切にかつ適用ある期限までに提出されるためには、かかる機関ならびに当該直接参加者および決済機構が必要な措置を講ずることに依存しなければならないことになる。この間、いくつかの仲介機関が介在する可能性がある。この交換手続きに係する個人もしくは団体が申込者の申込みの提出にあたり過誤を犯す可能性がある。のみならず、極めて大量の対象証券が未償還であり、また、これらの対象証券につき、極めて多数の申込者が存在している。対象証券の申込者の相当割合が本エクスチェンジ・オファーにおいてその有する対象証券につき申込みを行った場合、決済機構は申込みを行う申込者による申込みの処理またはかかる申込者に対する新証券の交付または現金支払い（適用ある場合）につき、著しい遅滞、またはもしかするとシステムの停止に陥る可能性がある。かかる過誤、処理の遅滞もしくはシステムの停止の結果、申込者の交換申込書（およびまたは関連書類）の提出が不適切に行われ、あるいは関連する期限後に届くか、あるいはまったく届かない、またはその新証券の交付または現金支払い（適用ある場合）が著しく遅滞するという可能性もある。

アルゼンチンが撤回権を付与し（一定の限られた場合に限り付与することになる。）、申込者がこの権利を行使しようとする場合は、交換代理人は、申込者により正しく作成された撤回通知を所定の期間内に受領しなければならない。撤回通知の提出は当該申込者の交換申込書が提出されたのと同じの証券仲介機関、直接参加者および決済機構を経由して行われなければならない。この撤回手続に係する個人もしくは団体が申込者の撤回通知の提出にあたり過誤を犯し、そのため、申込者が申込みを撤回できなくなる可能性もある。

申込者が金融機関またはその他の証券仲介機関を通じて対象証券を保有している場合、当該申込者は、かかる金融機関または証券仲介機関に連絡を取り、当該申込者の対象証券を、当該申込者に代わり提供するよう指示しなければならない。申込者の対象証券が提供される決算機構の期限に間に合わせるために、かかる金融機関または証券仲介機関が申込者の指示を受けるためのより早い期限を設けている可能性があるため、当該申込者は、前期申込期限または期間満了日（適用ある場合）より十分前もって、かかる金融機関または証券仲介機関に連絡を取らなければならない。

アルゼンチン、グローバル・コーディネーター、インターナショナル・ジョイント・ディーラー・マネージャー、情報取扱代理人および交換代理人のいずれもかかる過誤またはその他の、決済機構、直接参加者もしくは保管会社によるかかる申込みもしくは撤回手続の不遵守について責任を負うことはない。

申込者は対象証券の申込みを行うにあたり（申込者が対象証券を主決済機構以外の決済機構を通じて保有している場合）、また対象証券を保有するおよび現金支払いを受領する（適用ある場合）にあたり（申込者が新証券を主決済機構以外の決済機構に開設した口座において保有しようとする場合および現金支払いを受領しようとする場合（適用ある場合））、遅延、不便宜およびその他の不都合を被る可能性がある。

アルゼンチンは主決済機構との間でこれらの決済機構に対して、交換申込書を申込みを行う申込者に代わり交換代理人に直接交付することを認める特別な取決めを締結している。申込者が対象証券を本エクスチェンジ・オファーにおける申込みにつき授權を受けていない決済機構を通じて保有している場合、申込者はその対象証券につき申込みを行うためには特別の手続きに従わなければならない。申込者は適用される手続きおよび期限につき自ら把握することを要し、その対象証券の申込みを行うにあたり遅延、不便宜もしくはその他の不都合を被る可能性がある。

さらに、申込者が新証券を主決済機構以外の決済機構における口座に保有しようとする場合および現金支払いを受領しようとする場合（適用ある場合）、申込者はその新証券および現金支払い（適用ある場合）を受領するためには特別の手続きに従わなければならない。その新証券および現金支払い（適用ある場合）を受領するにあたり遅延、不便宜もしくはその他の不都合を被る可能性がある。

新証券に関するリスク要因

日本で募集される新証券には債券の管理会社は設置されない、従って、保有者は共和国が期限の利益喪失事由に該当したか否かの判断その他の管理を自らの責任において行わなければならない、各保有者の対応の統一を図るシステムが存在しないため、情報の混乱、錯綜等により適切または適時の対応を行うことができなくなる可能性がある。

日本で募集される新証券には財務代理人も支払代理人も選任されない、財務代理人による期中管理事務や支払代理人による元利金支払事務は金融機関が遂行するのが通例であるため、かかる事務遂行が必ずしも適切または適時に行われない可能性がある。

GDP連動証券に関するリスク

2005年前対象証券の保有者は、GDP連動証券の条件を認識し、GDP連動証券の支払いが予測不能な要因に依存し、そのため過去のGDP実績は将来の支払能力を示すものではないことを認識しなければならない。

GDP連動証券には元本支払いはなく、GDP連動証券に基づくすべての支払いはアルゼンチンの国内総生産の実績(「元本削減債および元本維持債12その他(9)GDP連動証券の要項」に記載される。)に連動している。GDP連動証券につき支払いがなされるためには、一定の基準が達成されなければならない。特に、ある年度において支払いがなされるためには、当該年度におけるアルゼンチンの実際の実質国内総生産が定められた金額および年間成長率を上回らなければならない。アルゼンチンの国内総生産の過去の実績は将来の実績を示さない可能性があり、この支払いのための条件が毎年満たされる、またそもそも満たされることになるかは明確でない。加えて、GDP連動証券の存続期間中の支払総額はGDP連動証券の支払上限額を上回ることができず(また、本エクスチェンジ・オファーの決済の後において、申込者が2005年前対象証券を提供する場合、支払上限額の目的上、当該申込者は、それまでに行われた全ての支払いを受領したとみなされる。)また、GDP連動証券はその支払上限額に達した年度において満了したものとみなされることとなる可能性がある(「元本削減債および元本維持債12その他(9)GDP連動証券の要項」に記載される)。さらに、アルゼンチンの正式な財務および経済の情報および統計、とりわけ国内総生産の計算もしくは編集の相違が、GDP連動証券の価値または収益率の評価に影響を及ぼす可能性もある。特定の財務、経済およびその他の情報は、中央銀行およびその他の政府組織による定期的な見直しの結果この後、新たなまたはより正確な情報を反映するために著しく改訂される可能性があり、アルゼンチンは支払後におけるその国内総生産の計算の変更を理由に、GDP連動証券の所持人に対してすでに支払われた金額を調整することは要しない。

一定の事情がGDP連動証券の時価を害する可能性がある。

GDP連動証券に基づき支払われる金額は部分的にアルゼンチンの国内総生産の実績に基づいている一方で、ある年において支払われるその金額(もしあれば)はその他の多くの要因にも依存することになる。したがって、市場がこの種の証券に基づく将来における一連の支払いを正確に予測することは困難あるいは不可能であり、その結果、GDP連動証券がこの将来における一連の支払いの価値を著しく下回る価格で売買される可能性があり、また、アルゼンチンの国内総生産の水準の変動がこれに見合うGDP連動証券の市場価格の変動に至るとは限らない。GDP連動証券に基づく支払いはペソで計算されるため、その支払いがペソ以外の通貨で行われなければならない場合であっても、ペソ以外の通貨建のGDP連動証券の所持人は通貨換算リスクに直面する可能性がある。このような要因のため、GDP連動証券を売買することは困難となる可能性があり、また、GDP連動証券の市場価格は悪影響を受ける可能性がある。

すべての新証券に関するリスク

新証券の市場が流動性を欠く可能性がある。

アルゼンチンの公的負債または保証の取引市場の流動性に関して、新証券の保有者が将来において新証券を売却できることを何ら保証することはできない。アルゼンチン新証券の市場が発展または存続できない場合には、所有する新証券の売却が一層困難となり、新証券の取引価格を引き下げおそれがある。また売却することができたとしても、長期間を経てようやく転売が可能となる可能性がある。

申込者が外国為替取引の経験がない場合には、自国の通貨建てでない新証券への投資は申込者にとって適切でないことを、申込者は理解しておくべきである。特に申込者は、新証券の指定通貨が自国通貨に対して下落した場合、新証券の実効利回りがその金利より引き下がり、損失となるおそれがあることに留意しなければならない。

自国通貨と指定通貨の為替レートは大幅に変動する可能性があり、結果として新証券の利回りを損なうまたは損失となる可能性がある。近年は、一定の通貨間で為替レートの変動性がきわめて高く、将来においてもかかる変動性が継続すると想定しなければならない。

しかし、過去において生じた特定の為替レートの変動は、必ずしも自国通貨に対する将来の変動を示唆するものではない。自国の通貨が経済動向に応じて自由に変動することを各国政府が自発的に認めることはまれである。主権を有する政府は、自国の中央政府への介入または規制もしくは税金の賦課など、自国通貨の為替レートに影響を及ぼす多様な手法を用いることができる。政府は、また流通通貨に換えて新規通貨を発行することができ、または通貨の減価や再評価によって為替レートを改めることができる。本エクスチェンジ・オファーに参加する際の特定のリスクは、これらに類する政府の行動が、自国通貨以外の通貨建てによる新証券の利回りに影響する可能性があるということである。本エクスチェンジ・オファーへの参加、および新証券の保有または新証券に関わる支払いの受領に影響する可能性がある事柄を協議する場合には、自国における財務および法務アドバイザーに相談されたい。

アルゼンチンに対する判決もしくは仲裁判断の取得または執行が困難である可能性がある。

アルゼンチンは主権を有する存在である。公的債務に対する政府の不履行に基づく行動において、アルゼンチンに対して米国において総額約86億米ドルおよびドイツにおいて約231百万ユーロに上る申立てが提起されている。米国などでアルゼンチンに対して訴訟を起こしている当事者は、アルゼンチンに対して訴訟が起こされた法域における主権免除法の制限を受ける。従って、アルゼンチンの新証券の申込者または受託会社が、かかる証券に関して、米国などにおいてアルゼンチンに対する判決を受けまたはこれを執行することは困難である可能性がある。

アルゼンチンなどの外国国家の資産に対して差押えおよび執行を図ることは、米国においては、1976年の外国主権

免除法(以下、FSIAという。)ならびに1961年の外交関係に関するウィーン議定書(以下、ウィーン議定書という。)などの国際条約を含む国際公法に従い、規律されている。

外国国家が訴訟および執行の免除を放棄する場合であっても、FSIAはアルゼンチンが不履行債権に関連して、外国国家における以下の資産に対する差押えおよび執行を制限している。(1)米国内に存在し、かつ(2)米国内における商業活動のために使用される資産。不履行債権についてアルゼンチンを訴えた原告は、アルゼンチンに帰属する、および米国内に存在し、かつ米国内における商業活動のために使用されている、原告の申立て資産に対して判決前の差押えおよび判決後の執行を求めた。FSIAはまた、外国の中央銀行の資産や軍事資産についてと同様に、かかる資産についての差押えおよび執行からの特別保護を規定している。さらに、アルゼンチンは、米国の証券法またはその他の州の証券法に基づいて起こされたアルゼンチンに対する訴訟において、FSIAに基づいて、主権免除を申し立て、また管轄権に服すること、アルゼンチン国立銀行(Banco de la Nacion Argentina)を送達受領代理人としての任命することおよび主権免除の放棄はこれらの訴訟を含まないと申立てるかもしれない。アルゼンチンは、同国がFSIAに基づく差押えおよび執行に従うと主張する資産に対して、原告および判決債権者が差押えおよび執行を試みることに強く反対している。

その他の国における免除法もまた、外国国家の管轄ならびに差押えおよび執行からの免除を規定している可能性がある。国家は、アルゼンチン、フランス、スペイン、英国およびイタリアなど、多くの国々が採択しているウィーン議定書などの、外国国家の外交的資産を保護する条約の調印者である可能性がある。アルゼンチンは、米国以外の法域において、それらの法域の免除法および適用ある国際公法に基づいて、原告の試みに対して反対している。

アルゼンチンは、アルゼンチンの裁判所において、債権者が非アルゼンチンの判決を承認し、執行しようとする試みに反対している。アルゼンチンの反対の根拠は、外国の判決はアルゼンチンの公序の原則に違反し、アルゼンチンの裁判所で以前にまたは同時に発行された判決と矛盾し、またはアルゼンチンは、正当な訴訟手続きの権利を付与されていないということなどである。2010年3月2日、米国の判決の承認を求める訴訟である、クラレン・コーポレーション事件(Claren Corporation C/ EN S/ Varis)について、アルゼンチンの連邦下級裁判所は、アルゼンチンが主張したとおり、原告が出資した債券のアルゼンチンによる発行は商業活動に相当するものの、経済的および社会的な非常事態の結果として、債券についての支払猶予を宣言したアルゼンチンの決定は主権の行使に相当するものであり、外国の裁判所はこれに服すべきものであるとした。従って、アルゼンチンの連邦下級裁判所は、外国の判決は主権免除に対するアルゼンチンの権利を否認し、そのためアルゼンチンの公序の原則と矛盾するという判決を下した。

アルゼンチンに対し、総額約913百万ドルに上るICSIDの仲裁が8件裁定された。ICSIDの仲裁執行について、1965年の国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約(以下、ICSID条約という。)の第53条および第54条に基づき、アルゼンチンは、同国に対して下されたICSIDの裁定に応じるため、裁定取得者がICSID条約の第54条(2)に基づき任命を受けた機関、つまりアルゼンチンの裁判所にその裁定を提出し、アルゼンチンに対する判決金の回収について適用される手続きに従わなければならないという立場を取っている。それ以外の場合には、ICSIDの仲裁を執行する取り組みは、ICSID条約第55条に従い、執行が求められている法域で効力のある主権免除法に従う。

アルゼンチンに関するリスク要因

アルゼンチン等の新興市場に対する投資には一定のリスクが内在している。

アルゼンチンは新興市場経済国であり、新興市場に対する投資は通常、リスクを伴う。これらのリスクにはアルゼンチンの経済実績に影響を及ぼす可能性のある政治、社会および経済の不安定が含まれている。アルゼンチンにおける、また、その他のラテンアメリカおよび新興市場諸国における不安定は以下を含む多くの異なる要因によりもたらされている。

- ・ 高金利
- ・ 通貨価値の急激な変動
- ・ 高水準のインフレ
- ・ 為替管理
- ・ 賃金および価格統制
- ・ 政府の経済または租税政策の変更、ならびに
- ・ 政治的および社会的緊張

アルゼンチンは過去において政治、社会および経済の不安定を経験しており、また、将来も経験する可能性がある。これらの要因のいづれかならびに金融市場における不安定さは新証券の流動性、流通市場および価値ならびにアルゼンチンの負債返済能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

2007年に始まった世界的な信用危機および全面的な経済および市場の好ましくない状況はアルゼンチンの経済に影響を及ぼしており、また、引き続き悪影響を及ぼす可能性がある。

世界的な危機はアルゼンチンの経済に影響を及ぼしており、また、引き続き悪影響を及ぼす可能性がある。2007年に始まった世界的な信用危機および経済の悪化は世界各国の経済に重大な悪影響を及ぼしている。米国等の先進経済国は最悪の影響の一部を受けている一方で、中国やブラジル等の一部の新興経済国は重大ではあるが比較的軽度の影響を被っている。アルゼンチンは、その経済および財務成績に対するこの進行中の危機の影響を予測することができない。この進行中の危機の影響は輸出の減少、税収の減少および国際的な資本市場に対する更なるアクセスの不能を包含する可能性があり、こららはアルゼンチンの経済に重大かつ不利益な影響を及ぼす可能性がある。

アルゼンチンの経済は近年経験している成長率での成長を継続しない、あるいは将来収縮する可能性があり、これは国家財政および新証券の市場価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

アルゼンチンの経済は、多くの低成長もしくはマイナス成長ならびに高い水準および様々な水準のインフレならびに通貨の下落の期間を含め、過去数十年にわたり激しい変動を経験してきた。2002年の前期から2008年の第3四半期まで、アルゼンチンの経済は高い伸びを経験した。アルゼンチンの経済は2008年の第3四半期をもって、減速し始めた。政府はアルゼンチンの経済が速いペースで成長を再開すること、または将来収縮しないことについて、いかな

る保証を行うこともできない。経済の実績は以下を含む(ただしこれらに限られない。)種々の要因にかかっている。

- ・ アルゼンチンの輸出品に対する国際的需要。
- ・ 特定の商品の価格。
- ・ ペソの外国通貨に対する安定性および競争力。
- ・ 消費者の消費ならびに外国および国内の投資の水準、ならびに
- ・ インフレ率。

アルゼンチンの経済がさらに減速するかまたは収縮する場合、新証券の市場価格は悪影響を受ける可能性があり、また、アルゼンチンの公債返済能力が阻害される可能性がある。

ペソの価値の急激な変動に対処することを目的とした為替市場に対する中央銀行の介入はアルゼンチンの外貨準備に悪影響を及ぼす可能性があり、また、ペソの価値の大幅な下落もしくは上昇はアルゼンチンの経済およびその公債返済能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

中央銀行は通貨を管理し、ペソの価値の急激な変動を防止するため、随時、為替市場に介入する。2008年の第3四半期より、ペソの価値はドルに対して下落している。中央銀行は更なる急激な価値の下落を阻止するため市場においてペソを買った。このペソ買いは中央銀行の外貨準備の減少をもたらした。将来、ペソの価値がドルに対して下落した場合、中央銀行は更なる価値の下落を阻止するためペソ買いを再開する可能性があり、これは中央銀行の外貨準備の減少をもたらす可能性がある。中央銀行の外貨準備の著しい減少は経済に対する外的影響に耐えうるアルゼンチンの能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2002年にアルゼンチンが管理変動為替制度を採用して以降、ペソの価値はその間変動している。アルゼンチンは申込者に対して、ペソの価値が将来著しく下落または上昇することを保証することはできない。ペソの価値の著しい下落はとりわけ、アルゼンチンの外貨建ての公債の返済コストを増加させることになりうる。ペソの価値の著しい上昇はとりわけ、アルゼンチンの輸出品の他の供給元の商品に対する競争力を低下させる可能性がある。ペソの価値の大幅な下落もしくは上昇はアルゼンチンの経済およびその公債返済能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

アルゼンチンの取引相手国もしくは取引競合国の通貨の価値の大幅な下落はアルゼンチンの輸出品の競争力に悪影響を及ぼし、アルゼンチンの輸入を増加させ、その結果、その経済に悪影響を及ぼす可能性がある。

アルゼンチンの他の取引相手国もしくは取引競合国の1もしくは複数の通貨の対ペソ価値の下落によりアルゼンチンの輸出品が高額となりその競争力が低下する結果となる可能性があり、これによりまた、相対的に安価となった輸入品の増加をもたらす可能性がある。輸出品の減少および輸入品の増加はアルゼンチンの経済成長、その財政状態およびその負債返済能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

アルゼンチンの主要輸出産品の国際価格の下落はアルゼンチンの経済および国家財政に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

アルゼンチンの輸出産品のほとんどの価格は2008年の第3四半期から2009年の第1四半期にかけて著しく下落したのち、上昇に転じた。国際商品価格が将来、再び下落し、またはさらに上昇しない場合、アルゼンチンの経済は悪影響を受ける可能性があり、アルゼンチンの輸出品に対する政府の租税収入は減少し、国家財政に悪影響を及ぼす可能性がある。

インフレの上昇はアルゼンチンの経済見通しに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2004年から2008年の第3四半期まで、アルゼンチンならびにその他の世界の諸国はとりわけ、燃料、エネルギーおよび食料価格の急騰に起因するインフレ圧力に直面した。2009年において、アルゼンチンのインフレは世界的な金融および経済危機により減速した。

アルゼンチンの負債の一部はインフレに連動しており、そのため、価格の上昇は負債および負債の返済の増加をもたらす。2009年9月30日現在、アルゼンチンの公債総額(ほとんどすべての場合、中期および長期の満期を有する。)のうち、約383億米ドル(27%)はインフレに連動していた。アルゼンチンのインフレ連動の負債は政府が作成する公式の統計に基づき調整される。かかる負債の調整および支払いは再表示もしくは改訂の対象とされていない。

インフレはなおアルゼンチンの対処すべき課題としてある。著しいインフレはアルゼンチンに重大な悪影響を及ぼす可能性があり、アルゼンチンの負債および負債の返済を、主として、大部分のインフレ連動の負債の満期が到来する中期および長期において増加させることがある。

アルゼンチンの経済はその主要な周辺取引相手国の著しい経済的困難またはより一般的な「感染」効果により発生する可能性のある外的ショックに対して脆弱であり、これらはアルゼンチンの経済成長およびその公債返済能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ブラジル、中国または米国等、アルゼンチンの主要取引相手国のいずれかの経済成長の著しい低下はアルゼンチンの貿易収支に重大な悪影響を及ぼし、また、アルゼンチンの経済成長に悪影響を及ぼす可能性がある。2008年の第4四半期以降、新興経済国および先進経済国双方の経済状態は世界的な経済および金融危機の影響を受けている。アルゼンチンは、その危機の期間もしくは程度またはアルゼンチンの主要な取引相手国に対するその影響を予測することはできない。アルゼンチンの輸出品に対する需要の減少はアルゼンチンの経済成長に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ある市場において発生した事由に対する国際的投資家の反応は時として、すべての投資地域もしくは投資種類が国際的投資家に嫌われるという「感染」効果を示すことがあるため、アルゼンチンは他国におけるマイナスの経済ないし金融の事態により悪影響を受ける可能性がある。

中央銀行およびその他の政府機関はその公表する統計の定期的な再検討を行っており、かかるデータの事後的な再検討から生じるアルゼンチンの公式の金融ないし経済データの修正または公式なデータ中の他の出所との重大な相違はアルゼンチンにおける異なる経済ないし金融の状況を明らかにする可能性があり、これはアルゼンチンが行ういずれかのオファーおよび/または新証券の市場価値に対する申込者の評価に影響を及ぼす可能性がある。

本書において示されている一定の金融、経済およびその他の情報は今後、新規またはより正確なデータを反映するため、大幅に修正される可能性がある。かかる修正は、公式の金融および経済データおよび統計の定期的な再検討の結果、生じることがある。公式のデータに対する修正は、特定の日現在のアルゼンチンの経済および金融の状況が本書記載の状況と異なる可能性があることを示すことがある。一部の民間のアナリストおよび非政府系の情報源は経済ないしは金融データを公表しているが、これらは公式の金融ないしは経済データとは著しく異なっている(また、より高いインフレ予想を提示している)。

2007年1月末、政府の統計機関であり、アルゼンチンの広大な領土および膨大なデータを調査することができる活動能力を有する唯一の機関であるINDECは制度改革手続きの対象とされた。民間のアナリストはINDECが公表したインフレ数値に対して(また、貧困、GDP予想等、インフレのデータにより影響を受けるその他の経済データに対して)異議を唱えた。政府はインフレのデータを含め、INDECの統計を使用し、またこれに依存している。政府は非政府系の情報源により公表されるデータの正確性を評価する監督権ないしは能力もない。別途、注記がなされている場合を除き、本書にはINDEC、中央銀行、経済財政省等の公式の情報源による統計のみが記載されている。

アルゼンチンにおいては、他の諸国におけると同様、統計の情報および方法は時の経過とともに評価および改良されることがあり、また、これらは異なる統計システムを使用して作成されたデータと異なる可能性がある。公式のデータ中の他の出所との重大な相違はアルゼンチンにおける異なる経済ないしは金融の状況を明らかにする可能性があり、これは本書を使用して行われるいずれかのオファーおよび/または新証券の市場価値に対する申込者の分析に影響を及ぼす可能性がある。

アルゼンチンの制限された資金調達および投資の源泉はその経済およびその公債返済能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

政府のプライマリー財政収支(すなわち、アルゼンチンの公債の利払いを除いた財政収支)は、アルゼンチンの負債の返済義務を履行するためには不十分である可能性がある。2001年における債務不履行以来、アルゼンチンは資金調達に対するアクセスを制限されているが、そのアクセスは主として以下のものから成る。

- ・ 国内債券の発行および公共部門間の資金調達を含む、国内募集による国内もしくは国際的な源泉からの借入れ、および
- ・ 世界銀行、米州開発銀行(「IADB」)およびその他の公的機関等の国際的な公的部門機関からの借入れ。

アルゼンチンは申込者に対して、外国の投資家および貸主が将来においてアルゼンチンに融資を行う意思があるか、また、アルゼンチンが国際金融市場にアクセスする能力もしくは意思があるかについて保証することができない。アルゼンチンはまた申込者に対して、国内の資金調達の源泉が将来、利用することができるかについて保証することができない。これらの資金調達の源泉の喪失もしくは制限または将来、外国の投資を誘引もしくは獲得することができなくなる可能性は、アルゼンチンの経済成長および国家財政ならびにその公債返済能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

アルゼンチンがそのエネルギー需要を充たすことができない場合、これはその経済に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、また、エネルギー補助金の政府に対する負担は国家財政に重大な影響を及ぼす可能性がある。

適切な国内エネルギー供給を確保するため、アルゼンチンは適宜、近隣諸国との間におけるエネルギーの輸入の増加および/または輸出の削減を行っている。アルゼンチンとエネルギーの取引を行う諸国、特に、ボリビアおよびチリのとの、あるいはこれら諸国間における政治的緊張は将来におけるエネルギー供給の入手可能性を脅かす可能性がある。

政府は頻繁に、天然ガスおよび燃料を含む一定のエネルギー製品に対して補助金、課徴金および価格統制を実施している。アルゼンチンは申込者に対して、補助金の政府に対する負担が国家財政に重大な影響を及ぼす可能性はないという保証を与えることはできない。

政府の財政およびその負債返済能力は1または複数の州による政府に対して負っているその債務の再編により重大かつ不利益な影響を受ける可能性がある。

アルゼンチンの諸州はその債務の再編、準通貨債券の償還、多当事者間ローンおよびその他の取引に関連して、政府に対して一定の債務を負っている。これらの債務の再編はアルゼンチンの財政およびその公債返済能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

経済危機が再び発生した場合、政府は為替管理および送金制限を強化する可能性があり、これはアルゼンチンの民間部門の経済活動に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

過去に、中央銀行は危機が発生したときに為替管理および送金制限を課しており、かかる為替管理および送金制限の一部は現在も存在している。政府が将来、為替管理および/または送金制限を強化しないという保証はなく、これはアルゼンチンの民間部門の活動に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

政府は経済的な補助金を給付しているが、これはアルゼンチンの国家財政に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

政府はエネルギー、農業、輸送その他の部門に対して補助金を給付している。これらの補助金は政府に対して相当の負担となり、この負担は、補助金の対象とされた食料、エネルギーその他の商品の価格が上昇するにつれ増加する。政府の補助金の継続または拡大はアルゼンチンの国家財政に悪影響を及ぼす可能性がある。

訴訟

アルゼンチンの公的債務の債務不履行により、債権者は多数の国において多くの訴訟提起を引起しており、その多くはアルゼンチンに不利な判決に終わっている。訴訟継続および判決増加の可能性はアルゼンチンの財政およびその公債支払い能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

その時点で総額891億米ドルにのぼっていた公的債務に対する、2001年12月31日の政府による債務不履行を根拠として、米国、イタリア、ドイツおよび日本を含む多くの国において、2005年債務交換に参加しなかった債券の所持人およびそうした債券の所持人から債券を取得した者を含む債権者または債権者を代表する機関により、アルゼンチンに対して非常に多くの訴訟が開始されている。こうした訴訟は、アルゼンチンがその債券の利息および/または元本

を期日に支払わなかったと主張し、当該債券の額面価額および/または未払利息の支払を命じる判決を求めている。

米国においては、2002年3月以降、18件の集団訴訟を含む約158件の訴訟が提起されている。2009年1月に、ニューヨーク州の南地区を管轄する連邦地方裁判所は、総額約22億米ドルの8件の集団訴訟各々の代わりに集約的判決を下した。アルゼンチンはこうした判決および集団認定に対し控訴し、控訴は現在連邦第二巡回区控訴裁判所において係属中である。他の5件のケースで集団認定が付与されている。総額64億米ドルの104件の個別訴訟において、政府に対し不利な判決が下されてきた。米国の判決または米国における訴訟において係属中の請求に係る債券の所持人の一部は、米国および他の国において政府の資産ならびに、政府の債務を弁済に利用することが出来ると債権者が主張したアルゼンチンの様々な企業や他の者の資産の差し押さえを試みてきた。

イタリアでは、イタリア最高裁判所が、アルゼンチンのその対外債務再編に関する行為は主権的行為であり、イタリアの裁判所による管轄権から免責されるものであるとの決定を2005年に出したため、民事裁判所に提起されたアルゼンチンに対する13件の訴訟すべてが却下されている。

ドイツでは、約596件の訴訟手続きがアルゼンチンに対し提起されている。約2億3,100万ユーロの元本およびその利息に係る401件には最終判決が言い渡されている。ドイツでは現在129件が係属中であり、その請求額は元利合計で約4,600万ユーロである。

日本では、元本および利息合わせて約110億円を請求する訴訟が開始されている。訴えは現在係属中である。

アルゼンチンは、さらなる訴訟が、アルゼンチンに対して不利になされる追加的な実質的判決をもたらさないことを保証することはできない。現在または将来的な訴訟は、アルゼンチンの資産またはこれらの債権者がアルゼンチンの所有物であると主張している。政府もしくはその所有者がその他の目的で使用することを意図している資産に対する強制処分、差押えもしくは差止め命令をもたらす、かつ財政、新証券の市場価格および債務を返済するアルゼンチンの能力に対して重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

二国間投資協定に基づく仲裁手続は、アルゼンチンの財政および債務を返済する能力に対して重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2001年および2002年に政府が適用した緊急措置のいくつかに異議申立てがあり、損害への補償を求めて、国際投資紛争解決センター(「ICSID」)へアルゼンチンに対して数件の仲裁手続きが取られている。これらの手続きは主に様々な二国間の投資協定に基づく多数の民間企業における外国人投資家によってなされている。現在、アルゼンチンに対して係属中である34件のICSID手続きがあり、この内9件は、和解交渉が中断されている。これらの34件の内3件については、イタリア人債券所持人によりまたはこれを代理してなされたものであり、額面金額で総額約44億米ドルの手続きであるということであり、これには、イタリア人債券所持人であるとされる人々によりまたはこれを代理して申し立てられた約180,000件以上の請求に関わる手続きも含まれている。8件の手続きにおいてアルゼンチンに対して総額約9億1,300万米ドル(利息および裁判手数料を除く。)の裁定が下されているが、裁定のいずれも執行されていない。政府の知る限り、2名の申立人がその裁定につき、ニューヨーク裁判所で執行可能であるとの承認を受けた。2名の申立人が、ロンドンおよびパリの裁判所でも同様の手続きを開始した。

アルゼンチンは、残存するICSID手続きまたは強制執行手続において、政府が勝訴することを保証することはできない。これらおよび将来的な訴訟における政府に対する判決は、アルゼンチンの資産または原告がアルゼンチンの所有物であると主張している。政府もしくはその所有者がその他の目的で使用することを意図している資産に対する強制処分、差押えもしくは差止め命令をもたらす、かつ財政、新証券の市場価格および債務を返済するアルゼンチンの能力に対して重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

債権者が、分身の理論およびその他の理論を用いてアルゼンチンの中央銀行および機関または政府機関に対する訴訟を起こし、アルゼンチンに対する損害賠償を強制執行しそれが成功した場合、公的機関および準備金ならびに年金基金などの資産に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

債権者は、特定のアルゼンチンの公共部門機関、政府機関、企業および金融部門団体(「アルゼンチン機関または政府機関」という。)に対し訴訟手続きを開始し、これらの団体によりまたはこれらの団体のために保有される資産に対する差押えおよび差止め命令を要求してきている。アルゼンチン機関および政府機関に対する訴訟および強制措置は、分身の理論、流用(Appropriation)またはその他の理論に基づいており、これらの団体がアルゼンチンの債務に対する責任を負うべきであると主張している。これらの訴訟手続きのうち最も重大なものには、米国における中央銀行の準備金、年金基金およびアルゼンチンの信託が保有する米国預託証券に対する差押えおよび/または差止めを求める訴訟が含まれる。2010年4月に、ニューヨーク州南部の米国連邦地方裁判所は、中央銀行はアルゼンチンの分身であるという原告の理論に基づき、ニューヨークの連邦準備銀行において保有される中央銀行の準備金のうち約1億米ドルを差押えおよび差止めするという決定を下した。さらに、かかる決定は、争点となっている中央銀行の準備金は、米国における商業活動に用いられているアルゼンチンの資産であり、従ってアルゼンチンに対する原告の申立を充足するために使用可能であると判示した。アルゼンチンおよび中央銀行は、かかる決定について控訴する。

債権者はまた、かかる資産が国家免責法および国際公法により保護されているにもかかわらず、米国における外交目的の資産およびその他管轄区域における一定の外交および領事目的の資産の差押えを求めた。

アルゼンチンは、米国の国家免責法、その他管轄区域の国家免責法および国際公法により保護された資産の差押えについて激しく反対しているが、債権者が今後、アルゼンチン機関または政府機関もしくはその他の団体の当該資産に対して訴訟を起こさないことまたはアルゼンチンがかかる係属中または将来における訴訟において最終的に勝訴することを保証することはできない。

<後略>